

金光教學

金光教教學研究所紀要

61

2021

金光教教學研究所

金光教学 — 金光教教学研究所紀要 —

2021

NO.61

「めぐり」という言葉にみる信心の姿	……高橋 昌之……	1
明治改暦と「金神」 — 金光大神における神把握をめぐって —	……白石 淳平……	54
資料 〈金光大神事蹟に関する研究資料〉 「御金神様御さしむけ金銭出入帳」解説文……………		112
資料解説 「御金神様御さしむけ金銭出入帳」について	……岩崎 繁之……	166
<hr/>		
令和2年度研究論文概要 ……………		179
紀要掲載論文検討会記録要旨 ……………		186
彙報—令和2.4.1～令和3.3.31— ……………		189

(第60号正誤表P198)

「めぐり」という言葉にみる信心の姿

高橋 昌之

はじめに

私たちは、毎日の生活において様々な事態に直面し、そこで起きていることの意味を考えさせられ、立ち行く道を求めつつ生きている。信奉者の多くは、それらを信心へたずねていくこともあるだろう。その場合、これから本稿で見えていくように、信心の言葉は人間が存在する世界のあり様や生きる意味を明かしつつ、当人の与り知らない過去との繋がりなどに難儀の原因を求め、助かりを示そうとしてきた一面がある。そして、人の生を外側から粹付けるそうした言葉は、当人が先へと進む力になる一方で、却って苦しみを増すなど難儀を深刻化することもあることから、様々な受け止めがなされてきた。本稿では、こうした人々の様相から浮かび上がる意味について、主に「めぐり」という言葉が語られた文脈を辿りながら考えていくが、以下にその問題関心を述べておきたい。

1 一般的に循環や邂逅を意味する「めぐり」という言葉は、本教において、例えば「親先祖や自身が積んだ「めぐり」によって、当人だけでなく子孫まで難儀な目にあう」という具合に語られてきた。「めぐり」は本教において、当面する諸問題が、先祖の在り方や自らの過去に起因する事を示唆するとともに、難儀の原因が世代や時代を越えて子

孫へと受け継がれる事も意味するなど、^①運命的かつ否定的価値を帯びる傾向にある。こうした語られ方に漂う仄暗さへの忌避感が一因となっているためか、「めぐり」は現在、教団刊行の新聞といった公の場において言及し難い言葉と目されている。^②ところがその上で興味深いのは、この言葉が今も淘汰され切ることなく、「私の家は「めぐり」が深い」「徳を積んで「めぐり」を減らす」等、信心理解に関する信奉者の言説に散見し、当事者にとって無視出来ない重みを湛えている点である。^③

この後に確認していくが、同様の言説は既に、明治末から大正期にかけての教内紙誌上で頻繁に見られ始め、人々の能力や境遇等について、当人の関知しない生まれや過去により定まっていると説く教導・教話を数多く確認することが出来る。^④しかし、時代を経るともに以前のように言及し難くなっているとするとするならば、その変化に如何なる信心上の問いを確認することが出来るのだろうか。こうした関心から当時の記事を検討すると、「めぐり」は、個人が身に覚えのない難儀に見舞われたり、家の中に何故か不幸が続くといった、説明の困難な出来事に関して語られる傾向がある。そしてその中で、信心の進展具合で「めぐり」の消長を天秤に掛けたり、難儀の克服や解消が困難だと見る判断を「めぐり」から導きその原因を説くといった、当人の信心に責を帰する語り方が浸透する一方、自助努力に収まらない問題の様相も顕わになるなど、多くの議論を呼んだ実際が見えて来る。

例えば大正期の教内新聞『金光教徒』を窺うと、読者から寄せられた信仰上の疑問に編集側が回答する「信仰問答」欄で様々に応答が交わされており、その主要な話題の一つに「めぐり」を見ることが出来る。当時、同紙上では論説、教話、霊験談などの形をとりながら、度々「めぐり」について論じられていたため、これらの記事に親しんだ読者が、教会で教師から聞いた話や、自身の境遇に重ね合わせて抱いた問いを投げかけていた。以下の質問を寄せた「罪深

き男」も、同欄にしばしば登場する読者の一人であった。

【問】メグリと云ふことに就いて私は常になやんでいます。教会所で先生の御理解を承はつてもやつぱり腑に落ちぬことが多くてなりません。私のメグリと云ふ事についての疑問も種々ありますが次にそれ等を列挙いたしますから御面倒でせうが御教下さい。

一、メグリと云ふ事を一般の原因に対する結果と見てよいものでせうか。

二、メグリがあるが為に人生の災禍を招くと云ふ事は分りますが、人生の災禍は悉くメグリ即ち罪の結果なのでせうか。

三、病気等の直接原因、即ち例へばコレラ菌等を吸み下した場合コレラ病にかかるのもメグリの結果と云へませうか。

【…】

〔信仰問答〕『金光教徒』第三六四号、大正一二年二月二日

この「罪深き男」は、数年に及ぶ病により両親や妻子の世話を受けながら暮らしていたといい、以前の投稿でも、その苦しさを訴えながら信心で救われることの意味を尋ねていた。右の投稿では、これら以外にも質問を重ねているが、^⑥彼は現在のような境遇に逢着した原因を、「罪深き男」というペンネームの通り、何か罪を犯したかも知れない自身のあり様に求め、「めぐり」という言葉を用いつつ理解しようとして試みたのだろうか。

3 彼の問いに対して編集側からは、無記名での回答が付されている。まず、「めぐり」を一般的な因果論になぞらえ

る一つ目の問いについて、回答者は一定の理解を示した上で、先祖や自身の罪悪が、後に自身や子孫の禍を引き起こすという金光教の「めぐり」観を提示している。ところが次に、二つ目の問いへの回答に目を移すと、今度は災禍と「めぐり」との関係は分らないとされ、むしろ禍によって信心を進めたいとする、回答者の信念が述べられている。三つ目の質問についても、コレラの原因が「めぐり」かどうか回答者には分からず、回答出来ない旨が記されている。

このように、質問者と回答者において「めぐり」という言葉は共有されているようでありながら、いざ具体的な場面を設定すると両者の応答はすれ違い始め、最終的には、自身の無力を認めつつ神に任せて生活する重要性を指摘するにとどまっている。この投稿以外にも、「罪深き男」の質問に回答者は答え難さを滲ませ、問答に触発された他の読者が質問を投稿するなど、周囲を巻き込みつつ応答が続けられた。こうした様相は、両者の問答に読者も一定の関心を示していた事を窺わせる。「めぐり」という言葉が、それに触れた者の境遇や人生に対する思いを、それぞれの仕方ですら喚起させる傾向を有するからだろうか。

ここで、しばしば「めぐり」と比定して語られる「業」「宿業」に眼を向けると、仏教でも、次のような議論が重ねられてきていることが分かる。例えば、心身の障害や出生環境等、個人の行為や意志に帰することが難しく、如何ともならない困難について、「前世の業」「自業自得（前世の種蒔きが悪かった）」等、過去に遡り当人の責任を指摘して諦めを強要するような、差別的視線を合理化する言説が問題化されてきた^⑧。そこでは、生まれによる差別を右の理屈から「社会自然の差別」として正当化し、全国水平社運動を批判した大正期の宗教教団の例も挙げられ、現代においてなお根強く残る問題として論じられている^⑨。中には、同じ「業」「宿業」という言葉を使いながら、自

身の身体的障害に看取された仏の深い思いを語る当事者の声もあるが、右に述べた差別的な言説は、歴史を通じて強者が弱者に向けてきたとされ、宗教者が人々に対する場面で受け手を戸惑わせ、苦しめてきた実際も指摘されてきた。^⑩

本教で、公に「めぐり」を語り難い現状があるとすれば、仏教で指摘された差別的言説の回避には寄与していると言えそうである。しかし同時に、仮に社会の秩序化に適格的な当たり障りのない言葉の選択にばかり腐心させられているなら、その言葉は、目の前で苦しむ相手へ如何に届き得るのか、との問いを抱かされる。本稿は、直接的に差別論を扱うことはしないが、「めぐり」に注目することで、本教において人間やその運命が如何に眼差されてきたのかを辿りながら、人々が当面してきた問題を検討する一助となるのではなからうか。その意味でこの取り組みは、それぞれの時代において生きられた信仰の様相を捉え返し、今日における本教教義のあり様を問い直す教学的意義を有するものと考えられる。

そこで本稿では、この言葉が受け止められ、語られてきた文脈に注目しながら、人間やその生に対する規定的な言説を成り立たせてきた信心の在り方と、それが今日に与える意味を追究したい。^⑫ 具体的には、明治末大正期を中心に教内紙誌（『みかげ』『大教新報』『金光教徒』『新光』^⑬他）、教話集等を対象としながら、主に「めぐり」が論じられている文脈を描き右の課題を追究する。とりわけ明治末大正期に着目するのは、冒頭に述べた通り、この時期に人間の生を説く中で「めぐり」が頻出するとともに、当時における言説が地下水脈のように現在の信仰理解に確認される事から、今日における教義的課題を検討するのに相応しいと判断したことによる。^⑭

以下、第一章では、教内紙誌での「めぐり」に関する言説の特徴を分析して議論すべき点を窺う。それを踏まえ

て第二章では、「信仰問答」で繰り広げられた応答や、「めぐり」に関して語られた「教祖」像の分析から垣間見られる問題を論じる。第三章では、当時、困難とされた境遇を生きる様が注目された人物の具体的様相に浮かぶ意味を、一部昭和前期までを含む資料から検討する。なお、資料中には「めぐり」「メグリ」「循環」^(めぐり)「因果」^(めぐり)など当て字も含まれた様々な表記が見られるが、本稿では資料中の表記を除いて「めぐり」の語を用いる。

また『金光教教典』からの引用箇所について、「金光大神御覚書」(以下「覚書」)は章・節・項番号を、また「金光大神御理解集」(以下「理解」)は類・伝承者名・節・項番号を以て示した。その他の引用については、旧字・旧仮名・送り仮名を改めた場合もある。

第一章 「めぐり」に見る因果論的言説とその相対化

I、教内紙誌における「めぐり」の諸相と因果論

明治三〇年代から刊行が始まった教内新聞を検討すると、「めぐり」に触れた記事は継続的に見られ、大正初年までの比較的早い時期には、幾つかの熟語に「めぐり」「メグリ」のルビを付した例がある。それらは、「仏家では云ふ因果、金光教で云へばお前の身の循環の深き故」^(めぐり)、⁽¹⁵⁾「人並過ぐれて罪障の深いもの」^(めぐり)、⁽¹⁶⁾「ただ此因果が晴れまする様」^(めぐり)「之が何も前世の因果と云ふだ有まいけれど」^(めぐり)、⁽¹⁷⁾「何でも自分で能く其廻りを取払ふ様に」^(めぐり)「云ふに云へぬ廻りがあるのではないか」^(めぐり)、⁽¹⁸⁾「祖先代々より積み重ねたる家の罪業、幼少の時から犯し来たった身の罪業」^(めぐり)、⁽¹⁹⁾「前世の罪悪は消滅、現世の生活は肉体も精神も共に何時も々々真実に幸福」^(めぐり)等である。⁽²⁰⁾

一般的な用語の意味に照らすと「循環」「廻り」は、そのまま日本語の「めぐり」（一定の順序でまわること。回転。循環）に相当し、正負の価値は帯びていない。「因果」は原因と結果を意味する仏語で、一切の現象の原因と結果の法則を指す。但しこの言葉は、前に行った業の報いも意味し、その場合多くは前世における悪業の報いを指すとされる。「罪障」「罪業」「罪悪」は読んで字の如く、言葉自体が負の価値を帯びている。

このように「めぐり」「メグリ」のルビが付いた言葉は、一般的には正負の価値を伴うものばかりではない。しかし、教内新聞での「循環」や「因果」をはじめとする言葉の用例を確認すると、いずれも困難な状況を招く、負の価値を帯びた原因を指す意味で用いられている。これらの事実からは、独立から間もない金光教において、世間に広く知られた言葉のニュアンスを借り、金光大神が語った言葉の内容を理解、説明しようとした痕跡が浮かんできくる。このような傾向との関連で関心を惹かれるのは、初期の靈験談において、先述の「仏家では云ふ因果、金光教で云へばお前の身の循環の深き故」の他にも、「畢竟は仏家の説かれた如く、此身の罪障深きが故か」²³、「是ぞ仏教にて所謂因果の為か」²⁴の様に、仏教の言説を引きあいに出しつつ、金光教の信心を説く言説が散見することである。

そのうち、仏教との直接的な対比で「めぐり」に言及する事例（「仏家では云ふ因果、金光教で云へばお前の身の循環の深き故」）に注目したい。ここでは、主人公の女性が直面する困難（息子の病気や家庭不和）の原因は、ある金光教信者によって仏教で言う「因果」であると特定され、それが「めぐり」に換言されている。あらゆる現象を因果の法則で説明する因果論では、倫理的立場から人間のなす善・悪について、善い行為（善因）には善い結果（善果）が、悪い行為（悪因）には悪い結果（悪果）が生じるとされる。この場合で言うと、主人公が直面する困難にはそれ相応の悪因が存在し、身に覚えが無くても悪因の報いとして現状を受け入れるべきだ、とする論理が成り立つ。

因果論は実際には、仏教成立以前から存在していたとされ、²⁵ 仏教を通じて明治期の日本社会にも広く浸透し、困難な状況を説明する論理として用いられ易かったと推察される。主人公もそこから金光教の教会に誘われ、「めぐり」深さを嘆きながら信心を続ける中で息子は壮健となり、家族も改心して物語は終わる。困難の原因は、一般に馴染みのある「因果」を介して「めぐり」という言葉に仮託されている。仏教の言説を借りながら、他の信仰では解決し難い問題を克服し、因果の縛りから人を解放する金光教のあらたかさを暗示した記事となっている。なお、ここでは「循環」という用語が当てられているように、災禍をもたらす悪因が、先祖や過去の自身等から巡り巡って今の自分を方向付けている、とのニュアンスを含むと考えられる。²⁶

さて右に見た事例では因果論を援用して「めぐり」を説いていたが、その後も同様の言説は一貫して確認される。それらは神への無礼や先祖の悪業など、霊験談の中で「めぐり」を積む具体的な因果関係を述べる言説の他、やや抽象性を高めながら論理的に「めぐり」を説くものも現れる。概ね、親先祖や個人の生涯における、²⁷ 罪悪、不道德、悪疾を初め、種々の悪因が「めぐり」となり難儀を起こすとの言説で、明治末年から散見し始める。²⁸ 最初期の事例として、当時巡教師であった長谷川雄次郎の言説を窺ってみよう。

「…」私共の日々思ふ事いふ事為す事で、天地本体の大祖神様の御神慮に叶はぬ事柄一切が種になって、芽吹き花咲き実を結んで自分の身の上や子孫の上に廻り帰って来るものをメグリと教示されたもので、単に法律上の罪悪や、道徳上の罪咎ばかりでなく、神様の御神慮に適い奉らない、例へば、天地の恩寵を受けて生い存まて居りながら報恩の道を知らず、不平不足ばかり唱へたり無礼粗末を重ねたりするやうな事なども、知らず識らずの

内に積もつて、深いメグリとなるのであります。

而もメグリは、遺伝するものであります。例へば、彼の梅毒が、一度侵したからには、身体のドコかへ吹き出なければ止まない。子や孫や曾孫などまでも遺伝して出る。よしんば当人は品行を慎んで居ても出る。知つていやうが知らないでいやうが一向おかマイはない、孝行者にでも賢い人にでも容赦なく吹き出るといふのと同じ様に、必ず積んだ人一代限りで消滅ないで遺伝するものであります。御理解にも「親のメグリを子が被る事がある。例へば親の借金を子が被るやうなもの」とあります。〔…〕

（巡教師 長谷川雄次郎「めぐりと信心」『大教新報』第三二四号、明治四五年四月一九日）

長谷川によれば「めぐり」とは、神慮にかなわない事象が元となり積み重なる。その基準は、法律・道徳といった人間の約束事に収まらず、「不平不足」「無礼粗末」等も「めぐり」となり、親先祖から当人、子孫まで遺伝することになるといふ。当時の社会における思想的背景としては、近代科学の発展と共に、人間の諸特性がある特定の要因によって決まるとする「××決定論」が数を増やしたが、とりわけ人種・性別・社会階層などに注目した、「遺伝決定論」（「生物学的決定論」）が社会的に多くの支持を集めた、との指摘もある。²⁹ こうした論は、生まれながらに人間の優劣が定められているとし、劣つた者は社会から淘汰されることを当然視する考えにも通じていよう。同論を彷彿とさせる右の引用は、長谷川に限らず当時の「めぐり」に関する言説の典型例となっている。引用では、「めぐり」の消滅にこそ力を尽くすべきだと述べられ、金光大神の教えた信心に打ち込むことがそれを可能にすると説かれる。その際、当人による改まりのみで先祖代々の「めぐり」を消滅するのは困難な為、「教祖」の手続きを以て

頼む重要性が強調された。³⁰ なお、「めぐり」に関する「教祖」像に関しては、第二章で改めて検討する。

長谷川は金光教に出会う以前の幼少期から、身に覚えのない難儀の由来に疑問を持っていたものの、周囲からは、「前世からの約束事」なので「現世」では諦める他ない、と教えられたという。ここにも、言外に輪廻転生を説く仏教の影響が暗示されるが、彼は金光教で別の考え方を教えられたことで、「一方ならぬ力を得た」と明かしている。それは、如何なる難儀も親先祖や自身が積んだ「めぐり」に由来するが、悔い改めて神に詫げれば「めぐり」は消滅するという考え方で、他宗では対処困難だった難儀を解決するとの本教信仰の特性が、明確な論理のもとに語り出されることとなっている。そこでは、ある種の特性を備えた人々を排除する論理と親和性を有し、信心を通じてそうした排除から逃れるべく促していた点に注意しておきたい。

以上のように、因果論を用いて構造的に「めぐり」を説くことは、長谷川をはじめ様々な論者によってなされており、³¹ 読者の信仰実践を促す上で一定の説得力を持った実際に窺われる。³² それは、身に起きた困難を運命や宿命として諦める必要を無くすからであるが、翻って、難儀が続く場合には当人の「めぐり」深さや、それに見合った信心の欠如が指摘されることにもなる。代表的な言説は、「めぐり」を自覚する重要性を強調するもので、そこに救いの可能性が示されるが、逆に「めぐり」から目を背ける者は、どこまでも救われ難い存在と眼差されもする。ここでは、信心に向かう強い主体が想定されているが、難儀に弱って信心を求める者にとって、「めぐり」の自覚は脅迫的に感じられる困難な事でもあった。その意味で、因果論を援用しつつ人間を解放する向きで説得力を得た「めぐり」の言説が、場合によっては、新たに人の生を負の面から束縛してしまう顛倒状態を生み始めたことが窺われる。

このように「めぐり」は、独立後の草創期に他宗の言説を対比させるなどしながら、本教信仰の確かさを表明す

る文脈で用いられていた。因みに金光大神の「理解」においては、しばしば信心による「めぐり」の取り払いが語られており、難儀を抱えていた者達が、先への展望を得たとする伝えが残されている。³³長谷川等の言説は、こうした「理解」に関する伝承に影響を受けた可能性を窺わせるが、「めぐり」が実体視され、人間の助かり難さが強調されることで、難儀に苦しむ人間をかえって信仰から遠ざけかねない危うさを胚胎していた。そして、右のような「めぐり」言説が活発化すると共に、そうした議論への違和感を表明する者も現れてくることとなる。

II、「めぐり」言説の相対化

前節で見たように、「めぐり」の強調は信仰言説に一定の力強さを与える反面、苦悩する人間を追い詰めかねない可能性が窺われた。「めぐり」の自覚が一種の強迫観念となってしまう状態である。

こうした状況に対する言説として、「病気災難は信心を深める有り難いものであるが、それを「めぐり」と捉えるのは無礼である」³⁴、「めぐり」は神の心に適わない所に生まれるが、その「めぐり」によって信心に力が入るとすれば有難いものでもある³⁵、「めぐり」の取り払いを願うのは、神を拝んでいるのではなく、おかげを拝んでいるに過ぎない³⁶等が見られ、前出の「めぐり」言説を相対化する傾向を有する。一例として、従来の言説に違和感を述べる高橋正雄の言を試みたい。

「…」難儀は不心得からと云うても、自分の不心得からでなしに、苦んで居る人が多くあります。先祖のメグリとも云はれますが、どうもそれはよく分りませぬ。固より我々は自分の養生に於ても心得方に於ても、完全無

欠とはよう云ひませぬ。先祖も我々の先祖はメ、グ、リを積んだであります。私共自身も日に日にメ、グ、リばかり積んで居ります。そのために病気になるのだ、不幸に陥るのだと云ふ事であれば、それは云うて行く所はありませぬ。身から出た錆で、寧ろ一生苦み通すのが私共に取っては当り前でありませう。併しそれでは人生は残酷極まる。これが衛生法や道徳乃至宗教の云ひ分であるならば、衛生も道徳も宗教も人生を救ふものにあらずして、人生を苦しむるものである。[…]

(高橋正雄「不幸と信心」〈説教〉『金光教徒』第八一号、大正四年四月一日)

高橋は、世の中で多くの人が当面する病氣や災難といった難儀について、それらの原因は必ずしも個人の問題に帰することが出来ないと思つて、先祖や当人による「めぐり」にも言及している。当時の議論において、怠惰や不摂生など直接的な要因が思い当たらない難儀について、先祖や当人の「めぐり」に言及する場合が散見する。ここでの高橋は、そもそも自分の養生を含め、人間のすることは不完全であることから、その結果として起こるのが難儀ならばそれは避けられないとし、「めぐり」もその延長上で捉えている。自分の知らない先祖のみならず、自身に常に「めぐり」を積む存在であると措定されるのである。ここで問題となるのは、それにより個人が「一生苦しみ通す」という、将来に向けて約束された救いの無さにあるだろう。高橋が、こうした論法で人を苦しめる元凶として、「衛生法」や「道徳」と共に指摘したのが「宗教」であつた。「宗教」が、救われるべき相手の場合によっては排除している、という批判である。ここで高橋の言う「宗教」は、仏教を初めとした当時の宗教一般と無縁ではなからうが、文脈的に、主として金光教を念頭に置いているものと解される。

既述の通り、当時の日本社会に浸透していた因果応報の原理は、人々を信仰に向かわせると同時に、難儀や差別の責を一方的に当人へ負わせかねない面があった。明治末の金光教では、先祖や当人により積まれた「めぐり」について、信心で取り払われるとの論理が見られたが、人間とは「めぐり」を積み続ける存在だと主張する高橋は、この論も否定したことになる。「めぐり」の因果論は、神へ向かう姿勢に左右されるが、神に頼ることで救済が約束されるようならば、大した不幸ではないと高橋は述べている。その意味で彼は、強い主体を想定した自力での信心に疑義を呈するのである。実際には高橋も、稀に「めぐり」を取り扱う重要性を説く事はあったが、和泉乙三と行った紙上討論では、自らを「メグリの塊」と表現している。そしてその自覚から、神に頼らざるを得ないことを知るのが「おかげ」と述べるなど、人間と「めぐり」とは不離なものと論じる傾向が強い。³⁸

右の引用でも最終的に、神に縋りつつ助からない不幸があるからこそ、我々は神に縋らなければならず、縋るべき神に信心することが幸福であると結ばれる。このように高橋は、目前の難儀から逃れんとする人間の思惑に転換を迫る論理を導くが、同時に、信心さえすれば無条件で助かりと見做す一種の万能論へ傾き、却って苦悩する人間を置き去りにする危うさがある。高橋は後年、とりわけ大正初期頃の自身について、目指すべき信心と実生活との乖離に苦悶していた様子を振り返っている様に、³⁹彼自身が悩みながら右の文面を執筆していた姿を想像させる。

右のように高橋は、「めぐり」深い人間の在り方から信心を説いていたが、一方で、過度な「めぐり」の自覚がはらむ問題性を指摘する言説も確認される。その内で、病氣や厄年などへの心配が、逆に難儀を呼び込んでしまう実例を列挙しながら、その最たる例として「めぐり」をあげた片島幸吉の言を見てみよう。

「…」更に吾人は思はねばならぬ、信心の道に入つて、我罪深く、めぐりの深いのを今更らに感じて、ああ我罪深し、あれもめぐり此もめぐり、仲々にめぐりが取れぬと打沈んで嘆く心になる人がよくあります、如何にもその心持はしほらしいのでありますが、それではまだ信心の一面だけで、他の一面、罪深く、めぐり深き我をこのままに引立てて末々繁昌の道に入らせ下さる、有難しと、嘆くよりは喜ぶ心になる所に、始めて神の御ヒレイが輝くのであります。めぐりが取れぬと嘆く心は呼ぼう呼ぼうとして居る心である、呼ぶ所にめぐりが集る、神様がよろしき様にして下さると信じ切る所にめぐりが取れると信念しなければならぬのであります。『氏子身の上の事何なりとも実意を以て願へ』と教え『悪い事を云ふて待つなよ、先を楽しめ』と伝へらるる御神意を頂いて、自ら不幸を呼び招く心を離れ、神様トクふ御思召に確乎と頼らねばなりません、そしてその確な心から世の務めを尽くしてゆくのが吾人信者の生き方であります。

（片島幸吉「広前より（七）」『金光教徒』第一九八号、大正七年七月一日）

「信心の道に入つて、我罪深く、めぐりの深いのを今更らに感じて、ああ我罪深し…」との心情描写は、前節で触れたような、「めぐり」を自覚するべく求められた信者の姿を想起させる。ある面からすれば、神の救いに与る要件に適つていそがだが、その実、自縄自縛に陥りがちな信仰者の實際が示唆されている。同時期には、難儀の原因を親先祖の「めぐり」に求めることを戒め、自らの不行き届きが招いた「めぐり」と心得て、信仰態度を改めるように説く巡教師の説教も確認される^⑩。その点で、「めぐり」の自覚そのものは否定されないが、場合によっては信心への意欲を削ぐ状況が生まれていたと考えられる。

片島の言も、過度な「めぐり」の自覚が当人に及ぼす悪影響を指摘する。己の「めぐり」へ向けて内省を深めるのは信仰者らしい構えではあるが、現実に対峙すべき当人の弱さを、当人さえ気付かないままに覆い隠す手段にもなり得る。「その心持はしほらしいのでありますが……」とする言には、そうした振る舞いへの疑念が見え隠れする。ここからは、幼少期に生母と死別し他人の中で生活しながら、人間を歯車のように扱う社会に対峙させられてきた片島自身の経験や、聴覚・脊髄に重篤な障害を抱えつつ、難儀な人間と神とをつなぐ「橋」としての生き方を求めたという師匠片島さんの姿、あるいは貧困者奨学事業、感化訓育事業などに彼を取り組ませた社会の難儀なども含め、右の言葉を語らせるものに思いを巡らせられる。しかしそうした時に注意すべきは、従来の「めぐり」言説が浸透する事で、信仰者が自身の生を負のイメージで眼差す構造が強化されてきた事実ではないか。その事実を不問にして、当人を批判する議論が展開されるなら、信心に生き道を探る者にとって救いは見失われざるを得ない。高橋の論にも窺われた事だが、彼等の語る信心の境地が、難儀に苦しむ当事者の悩みからかけ離れた言葉として響きかねず、両者の橋渡ししが困難となる問題である。この点は章を改めて具体的に検討する。

15
見てきたように片島は、「めぐり」深い人間がそれを気に病まず、そのままに神へ向かうことが救済になる道を説こうとした。それは前節で窺ったような、難儀の原因として措定した「めぐり」の取り払いによる救済を説く言説と対照的な表現をとりつつ、神への信を強くして「めぐり」が取れるとの信念に導かれる内容である。この点については、一見、片島と対照的に「めぐり」と人間との切り離せなさを説く高橋正雄が、だからこそ神に継ることに救いを見ていた論理に通じている。彼らの言説には、個人の自覚に委ねた「めぐり」の消長と、それによる救済を分かり易く接続する信心や人間への眼差しに対する、人々の疑念も投影されていたのではなからうか。

第二章 言葉を介した救済の限界的様相と教祖像

I、読者との問答に窺う「めぐり」

ところで、前章で確認した高橋や片島の如き言説が現れてきた一方、「はじめに」で触れたように読者からは、自身の境遇について、従来の「めぐり」に関する言説を介した問いが「信仰問答」欄に寄せられ、編集側（無記名）の回答が示された。それらは「取次で言われた通りにしても困難なのは何故か。「めぐり」か又は自分の油断ゆえか」、「相当な商家で暮らしているが自分の代で没落した。人から家の「めぐり」と言われて金光教に改式したが、やはり資金が無く困っている」^{④5}、「神は人間を創造した時に、なぜ「めぐり」を積まないようにしなかったのか」^{④6}等、生活上で抱える「めぐり」に関する疑問である。同欄には、投稿者の生活や悩みが赤裸々に描かれる場合もある事が理由となつてか、基本的にペンネームが用いられている。従つて、彼らの素性には不明な点が多いが、その分、当時の言説に対する率直な疑問が窺える。本節ではそうした記事の内、繰り返し質問を寄せて回答者と議論を交わした投稿者に注目する。

「はじめに」で見た「罪深き男」は、自らの生活背景を徐々に明かしながら四回にわたつて質問を寄せており、その問答に触発された読者の存在も確認される。最初に掲載されたのは「懺悔と贖罪」と題した質問で、ある雑誌に掲載された罪と懺悔に関する対談を読んだ経験が、質問の契機だとされた。その対談では、罪は懺悔によつて許されるのか、あるいは懺悔では許されず奉仕の生活を送らねばならないか、といった内容が議論されていたという。

それを受けて「罪深き男」は、自身の信心と罪や「めぐり」の取り払いとの関係を、「信仰問答」欄で尋ねている。

「…」私共は信心さして頂きながら常に罪を重ねこそすれ、十分の贖罪的善行は出来難い者です。これでも神は吾々の罪をゆるし且つ前々からのメ、グ、リ、をも取払ひ下さるものでせうか。御教示を願ひます。（罪深き男）

〔懺悔と贖罪〕〔信仰問答〕『金光教徒』第三四五号、大正一一年八月一〇日）

「罪深き男」は、自分が犯しているかも知れない罪と、自らには与り知らない過去から積まれてきた「めぐり」が、同時に信心で取り払われるか否かを尋ねている。ここで言われる罪と「めぐり」とは、罪が個人の振る舞いに起因し、「めぐり」は先祖も含めた者の振る舞いに起因するという違いを感じさせるが、ともに現在の自身にとって不都合をもたらす要因を指示する点で共通している。また「贖罪的善行」とは、罪への許しを得るべく他人や社会のために自らを投げ出す、何らかの信仰実践が想定される。「私共」との表現でやや一般の見解の形をとりつつ、自身の罪や「めぐり」を自覚しようとする点、またそれらを取り払うに足る実践の出来難さを述べる点などは、前章一節でみた「めぐり」言説を彷彿とさせる内容で、当人が抱える困難の重さを想像させる。ここでは彼が、恐らく教師や周りの信者との関わりで知った「めぐり」の考え方を、自身の境遇に重ねて内面化している点に注意したい。

この質問に対して回答者は、自分も「罪深き男」と同様に「贖罪的善行」や懺悔など出来ないいと述べ、にもかかわらず、罪や「めぐり」が取り払われて幸福になることばかり願っている旨を明かしている。従って、そんな自分は本来、罪や「めぐり」の取り払い、救済を願うに値しない人間であるとしながら、以下のように回答する。

「…」私が聊かでも本気になったときには、私は助けて貰はうとも思はず、助けて貰はねばならぬとも思ひません。どのやうになつてもよいのだと思ひます。スルト苦しい苦しい底の方、淋しい淋しい中から、なんとなく、そのまま有難いと云ふか、澄んだと云ふか、引締つたと云ふか、われ乍ら尊いと云ふか、そんな心持ちがして参ります。併し、私はそう云ふ心持ちを求めも致しません。それがよいのか、どうか、それも分らぬ事です。只私は、必然的に動かされるままに動かして貰ふだけです。「…」

（同右「懺悔と贖罪」）

一見してこの回答は、自分の信心による罪や「めぐり」の取り払いを尋ねる問いに、文字通り対応する内容となつていないように思われる。それよりもむしろ、「罪深き男」による質問自体を問いに付すように、回答者自身が抱く信心への思いに重ねながら、与えられた境遇を受け入れていく在り方が示されている。これは、「罪深き男」と同様の感覚を持つている他の読者への応答ともなつていよう。そうとして右の文章には、質問に対する歯切れの悪さが窺われ、「罪深き男」の悩みに対して明確な指針を示す回答となつていない。「罪深き男」の様子を思い浮かべながら、手探りで言葉をつむぐ回答者の様子が、「それがよいのか、どうか、それも分らぬ事です」といった表現に垣間見られる。この回答を受けて翌月の『金光教徒』には、「罪深き男」から二回目の質問が寄せられた。彼は、回答者が示した境地を「理想」だと受け止め、数年来病床にある自身には受け入れ難いと吐露している。何も出来ない自分は、両親や妻子ら家族にとって「一つの厄介者」であり、「信心も進まずに罪ばかり重ねている」として、以下の問いを投げかけている。

「……」私は何うかして此苦痛の境遇（私は自己の病氣せる事を真に感謝する気持になれず居ます）を脱却したいといふのが私の信仰を求めんとするに至った動機なのです。従つて先生の御心境に達する事が信仰の理想だらうと思ひつつも私は衷心から其心が湧いて来ません。やはり何か頻りに求めやうとしています。そして自分の心は何物をも満たすことを得し「マ」ないので矢張り信心も進まずに罪ばかりを重ねています。先生私はこんな事を考へる時に信心がいやになつて来ることが度々です。それかと云つて止めることも出来ないのです。先生、どうか私の進むべき道をお教へ下さい。（罪深き男）

〔再び贖罪についての疑問〕〈「信仰問答」『金光教徒』第三四七号、大正一一年九月一日〉

19 「罪深き男」は、自身の境遇をそのまま受け入れるというより、その苦痛から脱却する事に信心の意義を見いだしている。そのため、一回目の質問と比べて今回は、問いの背景にある悩みを明かしながら、踏み込んだ質問となつたのだろう。彼にとっては病の全快こそが願ひであり、信心そのものへの疑義を呈しているのである。その上で注目したいのは、「罪深き男」が回答者について、あたかも「理想」の境地に到達した者として回答しているように受け止めた点である。前述の通り、実際には回答者も答へに窮していたと考えられる。そうして回答者の言は、苦しい現状でさえ、そのまま肯定していく姿勢を説いている為、病床にある「罪深き男」にとつては、自身の悩みを閑却するような言葉として響き、信心による救いから排除されると捉えられた可能性があるだろう。またそれと同時に「罪深き男」は、仮に回答者が自分と同じ状況に立った時、果たして回答者はこれまでと同じように「有

難しい」と言えるのか、といった疑問も抱いたのではないか。

その「罪深き男」が寄せた右の質問に対して、回答者からは、紙面一頁に及ぶ長文の回答が示され、彼の問いに精一杯応えようとした様子が窺われる。内容を端的に述べるならば、信心は自分の力では無く神から恵まれるもので、質問者（「罪深き男」）に起こる全てに神の愛が現れていることへ注意するよう願われている。その上で、自分の要求を満たそうとするよりもむしろ、周囲に与えるのが本当の信心で、回答者も同じように求めさせられている旨が記されている。このように回答者は、「罪深き男」と隔絶した境地に立つわけではなく、むしろ同じ問題に迫られて、「求め」させられる立場にある事を表明しながら、今回も彼による質問の向きを正す回答を示した。この回答がなされていた当時にも、「めぐり」の取り払いを説く教説や霊験談は度々掲載されており、「罪深き男」のように眼前の問題解決を求めて信心する意識は、ごく自然なものだったと解される。従ってこの回答は「罪深き男」や他の読者にとって、必ずしも納得のいく内容ではなかったと考えられる。

実際に、この問答を読んだ病身の読者（「兵庫××生」）は、「周囲の出来事を皆神の愛の現れ」として有り難く受け止めるのは困難だと述べ、「真の信心の道」への手引きを求めて問いを発していた。⁴⁷この読者も、「罪深き男」と同様の疑問を消化出来ないまま、生活していたことが窺われる。因みにその回答では、病気の辛さに同情を示しながら、死への不安を取り払って神の愛に生きる重要性が説かれている。目前の苦痛を訴える「兵庫××生」に対して、回答は、肉体の生死すら問題にしない超越的な視点へ一気に駆け上がる印象を与えるだろう。その意味で、救いを求めて問いを発した「兵庫××生」の心に、回答者の意図するところが響いたか否かが疑問となるが、回答に対する「兵庫××生」の反応は掲載されていない。

話を「罪深き男」に戻すと、彼は三回目の質問において、「はじめに」で見た「めぐり」と因果論の関係を尋ねた後、最後となる質問で自身の病氣と改式との関わりを尋ねている。⁴⁸それは、普段参拝している教会の教師から聞いた、改式についての疑問である。「罪深き男」によるとその教師は、先祖の靈が苦しんでいるから病氣災難が起るため、家の宗教を金光教に改式して靈が安心すれば、難儀の根が切れると説いていた。

「罪深き男」は、この教師の考え方に疑問を呈しながらも、病氣災難を逃れられるならば改式したいと打ち明けている。この質問に対する回答ではまず、改式と先祖の靈の安心、病氣災難との関係などは分からないとされている。そして周囲の事情が許せば改式してもよいが、本来、信仰とは功利的なものでなく、病氣のままでも有り難くなるとの信心の境地が示されて回答は終了している。

質問の中に登場する教師の考え方は、難儀の原因を先祖の靈に求めるものである。これは、先祖から積まれた「めぐり」を取り払って困難を脱するという、「めぐり」の因果論に通底する。それに対して回答者の考え方は、病氣災難など難儀の解消を目掛けた信心を問いに付すもので、前章の第二節で考察した高橋や片島らの言説に近い。この点で「罪深き男」と回答者との間には、埋まらない溝があるように見受けられる。

回答者が「罪深き男」と真剣に向きあったであろう事は見てきた通りだが、「罪深き男」の側に立てば最後まで噛み合うことなく、問いをはぐらかされて終わつたような印象を抱いた可能性を考えさせる。高橋や片島の議論も、もとは直線的な因果論から人生を決定づける「めぐり」言説への違和から発していたものの、困難を抱える者にとつて、人生の転換へ向けた願いを否定するように響いていたと考えられるからである。紙上での議論という限定もあるが、ここには言葉による救いを理路整然と示すことの限界性が、表出してしまった感がある。また回答者にとつ

ても、自身が發する言葉が、一体どのような信仰に基づいているのかを見詰めさせられ、相手の助かりにとつて如何なる意味を持ち得るのかを、深刻に問われる経験となつていたと推察される。

しかしその上で注目したのは、ここまで続いてきた最後の問答で「罪深き男」が、苦しむ先祖が子孫に悪影響を及ぼすとの考えに疑問を持ち、その考えを前提とする改式に逡巡も見せていたことである。彼は、他宗で安心して祀られた先祖を改式することが、却つて先祖の不満を招くことへの心配を明かしていた。ここでは「罪深き男」が、病気の全快は変わらぬ願ひが続けながら、その自分がいま生きている事実を、先祖の助かりも含めて俯瞰的に捉え直させられている様子が浮かんではいまいだらうか。

因みにその後も、別の読者から「悪い出来事も全て有り難く受け、「めぐり」と思い諦めて信心する他ないのか」、との質問が寄せられている。ここには、信心による直接的な困難の解決を問いに付してきた、「信仰問答」での回答に対する疑念が窺われ、「罪深き男」のような問いを持つ者の存在を変わらず確認することが出来る。金光大神は参拝者に「めぐり」の取り払いを語り、その姿が布教者の間でも流通していたと推察されることから、この結果は必然とも思われるが、高橋や片島等の論も金光大神についての様々な言説と無縁ではないだろう。次にこうした点に注意しながら、「めぐり」に関して語られた「教祖」像の諸相を見ていきたい。

II、「めぐり」にまつわる「教祖」像

「めぐり」に関して金光大神が語られる場合に見られるのは、その生涯において「めぐり」に苦しみながら信心で困難を克服した姿や、他人の罪や「めぐり」を取り払うために修行したとする言説である。前者は当人が先祖以来

の「めぐり」により難儀したとするもので大正期から見え始める。以下、「めぐり」に関する言説を多く寄せる代表的な論者の一人であった田地匡⁵⁰の言を引用する。

「…」神の光と在す金光教祖、その壮年前にも語りましたが、千代の巖を噛み砕かんずる勢で小止みなく打寄する波浪にも似た幾多の厄厄に逢遇^{でくは}されましたが、それらは教祖自身の告白によれば、実に「天地金乃神様への御無礼を知らずして難洪致」されたるもので、それは一に祖先以来のメグリによりて醞釀^{そんじやう}せられたるものとして居られます。若し教祖にして「此方が祈る所は天地金乃神と一心なり」底^{そこ}の不退転の信念に住し、神に向ひては心貧しく「信心せよ信心とはわが心が神に向ふのを信心と云ふのぢや」不断不息の信心の一路を直進するの努力がなかつたならば、無惨にも川手家は滅亡の悲運に際会したかもはかられませぬ。「…」

（文学士田地匡「金光教の要義（一一）」『金光教徒』一一九号、大正五年四月二二日）

田地は、「教祖」の言葉として「天地金乃神様への御無礼を知らずして難洪致」された」と指摘するが、この文言は、安政五年一二月二四日のお知らせで、金光大神が振り返った内容と一致する。この時の金光大神は、二度にわたり断絶した養家の過去、家族や飼牛の死（所謂「七墓」）、それらの原因となった天地金乃神への無礼を知らされた感謝を回顧し、「実意丁寧神信心」故に夫婦が助けられた事実を神に教えられた、と記している（『覚書』6―9）。

金光大神が、度重なる困難に直面する中で神と出会い、関係を深めていった様相は、金光大神にまみえた者らの話などを通じて、ある程度は当時の教内に伝わっていた可能性がある⁵¹。その上で、それらに関する同お知らせが金

光大神の筆を通じて明らかとなったのは、明治四三年に「覚書」の存在が教内の一部に知られて以降である。田地が述べる、「千代の巖を噛み砕かんずる勢で小止みなく打寄する波浪にも似た幾多の困厄」とは、ひとまずは金光大神自身が体験した家族らの相次ぐ死、その原因が分からずに苦悩した日々などを指すと考えられ、その原因は天地金乃神への無礼という事になるだろう。ここまでは「覚書」の記述から文字通りに読み取られる内容である。

ところが興味深いのは、その無礼による難渋に関して「教祖」が、先祖以来の「めぐり」の蓄積により生じたと告白した、とする点である。実際には、「覚書」の同箇所「めぐり」の文言はないため、この部分は口承による伝えの影響や、後の者による解釈の存在を考えさせる。これは、「覚書」をもとに編纂された『天地金乃大神』（早川督、明治四五年）、『金光教祖』（碧瑠璃園、大正元年）など、近藤藤守や佐藤範雄らいわゆる直信じきしんの指導を介した教祖伝記には見られないが、大正四年の和泉乙三による著作には、田地と同様の解釈が確認出来る。⁵²⁾

田地の論では、「教祖」は先祖以来の「めぐり」に苦しんだが「不断不息」の信心で克服し、更には養家における三度目の断絶を回避したと解釈されている。この「教祖」像は、先祖が生きた時代から堆積する「めぐり」が、当人の信心によって取り払われるとする、典型的な因果論に重なる。金光大神自身の「めぐり」深さは、和泉や田地のほか藤井新ら⁵³⁾、比較的若い世代の人間が、金光大神に関する伝承のみならず、「覚書」を読み込む中で見出した可能性が窺われる。その背景に、「無学の百姓」から「生神」に進んだとの言説ごんごに代表される、金光大神の人間の側面への注目から信仰による救いを探る当時の営みが垣間見られるが、そこで注目されたのは、自身の信心で神との関係を深めて道を開いていく「教祖」像であった。それが「めぐり」の因果論を強力に裏打ちすることもあり、信仰実践を促す一つの目標として、「めぐり」を克服する「教祖」像が論じられたのではないだろうか。⁵⁵⁾

一方、難儀な氏子の為に修行する「教祖」像は、「覚書」が見出される以前から確認される。とりわけ他人の罪や「めぐり」を引き受ける「教祖」像は、大正期前後より頻繁に見られることから、ある程度教内に浸透していた様子が分かる。代表的なものは、「どれ程「めぐり」で苦しむ人間も、真心の道を行くならば、その「めぐり」を一心に引き受けるべく苦勞されるのが教祖生神金光大神」⁵⁷⁾、「教祖は「めぐり」深い氏子に代わって厚い祈念と修行を重ねた」⁵⁸⁾等で、氏子に代わって苦勞する身代わりの「教祖」像である。それらのうち、第一章で因果論との関連により引用した長谷川雄次郎の言説について、続きに当たる部分を見ておきたい。

【ママ】
最も私共の改悛が、私共の心の傷を消滅^{うちけ}して終ふ事が出来ても、先祖代々からのめぐり^{めぐり}までを消滅^{うちけ}すにはあまりに弱過ぎるかも知れませぬが、ソコには我教祖生神金光大神様がお付き添へ下されて御座るのであります。そして教祖神様は、まことのかみ真実真味を籠めてお願ひ申す氏子には、心行御成就の靈徳に依って、七代昔からのめぐり^{めぐり}をも消滅^{おろは}下さる事を、宣^{おほ}せ出されて御座るのであります。

我教祖の神様二十五ヶ年間の御心行は、恐れながら一面から窺ひ奉るならば、全人類のめぐり^{めぐり}、消滅^{おろは}の御心行であらせられたとも窺ひ奉られるのであります。〔…〕

（巡教師 長谷川雄次郎「めぐりと信心（承前）」『大教新報』第三一五号、明治四五年四月二六日）

見てきたように長谷川は、「めぐり」とは神慮にかなわぬ振る舞いが原因で、先祖や自身により積み重なるものとし、この考えは他にも多く確認された。そして「めぐり」を消滅させる重要性を主張するが、自身の分はともかく、先

祖以来の「めぐり」を払うことは容易でないとする。そこで、氏子に代わって「めぐり」を消滅させるのが「教祖」であり、「二十五ヶ年」すなわち立教から死までの心行は、一面からすればその為のものであった、とする解釈である。⁵⁹

これは既述の通り、氏子の側からすれば、信心によって「めぐり」が取り払われるという、通常の因果論となる。しかし一方で金光大神の側からすると、他人の「めぐり」のために修行する役割から逃れず、そのままに受けて生ききった「教祖」像となる。少し後の言説では、信心始めの金光大神は、一家の「めぐり」を取り払うことに専念したが、信心が進むにつれて難儀な氏子の為に修行した、と指摘されるように、これら両者が併存するようになる。⁶⁰この場合、自身の「めぐり」で難儀した経験が、翻って、他人の「めぐり」を取り払うための人生を受け入れる、という「教祖」像に結実することになっている。

「理解」伝承において、しばしば信心による「めぐり」の取り払いが語られていた事からも、後に自身の「めぐり」を取り払ったとする「教祖」像が見出されたことは、自然な流れに思われる。この場合の信心は、「めぐり」への対処を念頭に進められる合目的な色合いを帯びており、信心する主体が前面に現れてくる。一方、他人の「めぐり」を取り払う「教祖」像は、「理解」における伝承やお知らせなどに直接的な形では登場しない。金光大神にまみえた者の印象、神からの依頼による神勤への専念、その前提となった参拝者の増加、神から生神金光大神として「差し向け」られたとする信仰などが、右の「教祖」像を導き出している。⁶¹

そこでの「教祖」とは、参拝者や神など、周囲からの働きかけに巻き込まれながら生きることを通じて、当人の意図を超えて顕れてしまった様相を窺わせる。こうした様相からは、信心しながらも難儀に苦しむ人間が、救いを

求めて藻掻く中、手を差し伸べてくれる者を求める「願い」が生んだ、「教祖」であった可能性を考えさせられる。また、別の角度から見ればこの「教祖」は、人々の悩みを聞き、助かりを祈り続けた布教者らにより見出されたとも思われるが、その場合、布教者の側に明確な救済論を持ち難かった事が、背景としてあったかも知れない。「罪深き男」と回答者に見られた「噛み合わなさ」の原因も、こうした点から考える事ができようか。そうとして右に述べた通り、この「教祖」像はもともと受け身的で、目的化される性質ではないものの、信仰者にとってあり得べき一つの姿として眼差されるようになっていくのである。⁶² 高橋や片島等に見られた、「めぐり」をそのままに受け入れて生きることに信心の価値を見る言説は、与えられた人生を受け切る「教祖」像に通底するものと言えよう。

第三章 困難な境遇の受け入れに見る関係性の構築

右に見た「めぐり」を背負う「教祖」像に顕著だった、自身に降りかかる困難を引き受けて生きる在り方は、信心する者における助かりへ向けた姿に重ねられ、そうした者の消息を伝える記事も散見するようになる。⁶³ それらは通常、すでに成人した者が自身の人生を捉え返す様を伝える場合が多いが、ここでは少年期から人々の注目を集め、その境遇を「運命」として受け切った人物と目された、中山亀太郎について見ていきたい。

I、中山亀太郎の生い立ちと教内外からの視線

明治三八年生まれの中山は、満四才の年に父を炭鉱の事故で亡くし、母と姉、祖母と暮らしていた。⁶⁴ ところが翌

年の春、今度は彼自身が姉や子守と一緒に小倉駅の構内でよもぎを摘んでいたところ、入れ替え作業中の貨車から逃げ遅れて、両手と左足を切断する重傷を負ってしまふ。夫を亡くした際には他人に涙を見せなかつた気丈な母が、この時は息子の姿を見て昏倒したと伝えられている。その後、母は三ヶ月の入院治療を経た中山を連れて親戚が住む島根へ移り住んだが、彼が学齢に達した頃、郷里である岡山県の中庄村へ帰り、銅山の重労働で家族を養うこととなった。地元に戻ったのは、その方が息子の就学に都合が良からうと思案したためだった。しかし、母が息子の入学を中庄尋常高等小学校長に頼んだところ、障害を理由に一蹴されてしまったという。

そこで思い悩んでいた時に、彼女は近所の人の勧めで金光教の信心を知り、「学校へ頼む前に、神さまにお願いしなければいけないのだ。これから、神様によくお願いして、たとえ、学校へ入れてもらえなくても、一人前に読み書きが出来るようにしていただかなければならない」との考えを起こして、金光教倉敷教会所へ日参を始めた⁶⁵とされる。その後、中山が満九才となる大正三年に至って、新たに校長となった江口市太の尽力があり、彼は二年への編入を許された⁶⁶。

時に級友らの苛めも受けたという中山だったが、右足で習字を行い、絵も描くなど他の生徒と同じように学校生活を送ることが出来た。当時、金光中学校長だった佐藤範雄は、教化事業で都窪郡を訪れた際に江口校長から中山の話を開かされ、大正四年一月二六日、小学校に彼を訪ねている。その頃から、中山の事は金光教でも徐々に知られるところとなり、教内の新聞には彼を紹介した記事も見られ始める。「世には不幸な者がある「…」の一文で始まる左の記事は最初期のもので、中山の生い立ちや事故の経緯、日常生活・学業などを人並み以上に行う姿に触れつつ、次のように彼と家族を描写している。

「…」 亀太郎の感ずべきは、^{ただ}啻に彼の智力のみでなく、彼の志である。彼は常に家に在りて、母や祖母が自分の事を憐んで悲むのを、却て気の毒に思い、母を慰めて曰く『お母さん御心配なさいますな。私が大きくなってお祖母さんやお母さんを養ひますから、何卒もうお父さんを貰うて下さいますな』と云ふ。「…」彼の母も祖母も感心で、かかる不幸の児を有しつつ、寸毫も不平なく不満なく、日々を楽んで努めつつありと云ふ事である。かかる事を公にするは彼の為め、又彼一家の為め善いか悪しいかと思ふが、そこに無限の教訓ある事を想ひ、又普く^{ひろ}志ある人々と共に彼の健全なる成長を祝し、その健気なる志の遂げらるる事を祈らんと欲して、敢て見聞のままを記した次第である。

(高橋正雄「感ずべき少年」『金光教徒』第八三号、大正四年四月二二日)

29
引用ではまず、中山の身の上に心を痛める母や祖母らのことを、逆に氣遣つていたという彼の様子がクローズアップされている。記事が出たのは満一〇才になる年だったが、彼は自分の身体でも出来ると考えた弁護士をはじめ、将来家族を養うために「三つの考え」を持っている、とも報じられた。そして、このような中山と暮らす母や祖母については、「不幸の児」を持ちながら、何の不平や不満も抱かず暮らす姿として描かれている。当時、母の周囲では息子を見世物へ売って再婚するよう促す声も聞こえたというように、⁶⁷彼を一般家庭で養育することは困難だと見る向きも強かった。記事は、そうした世間の価値観を代弁するように、中山を「不幸」な少年とした上で、困難にめげない彼本人と家族の振る舞いを讃える構成となっている。

中山をめぐっては、佐藤範雄の働きかけもあって、同年三月に「中山亀太郎教育資金規定」（都窪郡視学大守勇識名）が設けられていたことから、この記事も彼の存在を教内に知らせることで、当人の生活・教育環境を整える願いがあったと推察される。実際、前月の『金光教徒』に、中山を匿名で紹介する短い記事⁶⁹を載せたところ、読者から義援金が寄せられた事もあり、右の詳報がなされたようである。その意味で、この記事が中山と家族に関する美談のようになってるのは、彼等の立ち行きを広く読者に訴えようとした、筆者の思いの表れと解されよう。その上でここでは、「無限の教訓ある事を想ひ」との言葉もあるように、初発の段階で彼等がそれぞれの境遇を受け入れて努力する、注目すべき家族として報じられた点に留意しておきたい。

大正八年に小学校を卒業した中山は、当人の希望で金光中学校へ入学することになり、一家で金光町に移り住んだ。母は、金光教の有志が設立した「備中大谷製麵会社」⁷⁰に賄いの仕事を、住居も用意された。中山は、これらに關して世話になった人物として、佐藤金造を挙げている。彼は当時金光中学校教頭で、大正一三年からは校長を務めた。中山によると、佐藤金造は中山の学業や生活万般に気を掛け、他の生徒に対して劣等感を抱かないように配慮したという。また、中山が中学校を卒業して活動写真の説明者を志した時には、佐藤が麹町教会長長谷川雄次郎にその旨を伝え、松竹キネマ社長を通じて松竹に入社することがなっている。⁷¹

一家で上京した中山は、映画館で働きながら説明者としての研鑽を積み、一方で東洋大学に通って倫理学と教育学を修め、文部省より中等教員の免許を授与された。また映画がトーカーとなってからは、文部省社会局内の勤労者教育中央会の講師を依頼され、吉崎家政女子学院にも勤務するなど活動の幅を広げている。⁷²他にも中山は、学校や傷痍軍人施設での講演、ラジオ放送をはじめ、陸・海軍省事務嘱託、金光教青年会寄宿舎主事等を歴任したが、

昭和二〇年四月の空襲で同寄宿舎が焼失したことを機に、金光へ戻った。同年一月からは金光教本部教学部布教課に奉職し、翌年、金光教師検定試験に合格して金光教師に補任されている。この間、昭和八年には佐藤金造夫妻の仲人で天野八重子を妻に迎え、二児を授かってもいた。

右のように中山は金光教内だけでなく、軍や教育界での活動を通じて社会的にも徐々に知られる存在となっていた。『無手隻脚の中山亀太郎君―運命を愛し運命を活かす―』（佐藤金造著、昭和八年初版）が版を重ねる中、評判を耳にした陸軍中将の依頼により、傷痍軍人を慰撫する目的で、陸海軍病院に寄贈されたのはその一例である。⁷³ 同書で佐藤金造は、信仰を通じて困難を克服してきた中山の生涯について、「ヒガミを捨て 希望に生きる」「運命を愛し 運命を活かす」という中山の言葉も引用しながら描いている。こうした中山の言葉は、佐藤が彼を教育する際の願いとしてきた内容でもあった。また、中山自身も傷痍軍人に向けたラジオ講座や療養所で、「運命を活かせ」「心の持ち方で必ず病気は癒る」と題して講演し、自身の体験をもとに彼等を鼓舞した。⁷⁴ 彼は、戦後も各地で慰問や講演を行い、心の持ち方によって運命を展開させる道を説き続けた。

このように、周囲の支えもあって中山の前には彼ならではの道が開けていたが、その歩みの蔭には容易に言語化出来ない、当人の思いが秘められていた。次節では、その点に焦点を当てながら論を進めたい。

II、信心と言葉をめぐる救済の限界性と可能性

佐藤金造によると、彼は学生時代の中山に度々「お前ほど幸福な者はない」と説いていた。それは、もし中山の身体が健常であれば、父親のように鉱山で働いたかも知れないが、障害を負ったことで高い教育を受け、信仰に導

かれ、精神的にも成長することが出来た、との考えによる。その言葉は、中山が他人に対して僻ひがんだり、卑屈にならないことを願う佐藤金造の親心に発していたとされ、中山も「私は幸福である」と、人前で語れるようになったという。⁷⁵しかし一方で中山は、青年期に自身の将来を悲観し、運命を憎んで命を絶とうと試みたことさえあったとも述べている。⁷⁶彼は、その当時に他人の言葉で非常に苦しんだ経験を、ラジオ講話で以下のように振り返っている。

「…」私は、十七、八歳のころ、ある人から、「お前は、両手片足がなくなったから中学校に入れたので、もし満足なからだだったら、おそらく、今ごろは、おやじの跡を継いで鉾山の抗夫になっていただろう。両手片足がなくなったことを仕合わせだと思わなければならん。」と言われまして、極力、私が汽車にひかれて両手片足を失っていることを、慰めて下さったことがあります。

しかし、この時ほど、私は恨めしいと思ったことはありませんでした。「一本足のかかし」と言っていじめられ、「だるま、だるま」と言ってからかわれて、大きくなった私は、かなりひどいことを言われても、次第にあきらめられるようになったとでも申しますか、あまり悲しくも感じなくなっていたのですが、この時ばかりは、はらわたがちぎれるような悲しい思いをいたしました。

「たとえ、鉾山の抗夫であっても、手足が満足にそろっている方がどんなに仕合わせか知れない。手のあるあなたなんか、手のない私の苦しみなどわかるはずはない。」と、口元まで出ましたが、言葉にならないで、はらはらと無念の涙がこぼれてきました。「…」

(中山亀太郎「信心とおかげ」昭和三二年二月二五日、朝日放送)⁷⁷

中山を慰めた「ある人」の名は記されていないが、佐藤金造による先の回顧と一致することから、佐藤を指すと考えられる。その彼が中山の将来を心配し、良かれと思つて掛けていた言葉が、逆に中山の心を深く傷つけていたと明かされたのだつた。中山の年齢からして中学校卒業の前後、大正末頃のエピソードである。ラジオ放送時、中山は五〇歳を超えていた。その中山が、炭鉱事故で下半身不随となつた青年の家庭を慰問した際に、三〇年以上前の体験が蘇つた。中山はその時、通常の夫婦生活を送り難いと思われる彼を前にして、慰藉する言葉を失つたという。それは、かつて中山自身が味わつた苦しみを、相手に与えてしまう事を恐れたからだつた。そこで中山は、青年を傷つけないよう祈りながら、自分の考える信心とおかげについて語つたと述べている。

中山は、「今でこそ、少しののろいも恨みもない」とも述べているが、この体験は心から消え去らず、折に触れて想起されたことを窺わせている。本章冒頭で触れたように、彼は『金光教徒』で紹介された当初から、困難に負けない少年として衆目を集め、学校では努力を重ねて優秀な成績をおさめている。とりわけ金光中学校時代の生活は、金光教関係者に支えられた部分も大きく、彼は、自身に寄せられる周囲の期待に応え続けようと努めたのではないだろうか。ところが、そこに現れた結果から遡及する形で、中山に起きた事故を幸福な運命として受け入れるべく外側から意味付ける時、図らずも信心の言葉は彼の苦悩を倍加する暴力と化した。

先の一言は、事故で負傷しなかつた場合、中山が別様の更なる苦難に遭遇するよう定められていたかの如く響くが、その言は恐らく中山にとつて、頭で理解する以前に身体が拒否するような類のもので、到底、受け入れ難いものだつたのではなからうか。「はらわたがちぎれるような悲しい思い」をした、との回想には、言葉にし得ない彼の激情が

こもっているように感じられる。事故によって蒙った様々な障害は、当然ながら中山本人にとって大問題だったが、それにとどまらず母をはじめ家族に対しても耐え難い悲しみや痛みを与えていたため、先の言葉を認めてしまえば、家族まで侮辱することになってしまう。しかし、その言葉が中山への気遣いに発していたこともあり、彼は反論を試みることにすら出来ず、自らに向けられた言葉を胸に押し込めざるを得なかったと思わされる。その意味で彼は、二重、三重の暴力に曝される経験をしていた。中山とその教師の間には、長年にわたるサポートを介した信頼関係の醸成が目指されたと考えられるが、その中であって先の言葉が中山に与えてしまった衝撃の意味について、この道の信心に連なる現代の我々もまた問われているのではなからうか。

既述の通り、上京してからの中山は、映画館での仕事をこなしつつ教員資格も取得し、自身の経験をもとにした活動を展開することとなった。そこで出会った傷痍軍人をはじめ、日常生活に困難を抱える相手からは、中山の姿を通じて生への意欲をかき立てられる様子がしばしば見られたという。戦時中は、戦意発揚を企図する国家に都合良く利用された面が窺われるが、彼は戦後も負傷した元軍人への慰問を続けていたように、求められた場所⁷⁸で人と向き合いながら、自らの存在意義を確認させられたことも事実だったろう。中山は、金光教本部に奉職していた当時、『金光教徒』のインタビューで記者と以下の応答を交わしている。

「…」

記者 御試練ということと同時に、その底を流れる中山家のメグリの現われという見方についてはどうでしょう。うか。運命を愛し、運命を活かすという事をよく先生はおっしゃっていますが、更に運命を変えるとい

うのが本教の信仰ではないでしょうか。その点具体的に御家庭の場合どう思われますか。

中山 私の怪我を機縁として母がお道の信心をさせて頂くようになってからの中山の家を考えて見る時、確かに運命が変わって来たという事が云えるでしょうネ。

〔対談 健康・難・運命 ―語る人・無手隻脚中山亀太郎師 聞く人・本紙記者―〕

『金光教徒』第五五号、昭和二六年一月二日

記者が言う「御試練」とは、「怪我の中に神の思召があり、それで現在の有難い生活がある」という主旨の中山の発言を受けている。その上で記者は、中山の怪我を「中山家のメグリの現われ」と受け止める可能性に言及した。個人に起きた困難を、家に堆積した「めぐり」の表れと解釈し、信心でそれを克服するとの捉え方は、「めぐり」に関する典型的な言説であった。記者からの質問は、中山をその顕著な例として眼差し、彼に対して本教信仰の意義確認を迫る形になっている。恐らくこの記者の言葉は、当時の教内における中山への評価として、珍しいものではなかったと推察される。それに対する中山の答えは、直接的に「めぐり」へ言及するものではない。しかしその上で、自身の怪我により母が信心に導かれた實際や、家としての運命に変化が生まれた、とする考えを述べている。これは金光中学校、東洋大学での学びをはじめ多様な社会経験、結婚して新たに一家を構える事となった事実等を、肯定的に振り返る内容のように見える。実際には、もし事故に遭わなければ家族を悲しませずに済み、従って金光教に縁が出来ることは無かったかも知れないが、その方が良かったと考える事も有り得るだろう。しかしそうした言にはなっていない。中山は、「怪我の中に神の思召があり、それで現在の有難い生活がある」とも語っていたが、興

味深いのはそれらの発言が、かつて中山を苦しめた先の教師による言葉を彷彿とさせる点である。

中山の回想によると、上京後にもその教師は中山に社会人の心得を話したり、結婚時には、媒酌や式服の準備といった段取りを含め、何かと気に掛けていたという。また、中山が戦災で金光へ戻ったときに、本部で働けるよう手配したのも彼であり、⁷⁹中山の少年時代に始まった両者の関わり合いは、形を変えながら継続していた。そうしたときに改めて注目されるのは、先のラジオ講話が行われた昭和三二年当時、その教師が高齢ながらも健在だった点である。⁸⁰その言葉を発した「ある人」が誰かは他人には分からなくても、本人が放送を聞けばそれを自分の事だと気づく可能性は十分に考えられよう。ここからは、中山がかつて掛けられた言葉の意味を、言葉を掛けた本人にも問いつながら、生涯を掛けて求めようとしていた心性が浮かび上がって来る。

中山が、「は、ら、わ、た、が、ち、ぎ、れ、る、よ、う、な、悲、し、い、思、い、」をした、と当時を振り返っていた時、とても相手の言葉を受け止められないにもかかわらず、受け止めさせられようとした自身を想起していただろう。その時の中山には、囃らずも人を傷つける言葉を発してしまった相手との間に、絶対的な隔絶感を覚えながら苦しんできた自身が捉えられていたのではないか。詳しい事は語られていないものの、恐らく中山は、外に向かつていく激しい感情を自分の内へと向け換え、母やその教師を初めとする周囲との関わりの中で、ここまで生きてきたという圧倒的な事実突き動かされながら、自分という存在の意味を見返しつつ、後の歩みを進ませられたのではないか。またこれを逆から見ると、内省を強くすればするほど、あの言葉にとどまらず、これまで受けてきた痛みへの名指し難い憤りも湧き上がっただろうが、その念が簡単に解消されるものではないところに、「運命を愛し 運命を活かす」と自身に言い続ける中山が生まれたように思われる。このように見てきた時、ラジオ講話で明かされたのは少年時代の辛い思い

出に違いなかったが、その当時の感情を含めて語る「今」を生きんとする姿が、当の相手に伝えられる機会にもなったと言えよう。

その後、中山はラジオ講話から二年経った昭和三四年より、平成元年まで金光教東京寮（学生寮）の寮監を勤め上げ、晩年は妻と共に二男の住む茨城県で過ごして、九九歳の生涯を閉じている。寮生達は、日常生活を不自由なくこなす中山に出会って一様に驚かされ、「私は幸せ者です」と語る彼の在り方そのものに、無言の教えを感じ取った者もあった。⁸¹ こうしたエピソードは、母や先の教師らを初めとした者達との応答関係により中山の内に胚胎した金光大神の信心が、時間的・空間的な広がりを伴って醸成され、周囲を巻き込みつつ血肉化していく、神を介した関係性構築の意義を示しているのではないだろうか。

見てきた通り、「めぐり」に代表されるような、相手の人生を規定する響きを有した言葉は、それを意識させられた人間にとってインパクトが大きく、ゆえに信心にとつての要諦と捉えられた歴史を持つていた。そしてそれは同時に、困難に直面する人間を排除して更に傷つけかねない言葉であることから、様々に議論が交わされたと思われる。とりわけ、「与えられた境遇をそのまま受け入れて生きる」といった言説は、当面の難を逃れることに救済を見る人間にとつて、文字通り「救いのない」響きを湛えており、「罪深き男」をはじめ根強い抵抗感が示されていた。一〇代の中山が深い傷を負った事実が物語るように、どれほど意を尽くして語ったとしても、言葉による救済は時に限界を露呈する面があると言える。

ところが逆説的なことだが、そこで生じている抵抗感が大きいために、自身を見舞っている状況を凝視させ、繰り返される応答関係において、自らが生きている世界の方へ目を向けることになっていったのも事実であった。中山

亀太郎と周囲の者等の姿などにはその様子が顕著に見られるようであり、そこに浮かんだ世界に照らされる形で信心する主体が立ち上がり、目の前の半歩を進めていたのかも知れないと考えられる。

そうした時、自身のあり様を見詰めるところに生まれ続ける救いに向けた重い問いを、時間を掛けて担っていく関係性の重要さが、改めて浮かび上がってくる。その意味で本稿は、「めぐり」という言葉に注目しての考察ではあったが、神を介した関係性構築の意義から見えていく時、「めぐり」という言葉自体が呪縛的に投げかける問題とは別に、信心によって示されてきた救済の可能性が逆照されていると言えるだろう。

おわりに

かつて、金光教玉水教会の教会長だった湯川安太郎（明治三〇昭和一九年）は、布教に従事する以前に商売をしていた頃、五人の子供を幼くして亡くした。湯川は、その度に神前で理由を尋ねたというが、神からは決まって「めぐりのお取り払い」との言葉を受けている。神は、湯川の先祖が犯した罪による「めぐり」が原因だとした。そこで湯川は、信心しながら「めぐり」の取り払いに努めたが、子供の死だけでなく、商売での損など何か難儀がある毎に「めぐりのお取り払い」と指摘されたため、ついに先祖による罪を具体的に教えるよう、神に談判した。心当たりのない事で、どこまでも人生が規定されていく理不尽さと同時に、「おかげ」を授けられない神による言い逃れと感じられたからだった。そこで神が告げたのは、湯川の「四代前」にあたる人物が、ある罪を犯したという内容だった。ところが「四代前」とは湯川自身の前世を遡る内容だったため、彼は俄には神の言葉を信じられなかったが、

その時に聞かされた友人の先祖の話とも思い合わせて、後に納得したという。⁸²⁾

湯川の回顧からは、神から重ねて聞かされた「めぐり」という言葉が、人生への展望を曇らせるように働き、信心に向かう気力や助かりへの意欲さえ削いでいた様子が浮かんできく。自身や先祖の「めぐり」に戸惑う信仰者の姿は、本論でも垣間見られたものの、湯川の場合は自らの前世とされたため、家系を辿るといった具体性が更に薄まっている。恐らく湯川も、教会の教師や信者らとの関わりで、自身の境遇を顧みていた面があると推察されるものの、上記の問答を神と直接行ったと語っていることから、「めぐり」の持つ自己呪縛性をより過酷なかたちで経験したと思われる。後に湯川は、こうした自身の歩みを振り返りながら、救われ難い人間が救われていく道を数多くの参拝者達に説いているが、ここには、「めぐり」という言葉を通じて凝視させられた、自身における難儀の深さが、翻って、苦しむ相手に向かう力動を生み得る信心の一端を見る事が出来よう。

なお、湯川に見られる「自らの前世」という考え方は、仏教の言説ではよく見られるが、今回の作業で見た金光教の事例においては少数で、むしろそういう考え方を否定する言説も確認される。⁸⁴⁾ 「めぐり」は自分の生涯、親先祖や子孫に関係して語られる場合が多い。この理由は不明であるが、先祖以来の無礼で難儀したとされる「教祖」像の他、信仰者にとって想像力が働きやすい血の繋がりがや、家に重点が置かれた可能性が考えられる。また前世を否定する言説では、三世因果説（前世、現世、来世）と混同しない様に述べられるため、やはり仏教言説と対比させて金光教信仰の独自性や、具体性を表明しようとした意図も透けて見える。⁸⁵⁾

とはいえないずれにしても、「めぐり」といった、通常の生活感覚からする領域の外部を指し示す言葉は、客観的な「正しさ」を問題とする議論には馴染みにくい。もともと、「神」や「おかげ」をはじめ、多かれ少なかれ同じ傾向を持

つ言葉は枚挙にいとまがないが、とりわけ運命的かつ否定的価値を帯びる言説に顕著な特徴で、様々な葛藤と議論を生んだと言える。ここまで見てきたことから、信心の言葉を語らせる関係性や、語りから生じる関係性に考えるべき点が浮かんでいると言え、救いを求める人々に問われながら、その都度、自らの信心を確認せしめられてきた本教の歩みが見られるように思う。

(教学研究所所員)

① 『金光教教典用語辞典』（金光教本部教庁、二〇〇一年）。また『神と人共に生きる―金光教教義の概要―』（金光教本部教庁、一九九三年）においても「めぐり」は、「天地の道理にはずれた生き方が積み重なり、それが原因となり結果となり、めぐりめぐってマイナスの作用を持つもの」で、「徳」の反意語と捉えられている。

② 平成二三年三月二一日の『金光新聞』（第九二二号）には、教内で「めぐり」に触れ難くなっている現状を述べながら、今日の問題として「めぐり」に関する議論の可能性を摸索した特集記事が掲載された（阿宮一教〈ライター・プランナー・井川教会〉「現代に向けて新たな「めぐり」観を」〔宗教と現代〕）。しかしそれ以降、教内においてそうした議論の動きは見らず、過去五年間の『金光新聞』を練っても「めぐり」を論じる記事は確認されない。

③ 公には論じ難いが、個人の信仰体験談や教師の教話などでは、現在でも見られる場合がある。例えば、「信心の魅力をここから」のテーマで教学研究所が開催した「第七回教育学に関する交流集会」では、「めぐり」等のキーワードを手掛かりに様々な意見が交わされた（二〇一四年九月一三日開催。参加者は所外一三名（男性八名、女性五名。その内で教師は男性二名、女性一名。年齢層は概ね四〇代〜七〇代）、所内六名）。そこでは、教会で「めぐり」を指摘されて落ち込んだ信徒の実例や、一般論として教話では話せて

も、取次の場で相手に「めぐり」を指摘することは難しい、とする教師の声などが聞かれた。他の参加者からも、「遠い先祖からのご無礼が「めぐり」となる」「徳も「めぐり」も表裏」「ご無礼で説明できないことを「めぐり」と説明するのではないか」等の意見が出た。

④ かつて「めぐり」は、日本の新宗教に共通する特徴の一つとして論じられる中で、「因縁」（天理教等）、「因果関係」（生長の家）等と同様に、正しい生活をしながら不幸が生じることに対する説明の論理であると同時に、当人の努力によって、現世内での宿命が転換するといった、幸福実現の可能性を説き人々を鼓舞するものとされた（対馬路人、西山茂、島蘭進、白水寛子「新宗教における生命主義的救済観」『思想』一九七九年一月号）。明治末大正期の言説は、こうした論を裏付けるものも多い。

⑤ 「罪深き男」については、信仰者の苦悩や不安が紙面に顕在化した同時代における、社会不安や人間精神の変調を論じる中で研究に取り上げられた事がある（大林浩治「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味―大正末から昭和初期の教祖像に見る現代化の形象―」紀要『金光教学』第四五号、二〇〇五年）。

⑥ 質問（四以降）と回答は以下の通り。

【問】「：」

四、若しメグリなき者があるとせば其人は病菌の伝染

を受くるときも病気にはかからないものでせうか、
又あらゆる災難にあふ場合も同様でせうか。

五、メグリは我々凡夫の力で断滅し得るものでせうか、
私にはそれ丈の信心がさしてもらへない様な気が
します。

六、メグリを我々の力で断滅する丈の信心が出来な
ければ神の靈験を蒙ることは不可能の事でせうか。

【答】

一、メグリといふ言葉の使ひ様で、さうも云へぬ事は
ありません。併し本教で一般に云はれて居るの
は、祖先又は自身が過去に於て犯したる罪悪が、
禍となつて自身又は子孫に現はれる様に使はれて
居るやうです。

二、私は災禍は果してメグリの為めかどうか、よく知
りません、さうかも知れませんが、さうでないか
も知れぬ。何の為めか私にはハッキリ分りません。
私は何故に禍が起るか分りませんが、禍に出合
うた時には、それによりて自身の信心を進め度い
と、いつもそれを思ひます。併しそれは禍に出合
うた時だけではないので福に出合うた時も同なの
ですから、禍福ともに、信心の力にし度いと思ひ
ます。そして信心さへハッキリすれば、禍も禍で
なくなりません。却つて自身の為めに恵みとなりま

す。

三、メグリといふ言葉の使ひ様による事ですが、コレ
ラ菌を飲んでもコレラに罹らぬ事もあるのに、コ
レラに罹つたと云ふ様な場合、又コレラ菌を飲ま
ぬ者もあるのに、自身は飲んだ、これはメグ
リの結果であるといふ人もある様ですが、私には、
それはよく分りません。なぜ、コレラ菌を飲む様
な目に会ふのか、コレラに罹る様な事になるのか、
それが過去の罪の結果か、祖先の罪の結果か、ど
うも、それはハッキリと分りません、或はさう云
ふ事が一分の原因となるものであるのか、どうか、
それはその事について、ハッキリと分る人でなけ
れば、さうだとも、さうでないとも、云へない事
ではありますまいか。私は少しもそれが分らぬの
ですから、何とも、よう申しません。

四、少しもメグリなき人はありますまい。幾千万代と
も限りなき自分の祖先が、少しも罪を造らなんだ
と云ふ事もあるまいし、自身がこれまで少しも罪
がないと云ふ事もないでせう。

五、私はメグリを自身の力で断滅し得るとは思ひ「ま
せん。自身の信心もそれ程に出来ません。

六、自身でメグリの断滅が出来ないから、信じさせて
貰ふのです。自身に何の力もない事が分つて始め

て、神様にお任せせずに居れぬ様になるのです。靈験を蒙るといふ事は、自身に都合よくなる事ではないと思ひます。自身がよいと思ふ事に、よいかどうか分りません。只神様任せて生活させて貰へる様になる、それが何よりの靈験だと思ひます。

⑦ 因みに同年の『金光教徒』には、一回分の紙面に「信仰問答」が掲載されたが、全て無記名での回答となっている。その理由は不明であるものの、一つの質問に対して、複数の編集者が相談しながら回答を作成していたことが推測される。

⑧ 瓜生津隆真「浄土真宗本願寺派における業・宿業問題への取組みと課題」『教学研究所紀要』業問題特集5、浄土真宗教学研究所、一九九六年、内藤昭文「仏教における業の意義」(同右)、他。業とは梵語カルマン (Karma) の訳語で広く行為を意味し、行為の結果である業報を含めて業という。仏教では、業の因果を固定化して実体的に見るのではなく、諸々の因縁によって全てのもは成立すると捉える。そして自己の主體的な行為や努力によって、真の自己を求め実現しなければならぬと説くとされる。業について、例えば親鸞が用いた用法には以下の三種類があった。第一は、阿弥陀仏の救済のはたらきとしての業。第二は、「機の深信」(自分から仏に成るなど)ということは出来ないと思ふこと(深く信すること)の内容として信仰告白される業。第三は、

往生浄土の行業としての業である。差別との関連で問題とされてきた業の捉え方は、第二の用法において「罪業」「宿業」などの理解を歪めている所から生じたとされる。

⑨ 岩本孝樹「差別問題と業について」前掲『教学研究所紀要』業問題特集5。

⑩ 幼少期の霜焼けがもとで、突発性脱疽になり四肢を失った中村久子(明治三〇〜昭和四三年)は、物心が付く頃より「あらゆる人」から、「あなた、まア可哀相に手も足も無いんじゃないじゃや、前生の業じゃやでなア、この世は、業はたしじゃや、しんぼうしんさいなア」「この世で手も足も無いなんてことは、あなたに何かたたっているんじゃないア、たたりだから、業だと思ってあきらめるんじゃないぞな、あきらめんさいなア」といった言葉を掛けられてきたという。それは立派な肩書きを持つ宗教者も例外ではなかった。彼女は、少女時代から見世物芸人として長年各地を回り、その後、請われて講演をすることもあったが、ある会場で出会った人物を通じて親鸞を知ったのを契機に、親鸞の教えを説く宗教者を求めて話を聞き、仏書を読み漁るようになった。そうした出会いによって彼女は、不自由な身体が自分を「真実の道」に導いたと捉え、宿業を通して念仏し、悩みや苦しみを喜びや感謝に変えていく道への気づきを語っている(中村久子「こころの手足」春秋社、一九八七年)。

⑪ 広瀬浩二郎『障害者の宗教民俗学』明石書店、一九九七年、三三～三七頁。

⑫ 金光教学において「めぐり」を主題化した成果はないものの、竹部弘は、お知らせや「理解」への注目から、人間と世界の関係について究明を試みる中で「めぐり」にも触れ、合理的な説明可能性を超えた領域を示唆する様相を論じている（『金光大神における超越の視座』紀要『金光教学』第四六号、二〇〇六年）。同論文で竹部は、かつてこの世の規範を支えもした「天」のような「神的なりアリティ」の保たれる場が変容した現在、「宗教的経験を通して感じ取られる「無限」なるもの实在へ向けて、どのように信仰の次元を求め語りうるか」との問いを立て、金光大神に見られる超越の視座を検討した。その取り組みは、今日の我々が自らにとって理解可能な形でのみ人間や世界を見てしまいかねない實際を視野に入れ、そこに浮かぶ問題を追究するものと言える。そして、神と金光大神との出合いに導かれる、神の意図をも超えた世界の理法を明らかにする中で「めぐり」にも触れ、「心」で受け止める以上の実在の世界や、見えない連鎖を示唆するとともに、それらを根底から支える超越的光背の重要性に言及した。これらは、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」「金光大神理解集」等に浮かぶ、金光大神と神との関わり合いから導かれる見解で、本教における従来の教義解釈を土台から検討する試みだったと考え

られる。そうしたとき、この高度な抽象性を帯びて看取された信心は、金光大神にとっての実践的課題に通じると考えられるのだが、「めぐり」という言葉に浮かぶ信心上の問いを、後の者における救済場面の実践的課題へ向けて、別個に検討することは、教学にとって重要な問題となるだろう。そこで本稿では、金光大神の信心に淵源を持つであろう、「めぐり」やそれに類する言説が、後世の信仰者において受け止められた諸相とその意味について、「めぐり」にまつわる「教祖」像の形成も視野に入れつつ捉えたい。なおこの方法的意識は、仏教を初め諸宗教の言説が及ぼす意味を検討した諸成果にも刺激を受けた（前掲瓜生津「浄土真宗本願寺派における業・宿業問題への取組みと課題」、前掲内藤「仏教における業の意義」、前掲岩本「差別問題と業について」、前掲広瀬『障害者の宗教民俗学』、河村喜寛「いんねんの教理再考によせて―因果論的いんねん理解の克服と新たな視座を求めて―」『天理教社会福祉』第一六巻、天理教社会福祉研究会、二〇〇四年五月、他）。

⑬ 『みかげ』は、明治三年に元尾道新聞の主幹・飯塚辰太郎により創刊されたが、経営難となり明治三五年に『令徳』と併合された。『令徳』は、明治三七年八月に『みかげ』と改題し、翌年の二月に終刊となった。『大教新報』は、篤志家の寄付を受けた飯塚が明治三九年に大教新報社を設立し刊行した。同紙は、当時本教唯一の報道新聞とされたが、

経営の不備や途中から本部に設置された編集部との齟齬などから、大正二年が最後の年となった。そして『金光教徒』は、『天教新報』の元編集員だった佐藤金造等、若手教師らを中心に設立された金光教徒社によって、大正二年に創刊された（『文書布教九十年』金光教徒社、一九六三年）。このように、「みかげ」「天教新報」「金光教徒」はその成り立ちは異なるが、当時における教内の言説を新聞という形で収集、提供しようとした事実を鑑みて、本研究の対象資料とした（『みかげ』については初期のもの内、本所蔵の明治三四年七月～三五年一月を参照した）。また『新光』（明治三九年五月～大正六年六月）は、佐藤金造や高橋正雄ら在京学生が結成した金光教青年会の機関誌である。同誌は、後に『金光教徒』の編集に携わる者をはじめとして、当時の金光教で活発に議論した人物の思想的背景や、教内外の問題に関するより踏み込んだ問題意識を窺う事が期待される教内誌である。なお論述の都合上、同じ資料が脚注部分に複数回登場する場合があるが、紙名や発行時期等をその都度確認する煩を避けるため、二度目以降も省略せずに表記することを断つておく。

⑭ 本論では、金光大神より後の言説を対象とするが、お知らせや「理解」に現れた「めぐり」に触れるなら以下の通りとなる。

お知らせの中には直接的に「めぐり」へ言及したものは

ないが、後の者たちにより注目され、「めぐり」を解釈する上でたびたび参照されてきたのが、「前々の巡り合わせで難を受け」の一句を含む明治六年一〇月一〇日のお知らせである。竹部弘はこのお知らせについて、金光大神の経験に照らすと、「無礼―巡り合わせ―難」を直列的に繋ぐ見解が一応は導かれるが、無礼から難へ至る過程というのみならず、「巡り合わせ」自体の不明な規定性を認める余地があると述べている（前掲竹部「金光大神における超越の視座」）。竹部の指摘を念頭に置くならば金光大神は、身辺に生じし続けた困難のかけにある無礼を意識させられつつ、それらを直結する了解の仕方を問いに付すような神に向き合わされた可能性が浮かぶ。

次に、「理解」において「めぐり」が指示する対象を窺おうとすると、それに直接答える言葉は伝わっていない。いくらその点に手掛かりを得ようとすると、まず間接的な表現をとりながら、親不孝をすと子孫に「めぐりの種を残す」（理Ⅰ松敬4）、知って悪事を働けば後に「めぐりて罪となる」（同6）といった具合に、ある人間の行いが、後の世代にまで不都合を及ぼす恐れに言及する形となっている。また、困難に直面している者の状態を示す表現として、「めぐりの深い者」（理Ⅱ石銀3）、「めぐりの深い因果」（理Ⅲ尋求200）と言われるように、やはり間接的に示唆される事として「めぐり」が語られている。その上で、人には誰

でも「めぐり」があるので普段から怠りなく信心するよう奨める（理Ⅱ佐磯1）、困難が起きても神に不平を言わず、逆に先祖代々からの「めぐり」について神に断りを述べるよう諭す（理Ⅱ難幸12）というように、具体的な教示をなす場合が見受けられる。

そうした「理解」において目を惹かれるのは、「めぐり」の取り払いに触れるものが二例と少なくともない事実である。具体的には、先祖や自分自身などによる何らかの原因で積まれた「めぐり」が、信心により取り払われることを説くもので、信心と「めぐり」の消長との対応関係が読み取られる。ある意味では理解が及びやすい内容となっている。例えば、「先祖、先祖よりの罪をわびよ。めぐりは、ひなたに氷のごとくお取り払いくださるぞ」（理Ⅰ近藤26）、「どのような大きなめぐりがあっても、信心によって取り払ってもらえる。先祖からのめぐり、祟りは、神が道の立つようになしてくださる」（理Ⅱ金萩2）等、「理解」が語られた背景には触れられないものの、信心と「めぐり」の間にある何らかの関係を予感させる響きを持つ。

一方、参拝者と金光大神の応答を伝える「理解」を見ると、やや趣が異なる。一例をあげると、杉田政次郎は信心仲間吉原留吉から聞いた金光大神の言葉を伝えている。当時、杉田は近藤藤守が神勤する広前に日参し、月に三度の祭り日には朝から詰めて奉仕するなど熱心に信心を進めたが、

家内に病気が絶えず商売も傾いていった。そこで、不思議に思った吉原がその訳を金光大神に尋ねている。その吉原に金光大神は、「年の若い間に、神様はめぐりのお取り払いをしてくださるのである。年が寄ってからのめぐりのお取り払いでは、体がもたない。一つでも若い間に、めぐりのお取り払いをしてくださるのであるから、ここが辛抱のしどころである」（理Ⅱ杉政1—3）と語ったという。杉田は、吉原から金光大神の言葉を聞いて勇気づけられ、困難に向かい得たと回顧している。

右の伝えで注目されるのは、「めぐり」の取り払いに関し、「年の若い間に」との注釈が付く点である。このように年齢に触れた「理解」は、他に二例確認される（理Ⅰ近藤27、理Ⅱ桂松1）。吉原が金光大神に話したのは、杉田本人の意識は別としても、難儀に出合いながら辛うじて信心に繋がる若者の姿であった（当時の杉田は二〇代半ば）。金光大神の口からはそのような人間に対して、先へ向けて生きる願いを促していく「理解」が生まれた事になる。因みに、「めぐりは四十歳までに取り払うてやる」（理Ⅰ近藤27）との「理解」を伝えた近藤藤守も当時二〇代だった。これらの事は、参拝者と金光大神の間でなされた応答関係により、その都度の事として「理解」が生まれた様相へ我々の思いを向けさせ、「めぐり」に関する「理解」に法則性を想定することへ留保を求めてくる。

ところで先に見た通り、現在の行為が後に悪影響を及ぼす可能性（めぐりの種を残す）「めぐりて罪となる」に言及する「理解」はあるが、逆に参拝者の現状から遡って、「めぐり」の原因となる過去の罪惡等を難じる「理解」は残っていない。金光教雄によれば、最初のころ金光大神は参拝者に対して、井戸や便所の場所、嫁入りの方角などが神に障っている旨を指摘していたものの、後には「信心さえすれば、それでよい」とし、「めぐりやとがめ」を言わないよう論したとも伝えられる（理Ⅱ金教Ⅰ）。吉原や近藤の伝えでは、最晩年まで「めぐり」を説いたとされる金光大神だが、それは具体的な惡因を指摘するよりも、むしろ現状を転換させる向きで語られていたと言えるかも知れない。以上から、「理解」にあらわれている「めぐり」は、参拝者の人生を規定する何らかの實在的世界を暗示する場合も同時に、その言葉を語る行為が参拝者にとつての信心を起動させる出来事として生まれた可能性を考えさせる。

⑮ 「難ありて有り難し（其三）」（「教乃徳」『みかげ』第九号、明治三四年八月一日）。

⑯ 「お蔭は和賀心にあり（其三）」（「教の恵」『みかげ』第二十二号、明治三四年九月一日）。

⑰ 「孝心天地に通ず（承前）」（「靈験の鑑」『みかげ』第十七号、明治三四年一月五日）。

⑱ 「十六年の苦み」（「実話」『大教新報』第一四二号、明治

四一年二月一日）。

⑲ 長谷川雄次郎「金光教小話」（『大教新報』第三三九号、大正元年一月一日）。

⑳ 長谷川雄次郎「お任せとお繰り―天にまかせよ地にすがれよ―」（「教壇」『新光』第六七号、明治四四年九月一日）。

㉑ 『日本国語大辞典』第二版第一二卷、小学館、二〇〇一年。同右第二卷。

㉒ 「横常磐姫」（「余徳の響」『大教新報』第三〇号、明治三九年六月二日）。

㉓ 笠井任天（笠井吉夫）「医薬は神の一指に及ばず」（「神の救」『大教新報』第九八号、明治四一年二月七日）。

㉔ 積尊がしばしば因果の道理に言及していたのは、当時一般的であった通念を素材に教えを説く為であり、世間を支配している因果の鉄則から人々を如何にして解脱させるかが最大の眼目であった、と指摘されている（板東性純「日本文学にあらわれた因果思想―往生要集―」『因果』仏教思想三、仏教思想研究会編、平楽寺書店、一九七八年）。また雲井昭善は、因果応報思想についてインド古代において定着していたと指摘した上で、現世における人間の行為や存在の在り方を、すべて前世の善・悪業に帰する思想（宿作因説）を、インドが持つ特殊な社会構造（カースト制度）の中で捉えるべく論じている（「業因果果と無因縁論」『同』）。

②6 因みに、足守藩士で家相学者でもあった松浦一太夫は、日柄方位の吉凶を見るに及ばず、と説く金光大神を論難した際に、「……」第一に氏子大地の御恩を知らずして大地に咎め、障りや災をする神が、遊行（めぐ）ると言うは大御無礼ではないか（傍点筆者）との裁伝があったと伝えている（後掲白石淳平「明治改暦と「金神」——金光大神における神把握をめぐって——」。本稿の議論とは直接関係しないが、人間に降りかかる難儀の原因を、金光大神がどのように捉えていたかを考えるうえで興味深い。

②7 某教会信徒の靈験談（「信心美談〈三〉」「金光教徒」第一五一号、大正六年三月一〇日）、佐渡教会信徒、井上本太一家の靈験談（「改祭の徳」「靈験」「金光教徒」第一六一号、大正六年六月二二日）、他多数。

②8 田中治良「運命に就て」（「金光教徒」第九一・九二号、大正四年七月一〇・二二日）、文学士田地匡「金光教の要義（九）」（「金光教徒」第一一六号、大正五年三月二二日）、八木宣教師「不幸に勝て」（「説教」「金光教徒」第一九四号、大正七年五月二二日）、長谷川雄次郎「神慮と教旨（其九）」（「金光教徒」第二一八号、大正八年一月二二日）。

②9 木島泰三「自由意志の向こう側——決定論をめぐる哲学史——」講談社、二〇二〇年、二一七～二一八頁。

③0 巡教師長谷川雄次郎「めぐりと信心（承前）」（『大教新報』第三一五号、明治四五年四月二六日）。因みに長谷川が引用

している理解は、この時点では公開されていない。これと類似した「理解」（これは、あなたの家の何代か前に人に不義理をして財をこしらえたので、そのめぐりというものが出て、そうなったのである。親の借金を子が払うようなものである）「理Ⅱ伝不Ⅱ」は、昭和五八年に現在の「金光教教典」に掲載された。また今回の作業で他に同様の「理解」を引用している事例はない。

③1 長谷川雄次郎「金光教小話」（『大教新報』第三三九号、大正元年一〇月一日）をはじめ、田中治良「運命に就て」（「金光教徒」第九一号、大正四年七月一〇日）、文学士田地匡「金光教の要義（九）」（「金光教徒」第一一六号、大正五年三月二二日）、準二等宣教師高橋茂久平「信心は本心の玉を研くものぞや」（「説教」「金光教徒」第一六八号、大正六年九月一日）、八木宣教師「不幸に勝て」（「説教」「金光教徒」第一九四号、大正七年五月二二日）、森定虎吉「信心小話（続）」（「金光教徒」第三四八号、大正一一年九月一〇日）、和泉乙三「本教々義の大綱」（「金光教徒」第三六七号、大正二二年三月二二日）、他。

③2 例えば和泉乙三は「金光教観」（日月社、大正四年）で「めぐり」について、「道徳的、心靈的、生理的因果の關係をいふ」と押さえている。そしてその上で金光教とは「主観的には人間の解脱を教へ、客観的には神の救済を説く」とし、両者の軸軸をなすものとして「めぐり」の思想を論じている。

- 注⑭参照。
- ③③ 陳若生「めぐりかおかげか」〔『金光教徒』第二〇〇号、大正七年七月二日〕。
- ③④ 「メグリが深い丈神慮は深し」〔『説教』『金光教徒』第九九号、大正四年一〇月一日〕。
- ③⑤ 松原龍太郎「立教の神意」〔『金光教徒』第三六九号、大正一二年四月一〇日〕。
- ③⑥ 高橋正雄「徳とメグリ」〔『金光教徒』第二二号、大正二年八月一日〕。
- ③⑦ 高橋正雄「私の手帳(六)」〔『金光教徒』第一一八号、大正五年四月一〇日〕。なお同論争への注目から金光教の「めぐり」論に言及したものに、藤井麻央「大正期の金光教における「めぐり」論の浮上とその背景」〔『國學院大學大學院紀要—文学研究科—』第四五輯、二〇一四年〕がある。
- ③⑧ 高橋正雄「信と生活との具体的関係について(一)」〔福岡県社会教育協会主催の福岡県第一回夏期大学における講演記録(昭和四年七月二九日)「筋のもの」高橋正雄著作集刊行会、昭和四二年〕。なお当時の高橋の様子については、佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について—信念模索期を中心として—」(紀要『金光教学』第二三号、一九八三年)に詳しい。
- ④① 高橋茂久平の説教(『高橋先生説教集』金光教大阪青年会出版部、大正四年、八八〜九四頁)。
- ④② 片島幸吉「味ひ深き生活の感じ」〔『新光』第二二六号、大正五年八月一日〕。
- ④③ 片島幸吉「癡人の橋」〔『新光』第一二三号、大正五年五月二日〕。
- ④④ 片島における社会実践の実際は、大林浩治「明治末から大正にかけての本教社会実践—佐藤重助・片島幸吉の活動を中心に—」(紀要『金光教学』第三三三号、一九九三年)を参照されたい。因みに高橋正雄は、世界の問題が起きる元に立ち入ることと、自分自身の正体を見きわめることを同義であるとする。そして自分を脅かすのは欲であり、欲が動くのは「めぐり」であると述べている(高橋正雄「近時の傾向と祈念奉仕の生活(其三)」『金光教徒』第三六号、大正八年七月二日)。こうした意見も、今後、個人の生活と社会との関わりを考える上で重要だと思われる。
- ④⑤ 「信心上に於ける迷ひ」〔『信仰問答』『金光教徒』第三七三三号、大正一二年五月二日〕。回答では、自分の思い通りなるよう願う信心を止め、得手勝手を離れて真心になるのが幸福だとし、教えを聴くよう求められる。
- ④⑥ 「生活の道に迷ひて」〔『信仰問答』『金光教徒』第四三三三三号、大正一三年二月一九日〕。回答では、没落の原因を「めぐり」等に求めるのは間違いであり、資金が無くても出来る仕事に真剣に取り組むよう諭されている。
- ④⑦ 「信仰問答」〔『金光教徒』第四七六号、大正一四年一〇月

一六日)。回答では、神が全てを創造したかどうか分からないとされる。その上で回答者は、自分が行き詰まった時にそのまま救い助けてくれる存在を教えられ、それを神と仰いでいると述べている。

④7 「感謝し得ざる不幸を訴へて」(『信仰問答』『金光教徒』第三五一号、大正十一年一〇月一〇日)。

④8 「改式に対する不安」(『信仰問答』『金光教徒』第三六四号、大正十二年二月二日)。

④9 「物質的に豊富になる事を祈る可否」(『信仰問答』『金光教徒』第五〇〇号、大正十五年四月二日)。

⑤0 母に連れられて就学前から田地和吉が奉仕する飯田教会に参拝していた(『信州布教につき白石匡氏より聞書』。齋藤誠逸郎の弟(『飯田布教百年ものがたり』金光教飯田教会、平成六年)。後に白石姓となり同教会三代教会長をつとめた。

⑤1 一例を挙げると相沢新造は、御略伝編纂委員会が明治四三年に行った聞き取り調査において、所謂「七墓」築かされながら神への信心を通じてお蔭を受けていった金光大神の話の話を伝えている(理Ⅱ相新Ⅰ)。その当時の聴取記録を確認すると、飼牛が三頭死んだと書かれる等、「覚書」の既述通りではないが、金光大神が相沢に自身の経験を語っていた様子を窺う事が出来る。

⑤2 和泉乙三「金光教人生観」(『新光』第一〇九号、大正十四年三月一九日)、前掲和泉「金光教観」。

⑤3 藤井新「今更のやうに(続き)」(『金光教徒』第一七二号、大正六年一〇月一〇日)。

⑤4 前掲和泉「金光教観」序説。

⑤5 同時期の和泉乙三は、人間が歩んだ道の在り方で「教祖」を論じる解釈態度に先鞭をつけたが、後には自己を投影して「教祖」を見る在り方に限界を迎えたとされる。この点については、前掲大林「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味」を参照されたい。

⑤6 山下石太郎「説教」(『大教新報』第一九号、明治三十九年三月一日)。

⑤7 畑教正「真心の道」(『金光教徒』第二〇四号、大正七年九月一日)。

⑤8 無坪生「御芳躰を辿りて(二)」(『金光教徒』第三六九号、大正十二年四月一〇日)。

⑤9 引用では、金光大神により「七代昔からのめぐり」が消滅するとされるが、その「七代昔」に関する説明はない。また今回の作業で、このような言説は他に確認出来なかった。ちなみに仏語の「七生しちじゅう」は、人界の七生と欲天の七生を合わせて「七生」と呼ぶ。後には、七回生まれかわること、さらに何度も生まれかわることの意味にも用いられるようになった(『仏教辞典』岩波書店、一九八九年)。「七代昔からのめぐり」との表現にも、人間の想像をこえる過去からの時間が含意されている可能性があるが、詳しい事は分かつ

らない。

⑥① 「熟慮すべき事(続)」(『金光教徒』第二〇四号、大正七年九月一日)。

⑥② 藤本拓也は、金光大神が実弟を介した金神による宮建築の頼みを受けた事蹟に注目し、自らの認識や判断の手前で受任する金光大神の様態に他者の痛み苦しみへの感知を讀み取っている(「お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい―神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐって―)紀要『金光教学』第五二号、二〇二二年。こうした金光大神の姿は、本稿で検討した他者の「めぐり」を取り払う「教祖像に通じているかも知れない。なお気多雅子は、小説などに見られる「仏が衆生の悪業を代わりに引き受けて下さる」という考え方と、大乘仏教の核心にある「回向」との関連を指摘している。「回向」は、仏菩薩の善根功徳を衆生の悟りと幸福のために振り向けるという思想で、それを裏返すと、仏が衆生の悪業を引き受けるという考え方が出て来るという(「罪と報い」『岩波講座 日本文学と仏教 第二巻 因果』岩波書店、一九九四年)。氣多の指摘も右の「教祖像が見出された背景を考える上で示唆的である。

⑥③ 宣教師 高橋正雄「万人皆我」(『説教』『金光教徒』第一四五号、大正六年一月一〇日)。

⑥④ 「信心のころ」(『金光教徒』第二〇一号、大正七年八月一日)、井上幸雄「財部後藤寺小教会長夫人の帰幽を悼み併

せて同教会信徒諸氏に望む」(『金光教徒』第二二九号、大正八年五月一〇日)。また、大島療養所の金光教求信会設立に中心的な役割を果たし長く会長を務めた太田垣益一は、亡父に続いて自身も思った「癩」を、自らの「めぐり」として受け止めた人物として紹介され、その姿が金光大神の生き様に重ねられている(和泉乙三「金光教祖の四大教義と五大綱領(六)」『金光教徒』第五一三号、大正一五年七月二日)。なお、太田垣に現れた信仰の様相とその意味については、児山真生「癩者」の金光教―教団の成り立ちへの問いかけとして―(紀要『金光教学』第四〇号、二〇〇〇年)に詳しい。

⑥⑤ 中山亀太郎『信の世界』金光教徒社、昭和三〇年。なお同書では数え年齢が用いられているが本稿では満年齢を採用した。

⑥⑥ 前掲中山『信の世界』一六―一七頁、佐藤金造『無手隻脚の中山亀太郎君―運命を愛し運命を活かす―』(金光教東京奉教護国会、昭和一三年(初版昭和八年))一二頁、佐藤金造「お道説本(2)」(『金光教青年』六二号、昭和八年二月、金光教青年会連合本部)。この日参は一日の重労働を終えた後、四キロ余りの道を歩いて二年間に亘り続けられたという。中山は、自分の事を一心に守り育んでくれたこの母の愛に対して、繰り返し感謝の念を述べている。

⑥⑦ 江口は、障害を持つ者にこそ生きていく為に学問をさせ

るべきだとの考えから村長や郡視学らに掛け合い、中山の入学を実現させたという（前掲佐藤『無手隻脚の中山亀太郎君』一四〜一七頁。前掲佐藤『お道読本（2）』『金光教青年』六二号、昭和八年二月）。

⑥7 前掲中山『信の世界』八頁。

⑥8 前掲佐藤『無手隻脚の中山亀太郎君』一七〜一九頁。佐藤雄『信仰回顧六十五年（下巻）』『信仰回顧六十五年』刊行会、一九七一年、二二〜三三頁。

⑥9 「足一本の小児」（「家庭」『金光教徒』第八〇号、大正四年三月二日）。

⑦0 大正七年に、高橋正雄、金光三代太郎、藤井新ら「新生舎」メンバーが設立し、「儲けぬ製麺会社」「儲けぬうどん会社」等とも呼ばれた。働きたい者は誰でも受け入れ、利潤を追求しない社会奉仕活動として営まれた。一灯園創始者である西田天香の息子も働いていたという。大正一三年一月に解散した（吉田賢治郎「製麺会社へお引寄せを頂いて」『金光教青年会雑誌』大正一五年一〜三月号）。

⑦1 前掲中山『信の世界』四〇〜四二頁、前掲佐藤『無手隻脚の中山亀太郎君』二八〜二九頁。

⑦2 前掲中山『信の世界』四二頁。なお中山の教内外における活動については、相賀正実『希望に生く―中山亀太郎先生の「生涯」』（金光教徒社、二〇一一年）に詳述されている。

⑦3 佐藤の旧友、中岡弥高からの依頼による。中岡は同書（改訂二八版（昭和一三年））に寄せた序文中、満州事変で負傷して前途を悲観する兵士達のために同書の寄贈を佐藤に頼んで快諾されたと述べている。

⑦4 中山亀太郎『生き抜く力』宮越太陽堂書房、昭和一六年。

⑦5 前掲佐藤『無手隻脚の中山亀太郎君』三八〜三九頁。また中山は大石米子（明治二二〜昭和四三年）との対談で青年期を振り返り、恋愛感情を抱いた異性が現れても、どうせ失恋するに違いないと考えるところから、その思いを内に留めてきた経験を語り合っていた（不具の身を感謝に生きる 数奇な身の上を語り合う会）『婦人倶楽部』大日本雄弁会講談社、昭和八年）。大石米子は、大阪堀江の遊郭にあつた山海楼の元芸妓。一七才の時に、楼主の養父が家人ら六人を殺傷した、所謂「堀江六人斬り事件」で両腕を失う。後に障害者女子の教育養護を志し、晩年は「身体障害者の母」と呼ばれた。なお、高野山で得度して順教と改名している大石米子「妻吉自叙伝 堀江物語」大空社、一九九九年。『この花―大石順教尼の思い出集―』この花会、一九七一年）。

⑦6 前掲中山『信の世界』五六〜五九頁。

⑦7 中山亀太郎『運命を愛し運命を生かす』金光教徒社、昭和五六年（増補改訂版）、一一七〜一二三頁。

⑦8 「嬉野国立病院慰問行―中山亀太郎師に随伴して―」（『ゆうざき通信』第二八号、昭和三年二月一五日）、他。

- ⑦9 前掲中山「運命を愛し運命を生かす」一四一～一四五頁。
- ⑧0 明治一三年一月二七日生まれで昭和三六年一月三日に死去（満八〇歳）。ラジオ放送翌年には教老に就任していた。
- ⑧1 前掲相賀「希望に生く」二二六～二二七頁。
- ⑧2 湯川茂（編）『我が信心のあゆみ』英進社、昭和一三年、五七八～五九二頁。尚、この時に神は、湯川の「某友人」も「三代前に三島」で同じ罪を犯したため、「四〇台にならないと金を持ってない」と告げたという。そこで湯川が「某友人」の素性に詳しい人物に話を聞いてみると、「某友人」が親の代に三島から大阪に移住していた事を教えられ、湯川は神の言葉を信じざるを得なくなつたとしている。
- ⑧3 長谷川雄次郎「お任せとお継り―天にまかせよ地にすがれよ―」（『教壇』、『新光』第六七号、明治四四年九月一五日）、同「金光教小話」（『大教新報』第三三九号、大正元年一月一日）、森定虎吉「運命と信心」（『金光教徒』第三九六号、大正一三年一月一〇日）。
- ⑧4 和泉乙三「金光教人生観」（『新光』第一〇八号、大正四年二月一五日）、文学士 田地匡「金光教の要義（九）」（『金光教徒』第一一六号、大正五年三月二二日）。
- ⑧5 注59で指摘した通り、長谷川の言説にあった「七代昔からのめぐり」は当人の前世を指す可能性があるものの判然としない。

明治改暦と「金神」

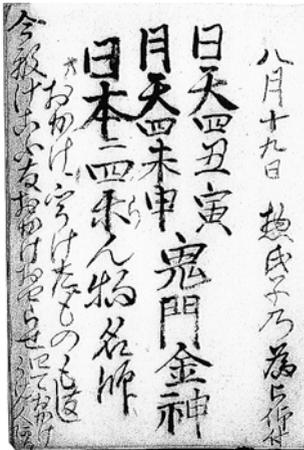
— 金光大神における神把握をめぐつて —

白 石 淳 平

はじめに

「金神」——古くは平安時代後期の宮廷社会における金神忌にまで遡るとされ、近世期に至っては社会に広く浸透し、日柄方位の禁忌を司る凶神・悪神として恐れられた神である。周知の通り、現代の我々のもとまで伝えられてきた本教の信心は、この「金神」と金光大神との関わりを機縁としている。

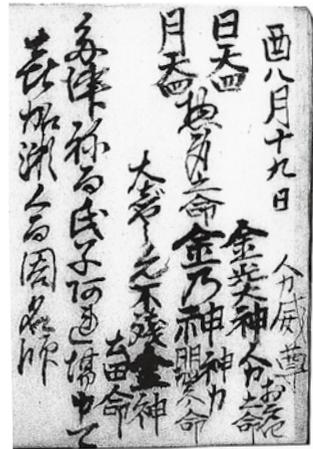
そうとして、「金光大神御覚書」（以下「覚書」）の登場以降、神をめぐる解釈の多くは、金光大神の信心のはじまりに関わる神としての「金神」よりも、「金神から天地金乃神へ」という、主にテキスト上での名称や属性の変化・変容に着目する文脈において、「天地金乃神」への「確定」や「収斂」として議論されていくこととなる。②そこにおいて「金神」との関わりは、近代への移行に連動した金光大神の信仰内実の進展に応じて離脱されるべき古い「伝承的生領域」③の問題というように、現在につながる「金光教」という教団を前提化したかたちでの、乗り越えの対象として把握されていくのである。④もつとも、そうした「覚書」解釈の営みの中で、金光大神の発展・段階的な信



【「覚帳」一七-26-1～2】

仰史の把握に伴って教内に一般化されていくこととなった、変化・変容の相に着目する神観それ自体には、拙稿でも論及したような、忌避すべき悪神を信仰対象とする民俗的心性（悪神の福神化）や、神的存在の根源的な両義性をめぐる神話的構想力を引き出すような、危機的現実の切迫さが要請する「外部」や「余剰」といった超越性への感性に通じる人間本来の発想によって後押しされる面があったと見ることもできるかもしれない。しかしながら、以降も本教において「金神」は、「天地金乃神」へと至る「神性転化（転態）」あるいは「神性開示」における超脱・超俗の対象として、明治六年旧八月十九日の神伝を中核に、金光大神前半生の信仰内容へと限定的に位置付けられていくのである。^⑦

そのような中、「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」）公開以降の研究として竹部弘は、「覚書」における金光大神前半生の記述への「天地金乃神」の表出について、「覚帳」明治六年旧八月十九日の神伝との関わりから究明している。竹部はそこで、「覚書」「覚帳」両帳面の対照を通じ、「覚書」前半生の記述における天地金乃神には、明治六年以降に把握された内容が関わっているとし、同神伝で表明された神性が金光大神の信仰史上に跡付けられたものと指摘した。明治七年以降起筆の「覚書」に先立って記されはじめ、かつ金光大神最晩年までの記事を所収した「覚帳」の登場という資料環境の変化により、テキスト論（お知らせ解釈）としての非時系列的様相への着目から、「覚書」に基づく従来の段階論的把握に検討が加えられることとなったのである。^⑧



【覚帳】一七-26-3~4】

そうとして、竹部が「覚書」前半生の記述を検討する基点に据えた明治六年旧八月十九日の神伝を金光大神直筆の「覚帳」に見てみると、いわゆる「御神伝」該当部分に加えて、上掲画像のような記述（「覚帳」一七―26）が伴われてもいることは、改めて注目されてよい。

見ての通りここでは、「天地金乃神」への関心から主に解釈の対象となってきた様相とは異なっており、「鬼門金神」といった神名が、独立した個々の神の表象というよりも、その関係的なありよう全体を確かめるかのように配されている。当該部分について竹部は、「この度、丑寅未申鬼門金乃神ということが変わって、天地金乃神ということになった」（理Ⅱ伍賀慶春1―4）、「ただいまでは、金神ということお廢しと相成り、いま少しみ名は決まらず。まず、天地金乃神とみ名を呼ぼうと思うが、いま少し、申し上げることにはなっておらぬ」（理Ⅰ鳩谷古市2―2）といった明治十年前後とみられる伝承も踏まえつつ、「明治六年における神名の確定ということの意味合いを、文字通りの意味よりはもう少し緩やかに考えてみなければならぬ」として保留している^⑩。竹部の論述は、それ以降はあくまで「覚書」前半生の記述の検討に限定したものととなっているのだが、しかし、明治七年以降起筆の「覚書」の対応部分にも同様の神表象（二一―22）が認められることからすれば、ここには、金光大神、そして広前に訪れる人びとにおける、「天地金乃神」や「金神」といった個体識別的、独立的な名称としての把握を超えた事態として、明治期にあつて繰り返し「金神」との関わりの押さえ直しに迫られる様相がうかがえるのではないだろうか。

さて、既存の「覚書」「覚帳」に加えて近年新たに提供された諸資料は、こうした様相を改めて検討していくにあたっての有効な手がかりになると考えられる。殊に、金光大神出生以来の出来事の記録をうかがわせる新たな帳面として、「金光大神年譜帳」(以下「年譜帳」)と共に『金光大神事蹟に関する研究資料』(以下『事蹟資料』)に所収された「金光大神暦注略年譜」(以下「暦注略年譜」)には、金光大神を含めた家族の出生記事に続いて、暦注の禁忌や「金神」など暦神に関する内容、さらには文化十一年から明治六年までの金光大神の年譜が認められる。とりわけ注目されるのが、明治期における「金神」への意識に関わって、暦や日柄方位をめぐる知見を通じて再把握を示唆する記事内容である。先の資料論考で展望したように、そうした「暦注略年譜」の様相からは、世界への認識を支える構造それ自体を揺るがす明治六年の改暦により、「なぜ金神か」という神への「信」に関わる始源的な問題を揺さぶられる事態にあつて、「ど、う、金神か」という、神との関わりの実際へ向けた営みとしての意味が、金光大神自身の来し方の捉え返しと連関しながら問われることとなっていた可能性を考えさせられるのである。このことは、「金神から天地金乃神へ」というように、神の変化・変容に「収斂」や「確定」を捉えてきた従来の個体識別的な解釈に対し、変化・変容それ自体の内に神を再把握していくような、可変的でしなやかな実践としての信心の可能性を浮かばせるのではないだろうか。

そこで本稿では、右に触れた「暦注略年譜」に加えて、金光大神、そして広前に訪れる人びとを取り巻く明治期の世相を浮かばせる「年譜帳」の内容や、広前に関わる金銭のやりとりが記された帳面類など、その他諸資料の様相も手がかりに、金光大神における「金神」再把握のありようを、明治改暦との関連性からうかがっていききたい。

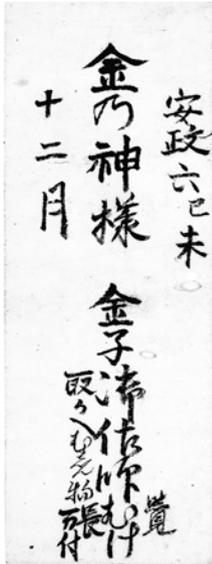
以下第一章では、明治初期における「金神」のありように関わって、諸資料における神表象の様相を概観する。

続いて第二章では、改暦による「金神廃止」とその影響について、主に「暦注略年譜」の様相を手がかりに考察する。それらを踏まえつつ第三章では、明治十年代以降における「金神」のありようとその意味について、当該期における金光大神と人びととのやりとりの実際を二、三取り上げて考えてみたい。このことを通して、明治期における「金神」と金光大神との関わりが本教信心に投げかける意味を究明し、新たな資料環境のもとで金光大神の信仰世界像の全体性を改めて求めてみたい。

なお、金光大神直筆帳面類からの引用は原則『事蹟資料』及び紀要『金光教学』掲載の解説文に依拠するが、論述の都合上、字句や改行位置などを整えた場合もある（その他諸資料についても同様）。また、「覚書」「覚帳」については、『金光教教典』の章・節・項（理解）は類・伝承者・節・項）番号により該当箇所を示すこととする。

第一章 明治初期の「金神」

i 諸資料に浮かぶ神の複数的ありよう

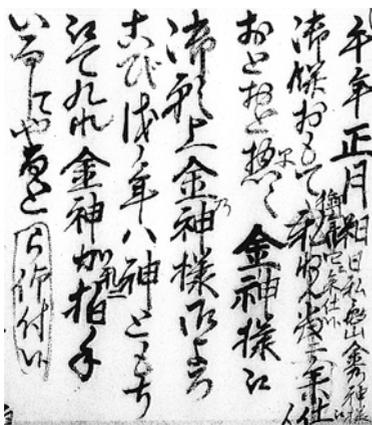


【「金子覚帳」表紙】

まず、『事蹟資料』所収の金光大神直筆帳面類とともに提供された、広前に関わる金銭のやりとりが記された帳面のうちのひとつ、「金乃神様金子御さしむけ覚帳」（以下「金子覚帳」）の表紙を見てみたい。中央上部に、大きく「金乃神様」と見える。堀江道広の解説にもあるように^⑮、「安

政六己未」「十二月」との年月が同帳本文冒頭の記事に対応していることから、同年を内容の起点として調べられた表紙であることが推察される。また、部分的に明治三年から同五年の内容が見られる（一四丁表）他は、主に安政六年から慶応四年（明治元年）までの記事となっており、明治初期あたりに整理された可能性が考えられる。もっとも、同帳は複数の紙縵で綴じられていたり、使用されていない綴じ穴もある。つまり、どこかの時点で綴り直された可能性があり、この表紙がいつ作成されたものかは定かではない。そうとして、表紙中央に大きく記された「金乃神様」には、安政六年末から明治初期に至る営みを、神との関わりから押さえ直そうとする金光大神の意識が読み取られるのであり、その意味で同帳表紙に示されることとなった神表象は、神の名や属性というよりも、金光大神における神との関わりの模索のありようを明かしていることとなる。

因みに、ここに登場している「金乃神」は、「覚帳」安政五年正月の記事（二—1—1）が各帳面を通じての初出と思われるが、原文の表記を見ると、最初の「亀山金乃神様」の部分は周囲より文字が小さく後筆である可能性がある。さらに、続く「弟早々金乃」原文では「ノ」神様へお願いあげ、金乃神様お喜び」（傍点引用者）についても、「ノ」や「乃」が周囲の文字に比してかなり小さく、明らかに後から追記されたように見え、元々は「金神」との表記であった可能性が非常に高い。このことから、右の「金子覚帳」と起筆時期が近いとみられる「覚帳」の神表象としては、安政五年旧十二月二十四日の「天地神」を除いて、少なくとも慶応年間までは「金神」と記さ



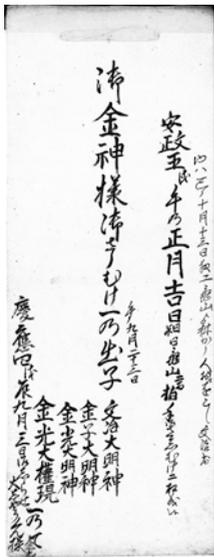
【「覚帳」二—1—1】

⑩れ、それが何らかの理由で後から便宜的に修正を加えられた可能性が考えられる。詳しくは次章で見っていくこととしたいが、こうした点にも、明治以降における神との関わりや揺らぎや変化の相として、金光大神の営みの動向が示唆されるのである。

さて、このような「覚帳」の様相からすると、「金子覚帳」の表紙は「覚帳」の起筆以降に作成された可能性も浮上するが、このことに関わっては、同時期に作成された可能性が高い「御金神様御さしむけ金銭出入帳」(以下「出入帳」)も取り上げておこう。

「金子覚帳」と共通する内容も見られる同帳の表紙中央には、「御金神様」との神名が示されている。本号掲載の岩崎繁之による解説にもあるように、^⑪同帳は、神の祭祀をめぐる対外的な支出記録及び金銭初穂の年次別集計からなっており、表紙左端に示された慶応四年(明治元年)九月三日のお知らせを契機として起筆されたと推察される。なお、同日(三日)が、十二支の配当によって特定の方角を遊行する方位神八将神の一つで、「金神」との関わりが深いとされる「大しようくん(大將軍)」の縁日であることが補足的に記されているのが興味深い。

表紙全体としては、「御金神様御さしむけ」との記述の下に「一乃弟子」「文治大明神」、そして左側に「金子大明神」



【「出入帳」表紙】

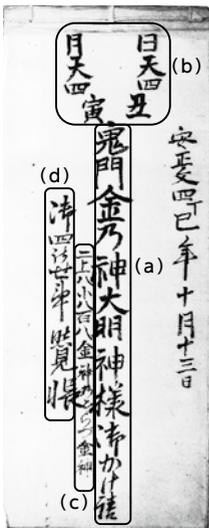
「金光大明神」「金光大権現」と続き、神からの神号授与を順を追って確認するような紙面となっている。注目したいのは、そうした神との関わりや起点を確かめるようにして、亀山にて実弟繁右衛門に憑依した金神から拍手を許された安政五年の出来事、そしてさらに遡って、その金神が繁右

衛門に憑依し、金光大神（文治）が呼び出されたいわゆる安政四年の「神の頼みはじめ」についての記述が、表紙右端に付されている点である。

本文の冒頭となる一丁表の記事には、「金神様おかげのはじめは「…」との、事の起こりを振り返る文章に続けられるかたちで、弟の援助などに要した具体的な支出内容が書き出されている。大林浩治も指摘するように、人間の意識を乗っ取って弟繁右衛門の身体に憑依した金神の出現に立ち会わされた金光大神にとって、この出来事は、弟への援助という単なる人間的事情を超えた意味を、後の神動行為に繋がる神との関わりの起点として確かめさせ、帳面への書き出しを迫るものだったと考えられよう。そうした表われようとして、「御金神様」との関わりのありようが、帳面上に反映されることとなっているのである。

なお、周知の通り「覚書」には表紙に相当すると思しき記事は認められないが、「覚帳」表紙については、正確な作成時期は分かりかねるものの、慶応末から明治元年頃と見られている本文の起筆時期からすれば、金銭に関わる右の両帳面とおそらく同時期か、あるいはそれ以前に作成されたものと推察される。

中央に大きく示された(a)「鬼門金乃神大明神様」との神名が目を引くその表紙には、上部に(b)「日天四丑月天四寅」と冠されており、また左部に小さく(c)「二上八小八百八金神のこらず金神」と付されている。(b)は、中央の(a)部分に対応した文字サイズであり、周囲の表記や余白との関係が意識されているように見えるが、(c)については、「二上八小八百八金神」「のこらず金神」の両表記で筆運びや墨の濃さが異なっ



【「覚帳」表紙】

見え、周囲の表記との連続性が見出しがたく、その左部に記された(d)「お知らせ事覚帳」との間のスペースに後から加えられたようにも見える。これらの点から、仮に右部の日付を除く表紙の生成過程を推察するなら、(a)もしくは(b)が先に記された上で、次に(d)が記され、そして(c)が加えられたと考えられようか。岩崎繁之も言及しているように、²⁰⁾余白も含めた表記の配置をも意識しつつ形成されていったであろう「覚帳」の表紙は、明治初期の金光大神における神との関わりの模索が、その営みの息づかいを伴って紙面に反映されていく様を浮かばせるものとなっている。

以上、明治初期の様相をうかがわせる諸資料について、主にその表紙の様相を概観してみると、一面では、金銭をめぐっての帳面作成といった共通性が認められる一方で、そこで押さえ直される神との関わりの起点は、神の表象とともに一様とは言えず、むしろ複数的であることが浮かんでくる。その意味で、それら神表象は、そのように繰り返し確かめられようとした神との関わりの広がりや連なりを反映しつつ、帳面に上せられることとなったものであると考えられよう。

ii 「金神」の实在性と重層性

金光大神直筆帳面類に浮かぶ神表象は、「金神」との関わりという起点を繰り返し、複数の角度から押さえ直す明治初期の金光大神の営みが、多様な神のありようの把握として展開していた可能性を考えさせる。では、金光大神におけるそうした帳面類の作成は、広前に訪れる人びととのどのような関わり合いを前景に営まれたのであろうか。そこで次に、明治初期頃における、金光大神と人びととのやりとりを介した神把握、そしてそこからの神表出のあ

りようについてうかがってみたい。

まず、維新以前、明治への改元に先立つ慶応年間のこととして、足守藩の上級藩士であり家相学者でもあった松浦一太夫久信による、家相説をめぐっての金光大神への詰問について、佐藤範雄による伝承を手がかりに取り上げておきたい。

松浦が初めて広前に訪れたのは、自身に先んじて信心を進めていたとされる彼の妻から噂を聞きつけ、日柄方位の吉凶を見るに及ばないことを説く金光大神を論難するためであったとされる。家相書四種九冊を携えた松浦は、その書の内容や自身の知識を論拠に金光大神を問い糾すのだが、金光大神は「此方は書物の事は何も知らぬが神様の教の通りを理解して居るのである」と応答し、その後、「氏子、元來大地は一足踏む所も何の方角へ向いても日天子月天子金乃神の居らざる所はない「∴」日天子月天子に日の吉凶はないぞ。第一に氏子大地の御恩を知らずして大地に咎めや障りや災をする神が遊行（めぐ）ると言うは大御無礼ではないか」との裁伝が下されたという。そして、その内容に「恐れ入りました。広い天地に墨曲尺（すみがね）を当て、方角を逃げようとの考は間違いで御座る。日々御照しに善悪のある筈は御座りませぬ。恐れ入りました」と感服した松浦は、携えた家相書九冊を奉獻し、その後、「金子大明神」との神号を許されるまで信心を進めた、と伝えられている。

この伝承を取り上げ直した直近の成果として、維新时期における藩士の信心に論及した早川貴子の研究がある。そこでも言及されているように、碧瑠璃園著『金光教祖』（一九二二年）、そして新／旧教祖伝『金光大神』（一九五三年／二〇〇三年）と、草創期の私家版から現代の教祖伝まで掲載され続けてきたこのエピソードは、金光大神の信仰史に言寄せつつ、本教の開明性を教内外に標榜する恰好の事例として意味を持つてきたと考えられる。すなわち、

幕藩権力に列なる上級藩士であると共に、家相学・陰陽学を究めた知識人でもあった松浦による論難を退け、さらには信心の道へと導いた金光大神の姿を伝える内容に、本教信仰の先進性、独自性、そして正当性の論拠が見出されてきたのである。

そうとして、伝承者である佐藤範雄自身が述べているように、明治九年における佐藤の初参拝の際、松浦が奉獻した家相書は既に金光大神広前の神前に供えられていたとされ、その由来としての問答の一件については、後になつて金光大神自身及び高橋富枝から聞かされたという。また、早川貴子の研究によれば、松浦と金光大神との問答、すなわち松浦が初めて広前を訪れたのは、彼が御目付役だった慶応年間までのことであつた点も留意を要する。

明治期に至つても松浦が奉獻した家相書が神前に供えられていたという事実注目するならば、金光大神がその家相書に記された日柄方位をめぐる知見に触れ得たという点のみならず、松浦において生きられていた学知としての「金神」の実在性、さらにはそれゆえの不安や問題状況をも、まるごと神への供え物として受け止めつつ、またその受け止めを介して常に自身における神との関わりを模索し続けていたであろう営みの方をこそ、考えてみるべきではないか。その意味で松浦の一件をめぐる伝承は、やがて記されることとなる諸帳面の様相が、明治期に至るまでに交わされた金光大神と人びととのやりとりを反映しつつ成り立っていた可能性として捉えられるのである。

さて、こうした慶応末から明治初期頃における広前での人びととの交流に浮かぶ「金神」のありように関わつては、初代白神新一郎の筆になる『御道案内』²⁵が注目される。

「神儒仏いづれにおろかはなければども、ここに金乃御神様の、そのあらたかなることを聞けり「∴」とはじまる『御道案内』は、明治三年に金光大神の広前に初参拝し眼病から救われた初代白神が、その信心を世に問うべく見聞き

した教えを取りまとめ、翌春に摺筆したとされる書物である。著者である初代白神は、岡山藩池田家の御用達として家中の蔵米を請け負い、主に関西など藩外の諸地域とも取引した商人であり、早くから学問を修めた教養人でもあった。しかし父親や子供を失った上、自身も四十二歳で眼病により盲目となった彼は、山伏の補任状を取得し「良覚坊松寿院」と名乗り、各地の寺社に詣でて神仏に祈願するものの、晴眼には至らず、息子をさらに失うという困難の中で、金光大神の教えに出会うこととなるのであった。²⁶⁾

その彼が明治四年に著した『御道案内』では、日柄方位など、明治初期当時にあつて一般的であつた禁忌からの解放を説く金光大神の教えが示されつつ、その信心がいかに旧来の神観念を超越するものであるか、新たな神としての「金神」の靈験のあらたかさが物語られている。そうとして、同書には、「金乃御神様」、「金神様」、「日天四様月天四様」、「天地日月金光様」、「大將軍様」、「日月金神様」、「熊王神」、「天地の神」などの神名が見える他、「御本社お書下かくのごとし」として、次のようなかたちでの神の表出も伴われることとなっている。

日天四 金光大神
 丑寅 きもん金乃神
 未申 のこらず金神
 月天四

(理Ⅲ御道案内5)

見ての通りここには、「天地金乃神」との神名は見られない。このことは、明治四年という『御道案内』の摺筆時期と、金光大神直筆帳面類での「天地金乃神」の初出時期との整合性として、ひとまずは捉えられよう。そうとして重要なのは、これが「お書き下げ」として、広前における金光大神とのやりとりを介して表出し、初代白神に分ち合われることとなった神のありようを示しているということであり、その意味で前節で見たような諸帳面の様相と、広前に訪れる人びととの交流との結節点が、ここに見出されるのではないだろうか。また、引用のような神名の配置は、先に見た「覚帳」明治六年八月十九日の神伝に伴っていた神表象にも通じるが、「生神金光大神」との神号が授与された同元年九月二十四日の神伝との類似性を見てとることもでき、そうした点からしても同書は、明治初期の金光大神における、人びととの関わりを介した神把握の様相をうかがう貴重な手がかりとなる。

例えば、「熊王神」²⁸は、家相・方位説では「熊王神金神」あるいは「方伯神方」とも呼ばれ、さらにその別称である「九魔王神」は「大將軍」の化身であり、特定の日における方忌を指すものと考えられている。²⁹ こうした知見を駆使しつつ編まれたと見られる同書は、かつては金毘羅宮、伊予石鎚、備後鞆の祇園宮、出雲一畑薬師、伯耆大山などを巡り、山伏としての顔も持っていた初代白神だからこそ著すことのできたものかもしれない。しかし、広く世人に向けて金光大神の信心を知らしめるべく筆を執った彼からすれば、そうした暦神の名や禁忌はとりわけて専門的な知識であったというよりも、むしろ、自身も含めて世の人びとと金光大神との重要な接点として、当然取り上げられねばならない問題であったと考えられる。その意味で同書は、初代白神の教養と明晰さをもって鮮やかに写し取られた金光大神の教えの書というのみならず、「日天四様月天四様のあらたかなる諸人知るといえども、地に

金神様の、そのありがたきことを知らずや」(理Ⅲ御道案内3—1) というように、世人へ向けたその橋渡しを担おうとした彼自身における一つの教義化の模索になっていたと言える。その意味で、そこに同時に登場してくる複数的な神々の名は、そうした教義化・言語化というかたちでの神の顕れを要請する現実状況の複雑な迫りであり、その現実を生きる人びとの願いに相接し得る具体的な形象の模索として、前節で見た諸資料の様相にも通じていくものとなっていったと捉えられる。後に白神自身は明治十年、十二年とコレラが猛威を振るう中で大阪布教へと赴いていった。³¹ その彼にとつて、自身の著した『御道案内』での神把握は、現実の「危機」へ向けた救済の手がかりとなると同時に、自らの拠って立つ神把握を現実から問い返されつつ、常に営まれ続けていく模索営為を証しするものとなっていったと考えられよう。明治四年初版の同書が、以後版を重ねるごとにその内容を改訂していったのも、このことと無関係ではないかもしれない。³² そして、そこからは翻って、初代白神をしてそのように動かしめた信心の営み、すなわち神との関わりを模索する金光大神の姿が照らし返されてくるのだが、そうしたかたちで、幾重にも折り重なる神との関わりの総体が、神それ自身の重層性に連動して浮かんでくるのである。

以上本章では、明治初期の金光大神における、諸帳面の作成の営みや、広前における人びととの交流を介しての「金神」の表出のありようをうかがってきた。そこからは、広前を訪れる人びととそれぞれのところで生きられた「金神」の实在性に触れる中で、「金神」との関わりを繰り返し押さえ直す金光大神の営みが、神それ自身の複数性・重層性に連動しつつ、諸資料での神表象へと反映されていく様相が浮かんでくる。

次章ではさらに、そうした様相が、「天地金乃神」との関係を中心に捉えられてきた明治六年以降、どのような展開を見せていくことになるのか、うかがっていくこととしよう。

第二章 明治改暦における「金神廃止」と「暦注略年譜」作成の営み

i 「金神」と「天地金乃神」の明治改暦

本稿の「はじめに」でも触れたように、従来明治六年は、同年旧八月十九日のいわゆる「御神伝」を中核に、「天地金乃神」への確定・収斂という文脈で、金光大神の信仰史上の画期として捉えられてきた。金光大神家族をめぐってお知らせの様相に因りて言及したように、³³⁾「覚帳」において同年は、「小田県の触書のこと聞き、神職立たんと、家内、子供まで心配仕り候」(「覚帳」一七一一一)というような、以降の神勤営為の不透明さとともに筆が起こされているが、それに続いては、「天地乃神とは、日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神のこと。神のこと家内中忘れな。人を頼むことすな。良し悪しし、神任せにいたせい。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪さげんよういたし。もの言いでも、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな」との記述が続く。「世は変わりもの」と記された貼紙の下には「大和終わり」とあることから、維新の変革状況を前景に示されたお知らせであることが浮かぶ。こうした不透明な状況がやがて、戸長の命による神勤の停止(「神前撤去」となって現実化していく中で、還暦を迎える金光大神の「生まれ変わり」や、いわゆる「天地書附」の生成、そして「取次」の座が定まるなどといった、同年旧八月十九日の「御神伝」に向かう一連の動向を、今日の本教へと接続していく信仰形態の端緒として様々に読み込んできたのが、これまでの研究だったと言える。³⁴⁾

そうとして、「天地金乃神」との神名について言えば、「覚帳」では明治四年の記事が初出となっている。³⁵⁾さらに、

「年譜帳」の執筆動因と見られている冒頭の明治四年のお知らせにも「天地金乃神」の神名が認められ、加えて、その元となったであろう「金光大神手控え綴」（以下「手控え綴」）所収の直筆断片（二四丁表）にも、「天地金乃神」と見える。なお、「手控え綴」の一丁表、及び二丁表も極めて近似する記述内容だが、一丁表の場合は一旦切り抜かれた箇所に「天地金乃神」の貼紙が付されており、また二丁表については、何らかの神名が記されていたのではないか部分が切除された状態であり、確定的には言えないが、おそらく元々は同様の神名が記されていたのではないだろうか。これらの点から、現存する直筆帳面上に見られる「天地金乃神」の神名の記載は、明治四年に遡ることができる。

こうした様相に関わって岩崎繁之は、各帳面の作成順序をめぐって、「年譜帳」「暦注略年譜」そして「手控え綴」において内容の重複する紙面の対照を試みている。³⁶そこでの興味深い指摘に、「年譜帳」冒頭（六三三丁裏）紙面の生成過程において、〈旧紙面〉の最終期に位置付けられる「手控え綴」二四丁表には、他の〈旧紙面〉（二丁表及・二丁表）及び「年譜帳」冒頭には伴われている神の表象が見られない、ということがある。このことは、つまり、明治四年十二月のお知らせを動因として起筆されて以降、「年譜帳」冒頭紙面の形成過程において、神との関わりが繰り返し模索されていく中で、そこでの把握のありようが、神の表象に反映されていくありようを浮かばせているのである。³⁷そして、「はじめに」でも述べたように、「天地金乃神と申すことは」との神の名のり出からはじまる「覚帳」明治六年旧八月十九日の神伝もまた、その他の神名が配された神表象が伴われることとなっているのである。

このように、明治四年における「天地金乃神」初出の背景には、明治初期における社会の変革状況も相俟って、神の把握を、様々にそして繰り返し試みる金光大神の姿があったと考えられる。そして、明治初期のそうした営みが、

複数の帳面作成において、それぞれに安政四年における「金神」との邂逅を起点として押さえ直させる廻行的な把握を伴うものであったことも注目されよう。ところが、そのような中で金光大神は、明治六年に至り、自身の営みを揺るがされる事態に直面することとなる。それがすなわち、明治改暦の到来である。

天保暦明治五年十二月三日（旧暦）をグレゴリオ暦明治六年一月一日（新暦）とする改暦の詔書は、「明治五年太政官布告第三百三十七号」（十一月九日）として、太陽暦における各月の日数一覧及び時刻表を付され、各府県を通じて達せられた。³⁸これに先立つ慶応から明治への改元詔書（明治元年九月八日発布）が、いわゆる「一世一元の制」による天皇の時間の成立を意味するものであったのに対し、この改暦は、文明としての時間の創出を意味するとされ、そしてさらに、それら二つの時間の改革が相乗的に作用しつつ旧来の時空間意識を組み替えていくこととなったと見られている。³⁹先の論考でも見たように、当時の人びとにとって改暦は、約一月分の日付が唐突に飛ばされる事態であったのみならず、それまでは当然のように暦に併記されていた暦注や節句など、現実に生きられる世界像を支えていた身体的かつ知的基盤としての習俗が否定・廃止されることをも意味した。⁴⁰

このことに関わっては、明治六年五月六日に参拝した讚州の万問屋の男が新暦の柱暦を納めたとの「年譜帳」の記事（七八丁裏）⁴¹が注目される。「金神」や干支の記述が柱暦と関連することが示唆されるからだ。同丁の表（「年譜帳」七八丁表）にもこれと類似する同一の日付の記事が挿入されており、⁴²暦の奉納が、金光大神にとっていかに印象的な出来事であったかが伝わってくるだろう。⁴³

以上のように諸資料は、改暦という出来事が金光大神に与えたインパクトの大きさを浮かばせている。では、明治六年に至るまでも繰り返し把握を試みられてきた、安政四年十月十三日の「神の頼みはじめ」という「金神」

との関わりの起点は、以降の金光大神の営みにおいて、改暦のインパクトをどのように反映しつつ、そしてどのような新たな意味として押さえ直されていくこととなるのだろうか。次節ではそのことを、当該期における金光大神の神把握のありようを色濃く感じさせる内容となっている「暦注略年譜」の様相を手がかりにうかがってみたい。

ii 「暦注略年譜」作成と「金神」再把握

本稿の「はじめに」でも少しく触れたが、「暦注略年譜」は、表紙が白紙であり、また手控的な内容の記事が前半部及び末尾に綴じられていることから、一見、別々の紙片が事後的に合本されたようにも見受けられる。しかし、十干や四季など、暦に関連する記事からはじまり、家族の生年月日や子女達の既往歴、暦注や暦神に関わる内容、そして婚礼時の方違えの記事に続いて金光大神の年譜が示された後、新旧両暦の時刻制や肉食の是非をめぐる内容が示されるといふ構成には、全体として、明治改暦に伴う生活営為や世界認識の揺らぎの影響が示唆される。

なお、一丁表に示された時刻制のうち、新暦に対応する時刻表記における「一字、二字」という用字は、大谷村周辺では明治四、五年から使用されており、それが明治六年の改暦に伴って「一時、二時」に改められたとされる。⁴⁴ここからすると、少なくとも時刻制に関わる部分については、明治四、五年以降に記されたものと推定するのが妥当ということになる。なお、他の帳面との関係を見ておくと、慶応末から明治元年頃、まず最初に「覚帳」が書きはじめられ、その次に、同四年十二月のお知らせを受けて「年譜帳」が起筆、そして同七年のお知らせによって「覚書」の執筆が開始されるという順序が、現時点では推定されている。⁴⁵そしてここから、「年譜帳」との関連性が示唆される「暦注略年譜」は、明治四年前後から「覚書」の執筆が開始される同七年までの間に記されたのではないか、

との予測が導かれるのである。執筆時期の推定に関わってはさらに、年譜部分の内容が明治六年で終わっており、またその年ごとの記述量が、同六年に向かって漸次増加しているという傾向を認めることができる。このことから先の資料論考では、「覚帳」の執筆開始時点の「同時進行的」という記述の傾向分析⁴⁶に従い、「暦注略年譜」の起筆が明治六年もしくはその前後である可能性をひとまず指摘しておいた。

これらの点々に加え、改めて注目してみたいのが、同帳における「金神」をめぐる内容と、そこでの神の複数的な表出のありようである。以下、特徴的な点をいくつか取り上げて確認しておきたい。

まず、十干や季節をめぐる記述に続いて家族の生まれ日や既往歴などが示されていくなか、お知らせによつて妻とせの生年月日及び時刻について知り得たことが記されている（一丁表）が、そこでの神名は「金乃神様」となっている。さらに、同丁の裏面に子女達についての記事が続いた後、それら記事を受けて、子女達における疱瘡や麻疹の罹患が「天地金乃神様」のお知らせ通りであった旨が記されている。

そうした、複数的で渾然とした神の表出という点から見て興味深いのが、「暦注略年譜」の二丁裏の様相である。なお同丁の表面は、「不浄の事」との見出し、またそれに関連する忌み日と思しき日付、そして由井正雪の謀反や本命的殺といった内容となっており、それに続く裏面も、それら内容に関連するものと思われる。

「一、年の回り金神」との記述からはじまる二丁裏の紙面には、「日金神」「月金神」「時金神」「三月金神」と、一見して暦神としての実在的イメージを喚起させるような神名が連なる。なお、先の資料論考でも指摘したように、こうした内容から、公式の暦を参照したというより、「大雑書」のような、当時比較的一般に流通していた暦占に関する解説書を手元に置きつつ、自身の経験と認識の整理を図っていたと推察される。例えば、明治十三年版の『永

代大雑書萬曆大成』⁴⁷には、「金神の凶説並びに姫金神の事」との項に続いて、「三月塞の方位並びに月ふさぎの事日ふさぎの事」という項が設けられている。ここでは、項目名に見られる「三月」「月」「日」それぞれの方忌と共に、「時ふさがり」についても解説されている。また、「三月ふさがり」の解説には、「三月金神」との神名も見え、「曆注略年譜」での神名も、「大雑書」が説くそれらの方忌に対応しているものと考えられる。そして、それら「金神」の神名に続いては、『御道案内』にも見られた「熊王神」の他、「三隣亡」「厭対の事」と、いずれも家相や日柄方位に関わる記述が示されている。

こうした、自身を含めた家族の来し方とともに「金神」をめぐる基礎事項を様々に確かめ直す記事内容には、ある意味、当時の世人が暦占を手がかりにして自身や縁者の運命を憂いたような、運命論的で強迫的な不安さえ滲んでいるようにも見えよう。しかし、また一方で、そのようにあたかも神名の実在性に依拠するかのように記されていく知見の数々は、その一つ一つを手がかりに、神との関わりの経験を丁寧に確かめ直していく、金光大神における帳面作成の営みの息づかいを、ありありと浮かばせることとなっているのである。

ある意味でそれは、公的な制度上における暦注の廃止が、金光大神において、安政四年十月十三日の「神の頼みはじめ」すなわち「金神」との出合いにはじまりを見る、信心を基盤にしたその実存を揺るがす事件であったことを物語る様相と見られるかもしれない。しかし、そうであればこそ、この「曆注略年譜」において、暦神の名称や属性をめぐる知見を通じて把握し直されねばならなかったのは、そうした認知の対象としての「金神」のありように留まらない、自身の生が深く根ざし、支えられてきた、その関わりの経験全体の意味だったのではないだろうか。

次節では、そのような「金神」再把握のありようについて、さらにうかがってみたい。

iii 「金神無礼」の位相と「金神無し」の地平

さて、右に見てきたような「暦注略年譜」の内容は、明治の初期頃より金光大神において確かめられようとしてきた「金神」との関わりが、同六年の改暦によって、新たな意味として問い直されようとしていた様相を浮かべている。そうした「暦注略年譜」の様相は、「覚書」執筆の動因と見られる明治七年のお知らせ（一）一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、前後とも書きだし。金神方角恐れること、無礼断り申したこと、神祇信心いたしたこと（二二—10）⁴⁸との関連性を想起させよう。

では、両帳面の様相は、どのように関連していくこととなっていたのであろうか。このことに関わって注目したのが、「暦注略年譜」において、日柄方位の禁忌をめぐる内容の後に続く、妻とせとの婚礼行事についての記述である。

周知の通り、天保七年、養父の死に伴って家督を継いだ金光大神は、古川八百蔵の長女とせを妻に迎えるべく、婚礼の行事を取り運ぶこととなる。その際、いわゆる「方違え」をして、日柄方角の当たりを避けようとしたことが知られている。「覚書」では、その際の様子について、

同所大橋新右衛門殿、母（養母）が頼み、同所古川八百蔵殿娘、もらいくだされ候。私妻にひきうけ仕り候。卯十八歳、名はとせ。新右衛門より頼み、本家（大橋家）おすてのおじめい兩人、連れてまいり。方角悪しと申して、道を回りに出。私は二十三歳の年、天保七丙申十二月十三日。

〔覚書〕二—2

と記されている。婚礼の事については、従来この「覚書」の記述や、小野家文書によって確認されるのみであり、右の引用のように、婚礼行事において方違えを行ったという事実経過としてのみ把握されるに留まっていた。その意味で、婚礼という出来事への振り返りがまずあって、そこから反省的に、「無礼」という意味が与えられたというような解釈になっていたと言える。

一方「暦注略年譜」では、前節で見た二丁表から裏にかけての「金神」をめぐる内容が「大雑書」などを参照したであろう羅列的な様相であるのに対し、より文章的に整序されたかたちで、次のような内容が示される。

天保七申十一月十三日、妻を引き請け。その節より三月塞がりと申して道を回り。御無礼とは知らず、避ける事ばかりいたし。今般、天地金乃神様、結構に仰せ付けられ候。何事も御断り申し上げ候。御聞き済みに相成り候。この上、御信神（心）申し上げれば、末々繁盛御守り下される事、ありがたし仕合わせに存じ奉り候、以上。

（「暦注略年譜」二丁裏～三丁表、改行省略）

「覚書」に基づく従来の解釈に対し、この「暦注略年譜」の記述では、婚礼の出来事が、「天地金乃神」との関係で「無礼」として押さえ直された上で、神への「御断り」が「御聞き済み」となり、信心による「末々繁盛」、すなわち信心を通じた「無礼」の取り払いによる救済が約される、という筋道が示されることとなっている。そしてさ

らに注目されるのは、文化十一年の出生以来の金光大神の年譜が、その後が続いて始まっているという点である。

というのも、前節で確認した暦注や「金神」に関わる記事に始まり、引用の当該記述を経て、略年譜部分へと至る構成のありようからは、後に「覚書」に記されることとなる意味合いとは、また別の可能性も浮上してくるからだ。出生に始まる金光大神の年譜が、婚礼に関わつての「無礼」の体験的把握を起点として始まっていること、それはすなわち、「無礼」という視点の到来によって、金光大神における出来事への振り返りそれ自体が作動させられているという、その構造の方を浮かべているのではないか、ということだ。

その意味で、金光大神における暦占の知見への注視は、そのような構造化において生起していく、「金神」との関わりの新たな局面を見出すこととなつていたのではないだろうか。すなわちそれは、改暦による暦注の廃止に直面する中で、自身と家族の来し方が、因果という意味の呪縛から解放されていくような、信心の営みの新たな位相への開かれであつたと考えられるのである。

そして、「覚書」の起筆が明治七年以降であることからしても、そこでの婚礼の記述が簡略な内容となつているのは、より詳細な「暦注略年譜」において、神との関わり合いの新たな局面として確かめられ、信心の起点とされた上で、その後に「覚書」が起筆された可能性を考えさせられるのである。

さて、そうした様相に関わつて、暦注をめぐる知見を手がかりに自身の経験と認識を辿り直す金光大神の眼差しを意識しつつ諸帳面における改暦の記事を見てみると、さらに興味深い点に気付かされることとなる。各帳面の読み下しは、左の通り（改行省略、波線引用者）。

【「曆注略年譜」六丁裏】同（明治）六癸酉。新曆曆出、十干十二の干支無し。神武天皇はじめより二千五百三十三年。

【「手控え綴」六丁表】明治六年新曆十干、干支の十二無し。元始祭一月三日。大三十一日、小は三十日、二月二十八日。神武天皇はじめより二千五百三十三年。

【「手控え綴」七丁表】明治六年新曆十干無し。十二の干支も無し。元始祭一月三日。大三十一日、小三十日、二月二十八日切り。神武天皇はじめより二千五百三十三年。天長節。

【「年譜帳」七八丁裏】明治六年新曆十干無し。金神無し、十二の干支も無し。元始祭一月三日。大は三十一日、小は三十日、二月二十八日切り、と申し候。神武天皇はじめより、二千五百三十三年。天長節。

帳面相互を対照してみると、「曆注略年譜」の記事を基点にしつつ、「手控え綴」から「年譜帳」へと段階的に記述内容が増加していく過程が予測されるのだが、その予測に立つ限りで、最終的に加わったものと見られるのが、「年譜帳」での「金神無し」との記述（波線部）である。このように、金光大神において繰り返し改曆という出来事の把握が試みられていく過程において、「金神無し」との記述がなされているのは、逆説的ではあるが、「金神」という神がその視界上にクローズアップされていく様相を浮かべさせていることを示すものだろう。そうとすればそれはある意味で、従来言われてきた「金神から天地金乃神へ」という時系列に逆行する「金神」の顕れと言えるかもしれない。

れない。つまり、改曆による曆注の廃止によって「金神」の实在性が否定され、揺るがされる事態が、金光大神においては、かえって「金神」の再把握を促される迫りとして受け止められていた可能性を、ここに見出すことができるのである。⁵⁰

さらに言えばその迫りは、婚礼をめぐる記述において捉えられたような、神との関わり方の始源へ向けての、「金神無礼」の視点を介した遡行的な問いに連なっていくものと考えられよう。その意味で、明治六年の改曆という出来事は、ここまで見てきたような、複数の帳面が絡まり合いつつ展開されていく神把握の重要な動因として、金光大神におけるそのインパクトを紙面に刻むこととなっていたと言えるだろう。⁵¹

さて、そうした中で「覚帳」では、新曆への移行に関連する記事に続いて、やがて迎える旧正月へ向けて示された心構えとして、金光大神家族の生活諸般に関わる細かい指示が一つ書きで記されており、さらにその末尾には、明治元年において付与されていた家族の神号が再明示されている。⁵²当該記事を含めた同時期のお知らせの反復について論じた拙稿ではそこに、⁵³ 実際生活における家族の不安を捉えさせる一方、現実を生きたる家族に対する神との応接性に気付かせる積極的契機となっていく様相を指摘した。「金神」に関わる曆法や禁忌とともに、金光大神含め家族の来し方について確かめ直すかのような「曆注略年譜」の内容は、明治元年における神号付与の意味へ遡って振り向かせつつ、現実社会へ向けた家族の生成を顕在化させるといって、「覚帳」に展開された金光大神と神との関わりにおけるそうした現実の異化作用に通じる様相として見ることもできよう。

このことからしても、「曆注略年譜」を基点に複数の帳面相互の連関を通じて「金神」が再把握されていくその前景には、改曆をはじめとする維新の変革によって揺るがされる人間の生の現実があったと言える。そうとして、い

やだからこそ、その現実から折り返して、「金神無礼」の果てしなさに照らされつつ過去に遡って確かめられていく、神と人との関わりの新たな局面が切り拓かれていくこととなっていたと考えられるのではないか。そうすると、帳面上に表されることとなった「金神無し」は、不在の現前とでもいうように、かつて「あった」、あるいは「ある」ことの可能性を人間の認識上の問題に収めて経験されるに留まるような、「ある／なし」という個体識別的な神把握と同一地平上の事態ではないはずだろう。そこではむしろ、「金神無し」と記すことを可能にするほどに、自身の生の歩みに深く根差しつつも、同時に軽やかで、そしてある意味したたかな、「金神」との関わりそれ自体の創造的な展開が意識されることとなっていたのではないだろうか。その意味で、先述した「覚帳」での「金神」から「金乃（ノ）神」への表記上の変化・修正も、神の名称や属性の再把握というよりは、逆にそうした認識的呪縛からの解かれとして可能となった、「金神」との関わりのしなやかな跳躍を明かすこととなっていたと考えられようか。

改暦への直面は、金光大神にとって、人間の認知をも拒むようなかたちで到来する眼前の苦難の由来を「金神」に求め、その悪因を除去すべく広前へと訪れる人びとの姿を、改めて自身の来し方と重ね合わせつつ見つめさせることとなっただろう。そうした中であつての、「暦注略年譜」作成を通じた「金神」をめぐる知見への注視は、ここまで諸帳面の様相にうかがってきたような神の複数性・重層性の把握と連動しつつ、「金神」との関わりへ向けた新たな視界の形成に接続していくものであったと考えられるのである。

次章では、そうした金光大神の営みが、明治六年以降における人びととの関わりにおいてどのように展開されていくのかをうかがっていくこととしたい。

第三章 広前における人びととの関わりと「金神」

i 「金神」を通じた開かれ

本章では、ここまで見てきたような明治期の「金神」のありようが、晩年の金光大神を通じてどのようなように表されていたのか、当時広前に訪れた人びととの関わりに、そのありようを尋ねてみたい。なぜなら、改暦によって廃止されてもなお、人びとの生活に根ざした「金神」は消え去ることなく実在性をもつて感取されていたと考えられるからである。いやむしろ、新たな明治の社会を生きていく手がかりを得るべく、より一層切実に問われることとなっていた様子が、「年譜帳」の次のような記事から浮かんでくるのである。

一、鴨方邏卒御役人、今日回りに、こちらには来るのじゃないけれども、この間、私、出張いたし、当家神様、発達でござるのうと申され。あなたはどちらでござりまする、私は岡山、わしは神信心いたすから参りました。拝んでもろうてもよし、わざわざい分不清りまするか。私方には、わざわざいは分かりませんと申し。しかし、金神様は人を叱りだけの神でござるか。私方に普請仕り、その後、病人あり。祈祷いたし、金神叱り、建物取らねば治らんと申し。この方には取らいでも一心に断り、御願い申し上げれば楽、と申し上げ。神様の事、話でき。今度は、皇国一般になり。神も立ち、氏子立ち、神の守も立ち、互いに喜ぶようになりと申され。話だけで御引き取りに相成り候。後で病人の御願い申し上げおき。一月二十二日、十二月旧九日。

〔「年譜帳」八六丁表裏、改行省略〕

明治六年の改暦に伴う暦注の廃止から四年の月日が経過していた明治十年の冬のこと、一人の「邏卒」が、金光大神の広前に訪れる。引用の記事はその出来事を、金光大神と「邏卒」との間答を交えて物語る内容となっている。この「邏卒」は、取り締まりの職務として以前にも大谷に立ち寄ったことがあるのだらう。広前に多くの人がびとが参集する様子を、予てから見知っていた様子である。職務上は厳しい管理のまなざしを民衆に向けている彼自身も何らかの信仰にあずかっており、自らの意思で広前に詣でたことを告げつつ、普請による「わざわざい」への不安が吐露されている。その不安とは、具体的には、「金神無礼」による罪障を祈祷者によって指摘されたことから来るものであろう。そうとして、旧来の信仰習俗自体を取り締まる「邏卒」の口より発せられた「金神様」との神名はかえって、その官憲の側の彼が一方で、家族とともに具体的な生活現実を生きる、一人の人間であったという厳然たる事実を際立たせることとなっている。その意味でこの記事は、普請など實際生活上の指針として遵守されてきた暦注の廃止が、改暦から数年を経てもなお人びとの日常に尾を引いていたその不安を、色濃く浮かばせるものと言えよう。「金神お廃し」⁵⁴として官憲による取り締まりが厳しさを増していた当時の様子については、これまでの研究によっても指摘されている。⁵⁵従来解釈において官憲は、信心に対する世間やお上、すなわち新たな社会の変化やそれを推し進める明治政府の権力の象徴とされてきた。しかし重要なのは、右の「年譜帳」の記事が、一人の生活者としての「邏卒」の顔をうかがわせている点である。当時において、自身の現実状況打開の手がかりを求めて金光大神の広前に赴いた「邏卒」のそのような姿は、維新の変革状況に翻弄される生活現実の切迫さを、暦注廃止後もなお人びとに生きられていた「金神」の実相として浮かばせているのではないか。

引用では、そうした「邏卒」の訪れに対しての、金光大神の応答が続いている。「金神様は人を叱りだけの神でござるか「傍点引用者」との、「金神」の属性をめぐる「邏卒」の問いかけは、一見、不在とされたことで一層深い部分で「金神」への恐れに呪縛されることとなっていた当時の人びとの不安を表徴するものと言える。しかし、またその一方で、それだけではない可能性、すなわち名辞的意味への呪縛の「外部」や「余剰」の在処を、金光大神の信心に求めようとする「邏卒」の期待が、そこには同時に表わされているのではないか。それは、神の属性や名称ではなく、その関わり合いを見つめ続けてきた金光大神の、信仰世界像の全体性に相接していく心性の発露であったと言えようか。

その意味で、「御願い申し上げれば楽」との、神との関わりの経験に根ざした、実践上の意味における金光大神の応答は、求められた問いに対応する回答の形式とはなっていないのだが、しかしそのズレこそが「邏卒」にとって、「神も立ち、氏子立ち、神の守も立ち、互いに喜ぶようになり」と、自身の個人的な問題状況を超えて、金光大神をも含む世界の助かりへ向けた開かれとしての意味を受け取らせることとなったとも捉えられる。そしてこのことは同時に、金光大神自身における「金神」の把握が、そうした人びととの関わり合いを介して、さらに問い返されていく契機にもなっていたと考えられるのである。⁵⁶

右のやりとり以降の「年譜帳」の記事は、その約一月後（新暦二月十五日）、「鴨方邏卒御役人」と同一人物であろうか、少なくとも同様の立場と思しき「巡查」が取り締まりに訪れていたことをうかがわせている（八六丁裏）。「拝むなと申され」との簡潔な記述であるが、そのさらに約二週間後には、萩雄が玉島の警察に出頭し、「金神御廃止、説諭いたし」と申し付けられたこと、すなわち神前での祈念行為の禁止を命じられた様子もうかがえ、先の「邏卒」

との問答以降の数ヶ月間は、かなり緊迫した状況が続いていたと考えられる。なお、この期間の様相については、「覚帳」(二二—25)に詳述されているが、⁵⁷⁾「丑二月十五日」との同日付が記された次のような新出の紙片(「巡査による取り締まり関係記録」)では、「覚帳」の記事よりもさらに言葉が尽くされている。

たのむ

一、願と申し、警察、御役人御出。鴨方玉島両方より三度四度。

警察官吏と申し。こんこんしても口に甘えて 謀り

度々説得申し付け。それをやむ事言えず、今日は連れ

支度いたせい、来とる人も去ぬる事ならんぞ、一人も。

て帰ると申され。戸長より御頼み下され、御上より御指令下がり

と申し上げ。それを出してみい。早々出し、お目にかけ。

敬神愛国と申され。何かの事申され。無学の上、

つかまつ

聞き取りも仕らず。萩尾、戸長お届け申しくれと申し。

戸長行かいても警察此方からかけようこの書付持つて

行つて絵解きしてもろうて、親父に聞かせ。一晚の施しにも

相成りと頼み。顔面と、口と、腹とが違い。高崎五六

偽り申し、騙しており。金銭、茶漬けでもやるが施し。

喰わせ

何度

それをこつちへ取り、こんこんして口に甘えて奉り、懇願、頼むと申して愚か

無きよう、成り下されたく存じ奉り。

私は取らんと申し。無理に置いて去ぬる人ありと申し上げ。

それを、説諭して、持って帰らせ。それを聞かねば、

所と名を付け留め、此方へ申し出、頑固な者には屯所へ

呼び付けて申し聞かせ。拜んでくれと申しても、拜むな。

無理に頼めば、庭の口へ来れば、追ひ払い、拜んで病気が

治るものか。人を惑わす。

ました申す人には

来る人を皆咎められ。金神様参りたと申す、金神恵がある

ものか。金神は皆、お廃し。皆来た者は、去なしやせんぞ。

此方出、いすと、居所に、頓所へ連れて帰ると申され。頑固な者

惑わす。

おやじ八小八とこ ■■■ してかのはつものめの参る

皆逃げ、残る者頼み申し。もう参りません。そんならよし。

(読み下し—引用者、※■は未判読箇所、網掛けは行間への追記・後筆と思しき箇所)

意味が判然としない箇所もあるものの、全体の内容を概観すると、広前に度々取り締まりに訪れた官憲により、いわゆる「敬神教育願」をめぐっての厳しいやりとりがあったが、金光大神自身は問題状況を把握しきれず、荻雄を通じて戸長の仲裁を求めたこと、また、広前での営みにおける金品の授受を問題にされるとともに、「金神」の祭祀をめぐって、その場に居合わせたであろう参拝者も咎められていた様子などが浮かんでくる。またそうした動きに関わって「覚帳」の記述からは、「天地書附」の配布が問題化されていた様子も確認できる。

そうした中で、金光大神自身における現実事態との摩擦状況やその戸惑いには、そうであるからこそ、掴みがたさを伴いつつも求められる「金神」再把握の迫りが滲んでいたであろう。そうとすればそれは同時に、「金神」との関わりを始源とする信心の再起動を可能たらしめる、新たな模索へと導かれていく場面だったことをも意味していたと考えられるのである。そしてその模索においては、改曆に伴う社会変革の只中で金光大神において問題化されることとなっていた「金神」のありようが、過去への遡行において未来の可能性が発見されるような、あるいは未来への視界が過去を意味付けていくような、円環的な世界像の把握を伴うものでなければならなかった理由をも明かすこととなっていた可能性さえ浮かぶのである。⁸⁸⁾

以上、述べてきたことからすれば、生活の基盤に根づく「金神」の实在性の揺らぎ、すなわち制度としての暦からの「金神」の消去が、明治という新たな時代における社会構築の担い手の一人としての「邏卒」を、金光大神の

広前へと差し向けたことになろうか。そしてその「邏卒」の訪れは、近世末から地続きの生活現実を生きる一人の人間の姿を伝える「金神様」の訪れでもあったのである。こうした様相は、近代へ向けて変転する世界の中で神との関わりを模索し続ける金光大神自身の姿とも重なり合っており、以降のさらなる確かめへと展開されていく契機ともなったことであろう。

最後に、広前での営みにおけるその展開について、二人の直信が伝える様相を手がかりに考えてみたい。

ii 語られる「金神」と語る「金神」

本節で取り上げるのは、山本定次郎、そして市村光五郎という二人の直信である。彼らはともに、数多くの理解伝承を遺しており、広前において、かなりの時間を金光大神と共有していたことが推察される。ここでは、ここまですべて本稿でうかがってきた神の複数性・重層性や、その把握に通じる金光大神の信仰営為に触れる機会も、少なからずあったと考えられる。

明治八年、母の病を切っ掛けに、小田郡入田村（現岡山県笠岡市入田）の瀬戸廉蔵の取次を受けてこの道の信心に与ることとなった山本定次郎⁵⁹は、翌九年に金光大神の広前へ初参拝したとされる。なお、山本の入信はそもそも、父の徳次郎が金光大神の取次を受けたことによる。一度は金光大神の信心に与った徳次郎であったが、「金神狸」との世間の風評の影響で広前から遠ざかっており、その父に代わって、次男である定次郎が再び参拝し、金光大神との関係を深めていくこととなるのである。その彼は、天地における人間のありようを問う内容の理解を種々伝えている一方で、次のような「金神」をめぐる理解も数多く伝えている。

卯の年（山本定次郎）は信心参りであるが、金神祟り障りを言うて参る人もある。暦の表に、金神が回るとして、円い凶に割りをして筋をつけ、この間には金神、または明き方と言うたりする。縁談縁組み、普請作事、旅立ちなどの吉凶を、中段下段を見て行おうとしてみなさい。行われはせん。ただ正月三日の間ばかりではなく、一か年三百六十五日についての日柄方位方角ということは、昔の人間がこしらえたもので、日柄方角を言うたばかりでは、あまり勝手すぎるではないか。方位方角を行おうとすれば、毎日、時刻ある限り、磁石持ちづめ見づめにせねばならんが、してはおらん。

まことに行うとすれば、口で言い心で行うのが正直である。なにほど、暦のとおりを行おうとしても行われん。そのようなむつかしいことをせず、いつも天地の神様がおられるから万事頼むという心になりて信心する氏が正直なのである。毎日朝、拝礼し、先祖より代々の知らず知らずのご無礼をお断りし、今日都合よろしくおくり合わせくださるようにと願い、夜にお礼申しあげ、今夜も安全に休ませてくださるよう願うがよろしい。

（理 I 山本定次郎 10）

87

既述のように、従来「金神」は、「覚書」に基づきつつ、主に金光大神前半生の諸事蹟に関わる神として、信心の展開過程において乗り越えられていくべき、旧来の民俗的・慣習的信仰対象と同一地平において論じられてきた。そのため、右のような「理解」の内容として散見する「金神」は、金光大神がその前半生を回顧しつつ語った、既に乗れ、越えられた問題としての旧い神と見るのが通常の解釈の向きと言える。しかし、ここまで見てきた様相を踏

まえて改めて考えてみたいのは、そうした諸伝承に浮かぶ「金神」をめぐる様相に、金光大神から参拝者へという信仰の配分の様相（権力的配分論）ではなく、その民俗的語彙としてのありようも含めて、広前における人びとの交流に導かれて常に生起するものとしての、神との関わりの様相を読みとる可能性である。⁶⁰ その意味で右の引用から浮かんでくるのは、「金神無礼」に処するための暦占の知識が無効化されるという意味での、改暦による「金神無し」の客観的状況ではない。そうではなく、改暦後もなお暦注の禁忌に不安を抱かざるをえない現実を生きる人間の姿、すなわち人間では統御できないありようとしての神の实在性の迫りと、だからこそその信心の営みの確かさの方であろう。そして、ここにおいて「金神」は、広前に訪れる人びとに生きられる生活現実と金光大神の信心との重要な結節点でありつつ、信心の視界において異化されていく、その現実との位相のズレそれ自体として表出することとなっていよう。その意味で、右の金光大神理解における「天地の神様」との関わり合いは、「金神」の把握を不可欠としていたと言え、そうしたかたちで、金光大神の信心の全体性を照らし出す「金神」のありようが、同時に伝えられることとなっていたと考えられるのである。

さて、暦占に関わる知見を介した金光大神と人びとの交流は右の引用以外にも様々に伝えられているが、金光大神晩年の明治十五年に初参拝したとされる市村光五郎⁶¹も、数多の伝承を遺している。市村は農業のかたわら左官も業としていた人物であり、三十八歳で初参拝した彼がその後、参拝の都度に金光大神の言葉を書き綴った二冊の帳面には、金光大神の信心における神観や世界観、人間観など、教義的な色調の伝えが多く記されている。次の理解も、そうした中の一つである。

干支は十二の干支なり。中古（途中）より間に一筋ずつ入れ、二十四の割りとなり。暦を見て、氏子、逃げ逃げ普請をいたしておる。逃げてても逃げ得られず。また、家相、時普請（家相や日の吉凶を見ての建築）は、暦より引き出したるもの。時普請は縄の結び節ほど違っても当たりがつく。

「日金神、月金神、時金神、歳破、歳殺、七殺金神、豹尾、金神、嫁取らず」というてあるなれども、めいめいご方角を指して神酒を供え、一心に信心して頼めば、お許しあり。お許しがあるからは、日々ご恩忘れずば当たりなし。

（理Ⅰ市村光五郎3―3）

ここにも、「暦注略年譜」に見えるような暦神が実在感をもって登場することとなっている。その晩年に至るまで、暦占の解説書などの知見を介しつつ、また同時に自身の経験的把握とそこに浮かぶ神々の実在的ありようを人びとと共有しながら、神との関わりを模索し続けていた金光大神の姿が想像される。ところで、市村が筆記した金光大神の教えの原文を教典掲載の金光大神理解と見比べてみると、例えば、「金神様、巳の歳御せとく有は、「わざわざいはいいな。」」（市村光五郎筆録教祖教語）所収、傍点引用者）との伝えが、教典では、「金光様、巳の年ご説得あるは、「災いは言うな」（理Ⅰ市村光五郎2―26、傍点引用者）というように、金光大神の呼称が「金神様」から「金光様」へと変換されているものが認められる。もつともそれは、教典の読みやすさに配慮した措置であるうが、市村自身にしてみれば、金光大神の信心の表れに神それ自体の顕れを捉えて、その肌感覚を「金神様」と表現した可能性を考えさせる。すなわちそこでの「金神様」は、教義研究の立場から大林や高橋が論じたような、「神と人との交感」⁶²「取次」という場の生成」といった、神と人との関わる瞬間的な契機をこそ、そこから読み出さねばならない厳然たる事

実として見るべきであり、それは市村をしてそのように表さしめる、神の顕れを明かしていると考えられるのではないだろうか。⁶³⁾

ここまで本稿で見てきた様相からすれば、そうした「金神様」の表出には、金光大神との交流において市村が立ち会うこととなった、神との新たな関わりへ向けての信心の再起動を告げる事象としての意味が読みとられるであろう。またそれは、例えば「わしは肥かたぎじゃ」「…」（理工近藤藤守71―1）というように自認する金光大神を、「生神」として化現させもする位相の異なりが顕わとなる事象であったと言える。

そしてこのことは、改曆という、ある意味で一つの世界の終わりを告げる変革の経験を、信心の新たな始まりとしていく、金光大神における視界の開かれに連動した神の表出でもあったと捉えられよう。その意味で、市村はじめ広前に訪れた人びとにおける、金光大神すなわち「金神様」との出合いは、「金神無し」という地平への跳躍を経たからこそその、曆注の知見を介して別様の意味を創造的に発見していくような、この道の信心のしなやかな強さに触れる経験であったと考えられるのである。そのようにして、今に伝えられる教えの数々は、それ自体が、金光大神における複数的で重層的な、「金神」との関わりのありようを明かすこととなっていると言えるだろう。

おわりに

以上本稿では、諸資料における神表象のありよう、そして広前に訪れた人びととのやりとりを手がかりに、明治期における「金神」のありようについてうかがってきた。そこからは、「天地金乃神」へと収斂していくような、「金

神」という悪神の福神化を明確にしていくな、独立的に神を見立てての表象の把握というよりも、複数的で重層的な神との関わりの模索に、「金神」への信心の視界それ自体が問い直され、新たに開かれていった様相が浮かんでくることとなった。

この取り組みを通じては、そうした複数性や重層性といった可変的ありようをも含み込む〈全体〉として照らし出される金光大神の信仰世界のありよう、さらにはその〈全体〉が〈全体〉として現れる瞬間さえも孕んだ、通常我々が時間の流れでもって「歴史」として捉えているのとは別様の、金光大神の信心の営みの可能性を垣間見ることもなった。重要なのは、そのように〈全体〉を浮かばせるほどの「金神」の再把握が、助かりを求め広前に訪れる人びととの交流、すなわち実践に開かれた信心の視界とその分かち合いを、不可欠な契機として伴っていたことである。そして、ここからは、神を名称や属性で把握しようとするような、従来 of 個体識別的な神観を問いに付す余地として、神との関わりの実際に通じていくさらなる問いの可能性を考えさせられるのである。

91
このことに関わっては、改めて、慶応から明治元年あたりの起筆と目される「覚帳」、そして明治四年十二月のお知らせが動因と考えられる「年譜帳」が、ともに「金神」との出会いの契機である安政四年十月十三日を起点として押さえつつも、それぞれに振り返りのニュアンスを異にしている点を確認しておきたい。⁹⁴そこには、「金神」の表出を通じて神との関わりの中〈全体〉を浮かばせるような、複数的な神表象としての共通性が見られる一方で、神との関わりにおける人間の受動的ありようを浮かばせる表現としての「おかげ受け」(「覚帳」、傍点引用者)に対し、人間側からした経験的意味を示唆する「御陰を知り」(「年譜帳」、傍点引用者)と、神との関わりのベクトルに異なりが見られるのである。⁹⁵それは、「金神無礼」を「知る／知らない」、あるいは認識的な対象把握を超えるような「金

神無し」の地平にも通じる、神的次元と人間的現実の落差を浮かばせてもいるのだが、しかしそれゆえにそこには同時に、その距たりを架橋する信心の営みの可能性が明かされることとなっていると考えられないだろうか。

そうとすれば、さらにその一方では、「天地金乃神」との神名の表出や「天地書附」の生成、あるいは神勅行為の公的認可といった明治期における安定化への動きと、同時期の制度変革における人間社会の管理や区分の動向とが表裏の關係にあることの意味が、改めて問われてもくるであろう。なぜなら、曆や日柄方位といった時空間の把握、すなわち人間における世界認識に関わりつつ、常にその認識の「外部」や「余剩」を照らし続けてきた、「金神」という神の本来的なありようとその在処⁶⁶が顕わにされるような事態、それが金光大神や広前に訪れた人びとの経験した明治の世であったことが、諸資料からは浮かんでくるからだ。そして、それは皮肉なことに、改曆をはじめとする諸制度の変革、そしてそこでの、あらゆる事物を形象化、対象化して統御しようとする近代への移行を告げる、人間の思考様式の変容と表裏の事態だったとも言えるのである。

しかし、そうであればこそ、そうした現実事態を、地の底から裏返すようにしてしなやかに展開されていく金光大神と「金神」との関わりであったことも、諸資料や広前における人びととの交流の様相からは浮かんでくるのである。そこには、「知らず」という人間の認知の限界ゆえに、その「外部」「余剩」としての〈全体〉を照らし出す「金神」の本来性に相接しつつ、その一方で、認知の対象として神を把握しようとするような人間的営為をも否定することなく異化していく、可変的でしたたかな、信心の視界の融通性も示唆される。あるいはそれはまた、全体性への開かれの可能性が、近代へ向かって突き進む動向には常に孕まれていたという意味での「希望」を示唆すると共に、絶えず原初への遡行から折り返して問われ続けている現在としての、「金神」との緊張關係を常に孕みつつ、複数的・

重層的な神の動態として表出される「天地金乃神」のありようを知らせているのかもしれない。

その意味で、本稿において諸資料にうかがってきた金光大神における神との関わりの模索は、現代の我々の認識的基礎をかたちづくってきた近代的神観念やそこでの超越性の把握とはまた別様の、人間の現実具体に佇むことにおいて開かれる、自己への開かれとも言えるような「世界の立ち現れ」の経験と、その分かち合いの営みであったと考えられようか。

いずれにしても、新たな資料環境のもとでの、金光大神の信仰世界像の全体性へ向けた探究は、ようやくその途に就いたばかりである。「二上八小八百八金神のこらず金神」(「覚帳」表紙／「年譜帳」冒頭)というように、世界の全方位にうごめく神のありようを表し出す金光大神の営みのしなやかさから、改めて「天地金乃神」との関わりを動態的に捉えていく、新たな信心の視界の可能性が、ここからさらに明らかにされていくことに期待したい。

(教学研究所所員)

- ① 佐藤米司「岡山県下の金神信仰について」(金光図書館報「土」第九〇号、一九六八年)、木場明志「民間陰陽道と金神信仰について」(設立五〇周年記念式典並びに第四三回教学研究会記念講演記録)(紀要『金光教学』第四五号、二〇〇五年)一三〇頁、駒口秀次「正史に登場する金神信仰―金神考その1―」(関西福祉大学研究紀要『第一一号、二〇〇八年)八九頁、斎藤英喜「いざなぎ流祭文と中世神話―中尾計佐清太夫本―」(金神方位の神祭文)をめぐって」(『佛教大学歴史学部論集』第四号、二〇一四年)八一頁、等。
- ② 例えば旧版教祖伝『金光大神』(金光教本部教庁、一九五三年。以下「旧御伝記」)での、「金光大神の信心の進展につれて、その対象たる神の名も、「金神」から「金乃神」となり、「金乃神」はさらに「天地乃神」「天地金乃神」とあらたまり、天地万有を統一する神の信仰に到達した。信心の対象たる神の名が、かくあらたまりゆくにつれて、己の名も、「赤澤文治」が「文治大明神」にかわり、さらに「金子大明神」「金光大明神」「金光大権現」とつぎつぎにあらたまって、ついに「生神金光大神」となった」(縮刷版二八頁)との言説に特徴的であるように、主に金光大神の信仰展開に応じた神名の変化への注目から、神についての議論がなされてきたと言える。
- 因みに、「旧御伝記」の刊行に先立って、金光大神の信心における神の神性・神格を「金神から天地金乃神へ」とい

う変化として把握しようとしたものに、白石匡「教祖の金神信仰について」(学院研究部編『金光教学』第二集、一九四八年)がある。そこでの、「金神が天地金乃神になったのではなく、金神が天地金乃神であったのである」(三五頁)との言からすれば、後の議論でいうところの「神性転化(転態)」に対する「神性開示」に近い立場であったと見られよう。なお「神性転化(転態)」が、「金光大神あつて神は世に出た」(理解Ⅱ近藤藤守3―2)といわれる教祖の意義、とりわけ神を動かし神性を変える程の教祖の信心の力強さを重視「するのに対し、「神性開示」は、「教祖の信心が展開することの意義と、人間によって把握される神性の底知れぬ深さの予感を重視するもの」と押さえられている(「教祖」探究の歴史)紀要『金光教学』第四四号、二〇〇四年、一五一頁)。

ところで、昭和二十九年、和泉乙三は、「旧御伝記」刊行翌年の教師講習会において、教祖伝記奉修所長として同書の編纂を踏まえつつ、金光大神の信心における神について、「……人々に下されてある御理解を拜してもその点が年代的には混然として思われる。同じ年代においても、或る人には金神といわれ、或る人には金乃神といわれ、又或る人には日天子、月天子、金乃神ともいわれている。金光神も丑寅鬼門金乃神とか、丑寅未申鬼門金乃神とか、その人その人の機根に応じ、生活状態に応じてよくわかる

ように話しておられる。従つて何年から何年までこういう神と、はつきり云えないように思う。明治六年四月に至り「天地金乃神」という天地を統一する神がはつきり定まったように思う。「…」（『金光大神』について）教師講習会講話記録、『金光教報』昭和二年七月号、二三頁）と語っている。ここでの和泉の語りが、「混然としているように思われる。「はつきり云えないように思う」との語調で同時に示すこととなっていた、「収斂」や「確定」といった事物の明確な把握へ向けた認識的欲求とは裏腹な実感のありようは、今として改めて注目されてよいのではないか。というのも、認識的欲求の一方で、常に、そうした掴み難さ、見定め難さを伴つて神が問われ続けてきたという、その問いのありようの方にこそ、そこで掴まれようとした対象のリアリティが感じられるからであり、また同時に、「金神」との関わりという、本教信心の始源的問いの相貌を、そこに垣間見させられるように思われるからである。

このことに関わつては、「リアリティは直接与えられるものでも、目の前にあるものでもない。たぶん、後ずさりしながら、未来に向かうとき、背中に背負っているものなのだろう。重みを感じながらも、見ることでできないために得体の知れなさに不安を感じながら、自分の重みとして引き受ければ、その足跡に陰を見出すことができるようなものかもしれない」（山内志明『双書現代の哲学 天使の記号学』

岩波書店、二〇〇一年、七頁）との言が示唆的である。当時、モラルの荒廃やアイデンティティクライシスが叫ばれ、『新世紀エヴァンゲリオン』や「天使本」が流行った、いわゆる世紀末の社会不安を前景に、中世哲学・神学における「聖霊論」をコミュニケーションの原理として読み替えた同書では、近世以降の脱呪術化⇨近代化過程に、純粹な意識形態としての超越論的統覚⇨純粹主義・天使主義へと至る流れが重ね見られていた。不透明な社会状況における「リアリティの空白」に、無媒介で純粹で直接的な認識への求めとしての天使主義やグノーシス主義との親和性を見出すその視点からは、ともすれば「金神から天地金乃神へ」といった神把握や、「一心」をはじめとする諸々の教義理解に垣間見られる、普遍へと垂直的に直結させられる個的な問題としての神と人との関わりそれ自体が問いに付されかねない。しかし、一方でその視点は、人間の生の基盤や指針の揺らぎにより、不透明というよりも却つて過度に透明度を高め、もはや何が真実かその手触りさえ掴めない現代にあつての神への「信」の問題に投げかけるものがあるように思う。

なお、こうした問題関心は、竹部弘「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」（紀要『金光教学』第四二号、二〇〇二年）、及び同「金光大神における超越の視座」（『同』第四六号、二〇〇六年）において、神的リアリティの問題として主題的に追及されてもいる。そこで竹部は、島蘭進

における「内心倫理化」（人間教祖論）批判への一つの応答として、従来の教学研究における「主体」「自覚」といった、いわゆる「近代」の問題系を問い直していく中で、特にお知らせ（超越）の側から、神観／教祖観／人間観／信心観を検討している。本稿は、竹部によるこれらお知らせ解釈の立場からした指摘を直接検討するものではないが、竹部の提起した問いを、現在の資料環境から改めて考えて見る手がかりを探る一つの試みでもと考えており、如上の問題関心に発しつつ、今日に至る解釈運動を駆動させてきた初発の問いに触れていこうとする意味でも、改めて「金神」の取り上げ直しを試みてみたい。

③ 福嶋義次「一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神との問答―伝承の世界と信仰の世界―」紀要『金光教学』第一〇号、一九七〇年、二九頁。

④ なおこうした認識は、諸学の動向とも連関しながら形成されてきたものでもある。右の福嶋における問題化に前後して発表されたものに、本教信仰の合理性・開明性との関係から「金神」との関わりを金光大神前半生の要素として位置付けた村上重良の研究（『近代民衆宗教史の研究』法蔵館、一九五八年、及び『金光大神の生涯』講談社、一九七二年）がある。その後、この村上の議論に対し、救済宗教の発生過程の基盤として「民間信仰」を捉えつつ、そこに金光大神自身の「宗教的孤独」という信仰展開の内在的要

因を見出した島蘭進の研究が登場した（『金神・厄年・精霊―赤沢文治の宗教的孤独の生成―』筑波大学哲学・思想学系論集』五、一九七九年、及び『宗教の近代化―赤沢文治と日柄方位信仰―』五来重他編『講座・日本の民俗宗教』5 民俗宗教と社会 弘文堂、一九八〇年（いずれも島蘭進・安丸良夫・磯前順一『民衆宗教論 宗教的主体化とは何か』東京大学出版会、二〇一九年所収）。

⑤ 白石淳平「もらい受け」に窺う神々との交渉―村落祭祀における神楽の様相との関わりで―（紀要『金光教学』第五六号、二〇一六年）。

⑥ 天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おつておかげを知らず、神仏の宮神社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせて難を受け。氏子、信心いたしておかげ受け。今般、天地乃神より生神金光大神差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすこと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候。（『覚書』二二―21―3―7）

・ 天地金乃神と申すことは、天地の間におつておかげを知らず、神仏の宮神社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせて難を受け。氏子の信心でおかげ受け。今般、天地乃神より生神金光大神を差し

向け、願う氏子におかけを授け、理解申し聞かせ、末々繁盛いたすこと、氏子あつての神、神あつての氏子、上下立つようにいたし候。〔覚帳〕一七―25―3―7)

ちなみに、平成十年三月の『制度改正案要項』(『教団史資料集成』下巻六二五―六三二頁)の内容からすると、昭和五十五年教規までが安政六年十月二十一日の「立教神伝」〔覚書〕九―3―1―7)解釈を基盤に据えていたとすれば、平成十年教規以降は、教典刊行によつて公にされた「覚帳」における明治期の様相を踏まえ、明治六年旧八月十九日のいわゆる「御神伝」に重点をシフトしつつ、同年に表された「天地書附」を基本理念として進んできた、ひとまずは押さえられる。そのような流れの先にあつて、「天地書附」再把握への求め(第五六回教団会「教務総長説明」)「金光教報」令和三年一月号、八頁)が萌している今、金光大神の信仰史の全体にどう位置付けられる明治六年であるかという問いもまた、一つの課題となつてこよう。さしあつて本研究は、その問いを直接担うものとは考えていないが、金光大神の信仰世界像の全体性へ向けた視座に培うという意味で、そうした問いへの接続も意識しつつ、以下の考察を進めていくこととした。

⑦ 天地金乃神と金神との関係に言及した研究は数多あるが、主なものを列挙するとすれば、後述する竹部弘の成果以外にも、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について―

金神・神々と教祖との関わり―」(紀要「金光教団」第一〇号、一九七〇年)、同「教祖四十二歳の事蹟について(二)」(『同』第二二号、一九七二年)、真鍋司郎「民衆救済の論理―金神信仰の系譜とその深化―」(『同』第一三三号、一九七三年)、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手―明治六年十月十日の神伝をめぐる―」(『同』第一七号、一九七七年)、福嶋義次「金神、その神性開示について―金光大神理解研究ノート―」(『同』第一七号)、岩本徳雄「神名について」(『同』第二〇号、一九八〇年)、福嶋義次「人代」―その神の忘却と隠蔽についての素描―金光大神理解研究ノート―」(『同』第二二号、一九八一年)、岩本徳雄「不浄・汚れ」―関する金光大神理解―その背景と意味について―」(『同』第二六号、一九八六年)、竹部教雄「神名としての「天地金乃神」考―追体験的考察による「立教神伝」―」(『同』第三〇号、一九九〇年)、姫野教善「神性開示について」(『同』第三四号、一九九四年)、加藤実「「迷信打破」教義の成立と展開―近代化と信仰のはざままで―」(『同』第三四号、一九九四年)、渡辺順一「諸人救済の視座―差別・暴力を視点とした「生神の宮」試論―」(『同』第三八号、一九九八年)、加藤実「金光大神の社会へのまなざしと「理解」―明治十一年五月一日のお知らせをめぐる―」(『同』第四〇号、二〇〇〇年)と、網羅し尽くせないほどに教学研究史上絶えず問われ続けてきた関心であったことが分る。

⑧ 竹部弘「覚書」における金光大神前半生と天地金乃神
 紀要『金光教学』第三四号、一九九四年。なお、竹部も述べるように、「覚帳」公開以前は、主要典拠資料としての「覚書」の記述内容を、金光大神が実際に生きた歴史事実そのものに直結させ、記述内容年代における金光大神の信仰内実に帰するものとして解釈する研究が主であった。それは、「覚書」が直接の典拠とされる以前、「覚書」の読解、またその歴史的な裏付けとして収集された地方文書などの周辺資料によって編まれた「旧御伝記」に基づいてなされた研究の流れを汲むものと言える。そして、その「旧御伝記」以前から既に「金神信仰」という用語も見られることからして、その後「金神」に言及した諸々の研究も、基本的には、「覚書」の記述に認められる「金神」を、記述内容の年代における歴史状況に位置付けて理解するような神観に基づいて捉えようとするものであったと考えられる。しかしその後、「覚書」に加えて「覚帳」の存在が知られて以降は、記述内容の疎密や異同といった両書の比較からそれぞれの執筆時点における信仰内容の相違を読み取った早川公明「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について」（紀要『金光教学』第二九号、一九八九年）を皮切りに、起筆時期と記述内容との関係など、両書の資料としての性格をより意識した研究がなされていく。「覚書」における金光大神前半生の記述に登場する「天地金乃神」に着目した竹部

の研究も、資料環境の変化によるそうした流れのなかで可能となったものと言える。従来の解釈が、金光大神における無礼の自覚に通時的な段階論を想定したのに対し、竹部は、「金光大神という個人の歴史を通じて明かされた神性が明治六年の神伝に表明される過程と、明治六年の神伝で表明された神性が個人の歴史に跡づけられる過程とが同時に進行する物語」（同右竹部弘二三頁）という、「覚書」の非時系列的様相を指摘したのである。なお竹部は、「覚書」安政二年の大患の事蹟を、「民間信仰に由来する歴史的に誤解されてきた神性が解かれ、天地金乃神として歴史に現れる契機となった出来事」（同右竹部弘二〇頁）と押さえている。

⑨ これまで、神の名称・呼称や神号などについて主題的に論じた成果としては、前掲岩本徳雄「神名について」がある。なおそこでは、金光大神や布教者における神号授受の営みにも生神、つまり神生成の様相を捉える視点から、神号をも含む包括概念として「神名」が定義されている。本稿では、神の名称・呼称については同論文に従い「神名」を採用するが、「神号」の意味を含むべきかについてはひとまず保留しておきたい。

⑩ 前掲竹部弘「覚書」における金光大神前半生と天地金乃神」五頁。

⑪ 平成二十七（二〇一五）年に教団に提供された資料の内、金光大神事蹟に関わる初出の内容を含む数点の資料が、令

和元(二〇一九)年に「金光大神事蹟」に関する研究資料」として公刊された。

⑫ 暦の中段及び下段に注記された、歲月日時や方角などに関する禁忌の解説のこと(国史大事典編集委員会編『国史大事典』第一四卷、吉川弘文館、一九九三年、七二二頁)。

なお、先の「金光大神暦注略年譜」について―同資料に浮かぶ維新期の「知」と「信」―(紀要『金光教学』第五九号、二〇一九年)では、「金光大神暦注略年譜」に浮かぶ、暦注など民俗知との関わりについて指摘した。

⑬ 現段階で、『事蹟資料』所収の諸資料と既存資料との関係、また「暦注略年譜」の概要や研究的可能性について言及した成果として、同『研究資料』掲載の解説及び対照表の他、竹部弘「人知の鏡―金光大神御覚書」―「お知らせ事覚帳」と「金光大神年譜帳」からのお知らせ―(紀要『金光教学』第五九号、二〇一九年)、及び前掲白石淳平「金光大神暦注略年譜」について(「同」)がある。

⑭ 同白石淳平「金光大神暦注略年譜」について。

⑮ 紀要『金光教学』第六〇号(二〇二〇年)に、同帳の解説文及び堀江道広による資料解説が掲載されている。また、先行して同帳を取り上げた成果としては、大林浩治「金銭遣い」の世における信心―金銭さしむけに関する帳面をもとにして―(「同」第五七号、二〇一七年)がある。

⑯ 「覚書」「覚帳」における神表象については、前掲竹部弘「覚

書」における金光大神前半生と天地金乃神」添付の神名対照表(三二―三四頁)参照。

⑰ 本号掲載「御金神様御さしむけ金銭出入帳」解説文」及び岩崎繁之「御金神様御さしむけ金銭出入帳」について」参照。

⑱ 前掲大林浩治「金銭遣い」の世における信心」一〇頁、及び同「神の頼みはじめ」における貨幣―貨幣経済へ向けた神と人との関わり―(紀要『金光教学』第五五号、二〇一五年)九頁。

⑲ 藤井潔「お知らせ事覚帳」の執筆開始時点に関する考察」(紀要『金光教学』第二四号、一九八四年)。また同研究ノートによれば、「覚帳」表紙に見られる神表象は元治元年十月二十四日からはじまる金光大権現時代の様相に類似しているとされ(七二頁)、そのことも、同表紙の作成年代を推察する重要な手がかりとなろう。

⑳ 岩崎繁之「金光大神年譜帳」と類似資料との関わりについて―作成の順序とそこに浮かぶ諸相への注目―(紀要『金光教学』第六〇号、二〇二〇年、一〇三頁)。

㉑ 「資料金光大神事蹟集」四七七(佐藤範雄の伝え、及び「松浦久信家相書奉献の由来」七―二頁)。

㉒ 佐藤の伝えによると、松浦が奉献した家相書は、「家相図解」上・下、「家相大全」上・中・下、「方鑿精義大成」坤・坤、「方鑿斑鳩夜話問答集」乾・坤、以上の浪華松浦長門椽

東鶏久信の著書四種九冊であったとされる。

⑳ 早川貴子「金光大神広前における「藩士」の動静―「広前歳書帳」を手がかりに―」紀要『金光教学』第五一号、二〇一一年。

㉑ それは例えば、前節で概観した広前に関わる金銭をめぐる帳面（「金子覚帳」「出入帳」）に浮かぶ「さしむけ（差し向け）」の意味を考えさせる事例でもある。ここからは、神から人間への恩寵や救済、そしてその媒介者としての金光大神の営みの意味ならず、広前へと訪れる人びとの存在やそこでの交流の實際に、神の「差し向け」を見出すような視界が示唆されよう。それはさらに、金光大神の信心における神との関わりの模索が、そうした「差し向け」の受け止めを常に伴いつつ営まれていくものであったことを考えさせる。

㉒ 明治四年の初版以降、数回の改訂を重ねられた『御道案内』は、それぞれ内容及び所蔵元を異にする複数の版が現存している。なお、福嶋真喜一「初代白神新一郎「御道案内」について」（紀要『金光教学』第六号、一九六三年）では、その執筆順から、「藤沢本」、「近藤本」、「伊原本」、「御道断略記」と整理されている。本稿では、『金光教典』の「金光大神理解第三類」に所収された、明治四年の初版本「藤沢本」を底本としたテキストに依拠し、引用についても、『金光教典』の該当箇所以示すこととする。

㉓ 『金光教典 人物誌』（金光教本部教庁、一九九四年。以下「人物誌」）二二一～二二三頁、及び「直信・先覚著作選 第五集 初代白神新一郎」（金光教徒社、一九八二年）。なお、初代白神に言及した成果としては、渡辺順一「天地の規範と生神の道伝え―「覚帳」の向明神、白神についての記述内容をめぐって―」（紀要『金光教学』第三三三号、一九九三年）がある。

㉔ 同じく九月二十四日仰せつけられ、神号変え。

日天四 丑 生神金光大神

寅 鬼門金乃神

月天四 申 大しようくん不残金神

天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全の幟染めて立て、日々祈念いたし。

一つ、くくり袴調え。羽織おさしとめに相成り。

（「覚帳」二二―14）

㉕ 『御道案内』での「熊王神」をめぐる内容は、次の通り。

・一つ、お道不案内の人は、第一、普請作事、家移り宅がえ、他行、嫁入り婿取り、相談事、竹木を切り、畜類やり取り、産の向きよう、捨て物等、何によらず、己が年回り、鬼門、未申、年月日回り、熊王神、時ふさがり、ご方角のことに吟味立てして、わずらわしき

こと多し。

どこそこにて見てもらいたれば、何月何日何時にはかまわぬなどとお留守をねらい、嫁入り、何にも、他行せんに、ほかの方へ回りに行きて、金神をだます。だますとも、だまされはせじ。なお、金神よけとて注連を引きおくと、注連には恐れぬ。また死人を葬るには、穴を掘るにも方角日柄を見ず、勝手しだいのことをいたすとのたまひし。(理Ⅲ御道案内Ⅱ)

一つ、お道信仰の氏子においては、これに表裏の違いあり。己がさくまい(処理)勝手によりては、年回り、八方的殺とも言わず、鬼門、未申、いずれのご方角に向かい、蔵を建てようが、手水場をなすとも、三隣亡の建て前、何方へ行くとも、右申すところの条々何なりとも、以前お断り申しあげ奉り、ご神許をこうむれば、曆を見るにおよばず、その日より勝手しだいに自由自在にいたすなり。お道のわけを知らぬ者は、用向きありて他行せんに、「今日は熊王神に当たる。よける」と言うて、恐れ恐れ逃ぐるなり。それを、お道の氏子は「今日、幸い金神様の御回り合わせなり。おかげをこうむらん」とご拝し、小児の母を慕うがごとくおすがり申す心になれば、氏子とのたまひしかば、なんぞ、これをお叱りおとがめなさらんや。平生の信心が肝要なり。かくのごとく、年月日柄を選まず、御曆を見ず、いず

れのご方角に向かい、普請作事、何によらず勝手しだい、自由自在にいたすのお道は、天が下にほかにあるべからず。(理Ⅲ御道案内Ⅱ)

②⑨ 岡成敏正「金神とその信仰の諸相について―民間陰陽道・金神信仰調査から―」紀要「金光教学」第二八号、一九八八年、一二七頁。なお、「曆注略年譜」における日の十二支に対応する東西南北の方忌は、同研究ノートにて紹介されている民間伝承と東西が入れ替わっている。

③⑩ 幕末から明治期におけるコレラ流行の様相については、前掲加藤実「金光大神の社会へのまなざしと「理解」」の他、富士川游著／松田道雄解説『東洋文庫一三三 日本疾病史』(平凡社、一九六九年(初版明治四五年、底本昭和一九年版))、立川昭二『病いと人間の文化史』(新潮社、一九八四年)、波平恵美子『病氣と治療の文化人類学』(海鳴社、一九八四年)、等参照。

ちなみに、日本で最初のコレラの大流行が生じたのは、文政五(一八二二)年とされる。対馬、九州、中国地方に多くの患者、死者が出て、「三日コロリ」と名付けられたという。各地での爆発的な流行と多数の死者によって社会的な混乱、人びとの不安が生じたが、赤穂では、城主が「年改え」の令を出し、そのため家ごとに門松を立て、しめ縄をひき直し正月年始を装い、雑煮まで用意したという例も伝えられる。次の大流行は安政五(一八五八)年のことで

あり、江戸においては、パニツクに陥った人びとが神輿や獅子頭などを持ち出して担ぎまわったため、寺社奉行が各寺社に対して借し出し禁止令を出したとも言われる。このように、幕末において既に甚大な影響がでていたのだが、明治十年及び十二年におけるコレラ大流行の影響は、近代へ向けて大きく変化していく社会のありようと絡まり合いつつ、さらに深刻なものとなつていったという。

③① 佐藤金造「初代白神新一郎師」前掲「直信・先覚著作選第五集 初代白神新一郎」一一〇―一二二頁。

③② 『御道案内』各本（藤沢本、近藤本、伊原本、御道嚙略記）の様相に言及した研究としては、前掲福嶋真喜一「初代白神新一郎「御道案内」について」の他、中前正志「翻刻金光布教文書 近藤本「御道案内」付「御道案内」三本（藤沢本・近藤本・伊原本）内容概略対照表」（『女子大國文』第一四〇号、京都女子大学国文学会、二〇〇七年）がある。また、桂島宣弘「宗教が宗教になるとき―啓蒙と宗教の近代―」（島蘭進他編『近代日本宗教史第一巻 維新の衝撃―幕末〜明治前期』春秋社、二〇二〇年）では、「御道案内」の改訂過程における神名や内容の変化を取り上げ、「まさしく「文明」の言説と整合的なものとして、信者の内部において金光教の信仰が描きだされ定着していったことは明らかである」との見方を示している（二二四頁）。

③③ 白石淳平「申し渡し」の覚」登場背景に浮かぶ家族―お知

らせの反復に注目して―」紀要『金光教学』第五二号、二〇一二年。

③④ 金光大神の信仰史における明治六年の画期性について論及した成果については、その先鞭を付けた沢田重信の研究（『信心・布教・政治―金光大神御覚書、明治六年「神前撤去」の解釈―』紀要『金光教学』第九号、一九六九年、「金光大神における出社の意義―明治六年八月十九日のお知らせの「解釈」―」同「第二号、一九七二年」）を皮切りに、先に触れた瀬戸美喜雄や竹部弘の研究、また民俗信仰や陰陽道の知見から、特に同年の「生まれかわり」を金光大神のイニシエーション的契機として解釈した前掲渡辺順一「諸人救済の視座など、様々に展開してきた。

③⑤ 貼紙部分（『覚帳』一五―五―一）が初出だが、明治四年末の本紙中にも「天地金乃神も気ざわり」（一五―一三―一六）との記述が見られる。

③⑥ 前掲岩崎繁之「金光大神年譜帳」と類似資料との関わりについて」参照。

③⑦ かつて桂島宣弘は、こうした神表象やその推移についての分析を手がかりに「一金神の神性革新を超えた近世的神々の神性革新」を指摘した（『幕末民衆思想の研究』文理閣、一九九二年、一五四頁）。金光大神の神把握のありように、実社会の変革状況との接地面としての民俗神との関わりの豊かさを捉えると共に、以降の近代化過程に潜むその衰微

の相を検討する桂島には学ぶところが大きい。そうとして、そこでの問いの構え自体に、あくまで「神性」つまり神の属性で見るといふ、それこそ近代的思考様式からした対象視への再帰性が孕まれている感も否めない。ここからは「金神とは何か」というような、問題となつてゐる事柄の属性や構成要素をもつて応えようとする操作的な言述ではなく、金光大神において繰り返し試行された神との関わりの模索という、その「問い」そのものに向き合う本教教学としての視座を錬磨し続けていく必要性を思わされよう。

なお、帳面上の記事ではなく実際に下げ渡された書付には「金光大明神」との神号が認められるものも現存する（『研究資料 金光大神事蹟集』第三卷二八六頁、前掲岩本徳雄「神名について」一九頁、『金光教教典 用語辞典』金光教本部 教序、二〇〇一年、二四五―二四六頁〔直筆〕の項及び図）。このことから、神の複数性や重層性をうかがわせるような表象は、同神号が付与された文久年間当時から見られたものと考えられるが、直筆帳面類において、いわゆる神名書付のように神の名を配した表出が認められるのは、「覚帳」表紙及び「年譜帳」冒頭を除けば、明治期以降の記事内容となつてゐる。

⑳ なお、明治初頭は「達」「布告」といった区別が明確でなく、「布告」や「布達」が全国一般を名宛とした法令の形式であるのに対し、「達」は各庁官員限りを名宛とした形式で

あることが規定されるのは明治六年からのことであるといふ（岩谷十郎「明治太政官期法令の世界 日本法令索引（明治前期編）解説」国立国会図書館、二〇〇七年）。参考までに、「改暦ノ詔書並太陽暦頒布」と通称される「明治五年太政官布告第三三七号」（十一月九日）を左に掲げておく。引用にあたっては、「改暦に関する資料」所収の若松県 大阪府、兵庫県での布告を参照した。

事 今般改暦ノ儀別紙 詔書ノ通被 仰出候條此旨相達候
壬申十一月九日 太政官

（別紙）
詔書寫

朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ纏度ニ合ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カザルヲ得ズ置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄誕無稽ニ属シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセズ蓋シ太陽曆ハ太陽ノ纏度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ変ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キズ之ヲ太陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固リ論ヲ俟タザルナリ依テ自今旧曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメシ百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ

明治五年壬申十一月九日

一 今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事
但新曆鏤板出来次第頒布候事

一 一箇年三百六十五日、十二箇月二分チ四年毎二一日ノ閏ヲ置候事

一 時刻ノ儀是迄晝夜長短ニ随ヒ十二時ニ相分チ候処今後改テ時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時二分チ午前幾時ト称シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時二分チ午後幾時ト称候事

一 時鐘ノ儀来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱来候処以後何時ト可称事
諸祭典等旧曆月日ヲ新曆月日ニ相当シ施行可致事

太陽曆 一年三百六十五日 閏年三百六十六日
四年毎ニ置之

一月大 三十一日 其一日 即旧曆壬申 十二月三日
二月小 二十八日 閏年二 其一日 同 癸酉 正月四日
十九日
三月大 三十一日 其一日 同 二月三日
四月小 三十日 其一日 同 三月五日
五月大 三十一日 其一日 同 四月五日

六月小 三十日 其一日 同 五月七日
七月大 三十一日 其一日 同 六月七日
八月大 三十一日 其一日 同 閏六月九日
九月小 三十日 其一日 同 七月十日
十月大 三十一日 其一日 同 八月十日
十一月小 三十日 其一日 同 九月十二日
十二月大 三十一日 其一日 同 十月十二日
大小毎年替ルヲナシ

時刻表

午前 零時 十二字	即午後子刻	一時	子半刻	二時	丑刻	三時	丑半刻
四時	寅刻	五時	寅半刻	六時	卯刻	七時	卯半刻
八時	辰刻	九時	辰半刻	十時	巳刻	十一時	巳半刻
十二時	午刻	一時	未刻	三時	未半刻	四時	申刻
午後 一時	午半刻	二時	未刻	三時	未半刻	四時	申刻
五時	申半刻	六時	酉刻	七時	西半刻	八時	戌刻
九時	戌半刻	十時	亥刻	十一時	亥半刻	十二時	子刻

右之通被定候事

壬申

十一月九日

太政官

③⑨ 手塚和男「祝日考」(『三重大学教育学部研究紀要 人文・社会科学』第四六卷、一九九五年)等参照。また佐藤次高・福井憲彦編『地域の世界史6 ときの地域史』(山川出版社、

一九九九年)では、改元から改暦へという流れについて、「天皇の時間」文明の時間」という同じ時間を共有する「われわれ」国民」を創出すると同時に、その時間が共有される範囲としての「国」＝「日本」を創出するという意味での変革でもあったことが指摘されている(三五五～三五六頁)。

このことに関わって「暦注略年譜」の一・二丁表には、改暦前後での時刻制の変化を上下二段で一覽できるような作成されたと思しき記事が見えるが、同丁の冒頭には「日本、日」の元、神の国／天地金乃神／天照皇大神宮／大日靈「貴の命／いざなぎいざなみ尊は祖と申し」(〓)は改行)とあり、また末尾には「神国／日本陣」(上段)、「唐の時事、唐は異国陣／外国の月／天竺並び」(下段)との文言が付されている。改暦によって旧来の不定時法が廃止され定時法となった影響が浮かぶのだが、ここでは同時に、時間と空間という世界像に関わる認識が、人びとにおける神との関わりの問題として問われることにもなっていた可能性が示唆されよう。

なお、正確には、新暦における祝祭日の制定は改暦の施行から日をずらしてなされており、「今般改暦ニ付人日日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廃シ神武天皇即位日天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事」(「明治六年太政官布告第一号」…一月四日)によって、旧来の正月と五節句、盂蘭盆会や八朔などが廃され、神武天皇即位日(後の紀元節、建国記念日)

と天長節(後の天皇誕生日)が定められた。続いて、それからしばらく後の発布となった「明治六年太政官布告第三四四号」(十月十四日)により、太陽暦に換算し直し制定されたその他の祝祭日を含む日付一覽が通達されることとなった。

このような、改暦に伴う新たな祝祭日の創出が、教育や労働といった様々な場面を通じて、人々の生活リズムに変化を及ぼしていったことは想像に難くない(安丸良夫「文明化の経験―近代転換期の日本」岩波書店、二〇〇七年、一二八頁、等参照)。

④① 前掲『ときの地域史』三五五頁の他、遠藤元男・山中裕編『年中行事の歴史学』(弘文堂、一九八一年)三六〇頁等。因みに、暦本における「金神」等の暦神についての言及が具体的に禁じられるのは、改暦の行われる明治六年に限って地方での略暦作成・配布を許可した「明治五年太政官布告三六一号」(十一月二十六日)での但し書きによる(「来ル明治六年二限リ各地方ニ於テ略暦版刻ヲ許ス但シ太陽暦ヲ標準トナサシメ不稽ノ説ヲ加フルヲ禁シ且管廳ノ許可ヲ受ケシム」)『自明治元年正月至同六年十二月 太政官布告書』岡山県編、明治十三年。波線引用者。

④② 「讃州高松東川港、万間屋／大津屋善七、戊年三十六歳男、新の／柱曆持つて参り、納め。五月六日御礼、旧四月十日」(「年譜帳」七八丁裏)。

④② 「旧四月十日、曆上げ、高松大津屋善七戊戌年、礼」（「年譜帳」七八丁表）。なお、伊勢曆が意識されていたのであろうか、宅吉とこのの参宮についての記事も同丁において繰り返し記されていること、また岩崎による「筆写覚帳」部分の分析（「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」紀要『金光教学』第五六号、二〇一六年）によれば、「金光宅吉筆写帳面」においては原本での貼紙や後筆についても本文に組み入れて筆写された傾向が認められるという。このことから、「年譜帳」での曆の奉納の記事についても、原本では貼紙として示されていた可能性が予測されるが、いずれにしても、金光大神が繰り返し出来事を把握しようとした様子を探ることができるように。

④③ ちなみに、当時、維新直後の混乱期における応急策として、明治以前から引き続いて曆本の編纂を統括し、頒曆の許可を商社に与えていた土御門家の特権が、明治三年に廃されることとなっていた。そうした中、全国の頒曆者たちは明治五年に大阪頒曆社と東京頒曆社を結成し、文部省天文局から翌年の曆の原本を下付され、一万両の冥加金と引き替えに印刷製造と販売を独占する権利を得ていた。しかしその年の十一月、改曆の詔書が發布されることとなり、結果、大損失を負わされることとなる。すでに翌年用に販売されていた旧曆の曆が無用のものとなったからだ。こうした事態に対処しようと政府は、明治六年の曆に限り、政府の雛

形どおりに製作するという限定付きで頒曆権を一般に開放することとなっていたという（荒川敏彦・下村育世「戦後日本における曆の再編(1)―「迷信的」曆注の禁止と復活―」『千葉商大紀要』第五一卷第二号、二〇一四年、三九〜四一頁）。このことからすると、万間屋大津屋善七が奉納した柱曆は、一時的に頒曆商社の専売が解除され、曆の製造販売権が無制限に拡大されていた時期のものである可能性も考えられよう。

④④ 金光和道「幕末から明治初年にかけての時刻制度について―大谷村を中心として―」紀要『金光教学』第二二号、一九八一年、一〇一頁。

④⑤ 前掲『事蹟資料』（資料解説）一一三頁。

④⑥ 前掲藤井潔「「お知らせ事覚帳」の執筆開始時点に関する考察」。

④⑦ 田中太右衛門・松村九兵衛「永代大雑書萬曆大成」（浪華書林、天保一三年初版、安政二年再刻、明治一三年補刻）。

④⑧ 「覚帳」では、「一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、書き出し。金神方角恐れること、ふれ願ひ断り申したこと、神祇信心いたしたこと」（二八―19）となっている。

④⑨ このことに関わる興味深い知見として、金光真整によって既になされていた次のような指摘（教祖と神との関係についての一考察(1)）紀要『金光教学』第二号、一九五九年、

四九頁)は、改めて注目されてよい。すなわち、小野家文書等の検討による大谷村の民俗の様相への洞察を踏まえ、「神仏にたいして実意はつくされたであらうが、特別に人と変わったといふこともなかった[:]」その最初にぶつかられた問題は、結婚のときのことである」とし、金光大神における神仏との関わりの転機が、家督の相続及び婚姻儀礼における「家」の意識化に見られることを指摘しているのである。もちろんこの指摘も、認識主体としての金光大神を前提にしたものと言える。しかし重要なのは、それが、「覚書」に向き合う後の者にとつて、発見的に見出されているということであり、その意味で、金光大神においてもまた、そのように出来事への視点が発見的に与えられていた可能性が示唆されるのである。

⑤〇 尾形弘紀「付喪神と〈字霊〉日本中世におけるアニミズムの偽装」〔特集 汎心論—21世紀の心の哲学—「現代思想」第四八巻第八号、青土社、二〇二〇年〕における、「付喪神が跋扈する時代とは、増大しているその量的価値に比して、モノのもつこれまでの質的なそれがむしろ危機に瀕した斜陽期だったはずである。そのようなときにこそモノははにかに魂をもちだし、暗躍を始めるのである」(二一四頁)との指摘にも同様の視点がうかがえよう。

⑤① こうした論点は、竹部弘「明治期の金光大神と神・歴史・時間—「神代」の歴史意識をめぐって—」(紀要「金光教学」

第三一号、一九九一年)において竹部が改暦に指摘する、「進歩」と「復古」の拮抗としての明治期の変動の相と、そうした揺らぎにあつて確かめられていく不変なるものという、逆対応的な神と人との関わりの様相にも通じているだろう。同じく十五日仰せつけられ。なんにも氏子供え物でよし。

一つ、もちつき、正月かざり、いらす。年ぶん注連あり。幟、内へみな立て。祝い、祭り、人なみにするにおよばす。食へることはなになりともこしらえて食へい。

一つ、たいこ打つにおよばす。

一つ、新正月十五日が十七日に当たり、申十二月。

十七日には門の鳥居とり納めおき。

一つ、買ひ物、見ず知らずの物買うな。

一つ、魚たりとも、入用なら、十匁の物二十目でも買え。

値切ることすな。

一つ、生きたる物、いかい飼うな。骨がおれる。

一つ、衣類、諸事の物、むたいに買うな。買うてよき物は神が買うてやる。

一つ、物見聴聞のこと、むたいにとび出な。時の見合

わせでまいり。世間の人は命延ばしと申し、出。

一つ、此方には神がおるから、命延ばしにはおよばす

こと。

金光大神社、一子大神親夫婦、子供、正神、山神、四神、正才神、末為神とまで五人、神に用いてやり。妻常住かぜひきと申し。このうえ神の言うとおりにせねば、病氣、病難、はやり病氣まであるぞ。壬申十二月十五日。

(「覚帳」一六一―26―27)

⑤3 前掲白石淳平「申し渡し」の覚「登場背景に浮かぶ家族」。

⑤4 「同じく(新三月)三日、十九日(旧一月)より、一つ、説論だけいたし候。金神お廢しと申し、天地金乃神書付出されんと萩雄申し候。書付延引いたし」(「覚帳」二二―4、傍点引用者)。日付は一日ずれるが、「年譜帳」にも「金神御廢止」(八六丁裏)とある。

⑤5 前掲竹部弘「明治期の金光大神と神・歴史・時間」、坂口光正「金光大神晩年の信仰と天照皇大神―明治十年七月二十九日の神伝をめぐって―」(紀要『金光教学』第三三号、一九九三年)、岡成敏正「金光大神における代替わりの問題に関する一考察―「覚帳」に綴られた次男萩雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって―」(「同」第三四号、一九九四年)、前掲加藤実「金光大神の社会へのまなざし」と「理解」)、水野照雄「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」(「同」第四〇号、二〇〇〇年)、等。

⑤6 当時各方面において金光大神の名代として立ち振る舞っており、「邏卒」とのやり取りの場にも立ち会っていた可能性が考えられる金光萩雄は、金光大神における参拝者との関

わりについて、はじめは日柄方位などの罪障を指摘しつつ無礼を詫び信心へ誘うような語りであったのが、後には「信心して、病氣さえ治ればよいであろうが。めぐりやとがめを言うことはない。信心さえすれば、それでよい」というように変化したと伝えている(理Ⅱ金光萩雄Ⅰ)。ここまで見てきたことからすれば、そこで語られた「信心さえすれば」は、例えば「金神」や「天地金乃神」の名称や属性で神を捉えることにも通じるような、命題的に求められる「信心」の万能さの謂いというよりも、信心する、氏子の難儀にどこまでも寄り添う実践的な意味を湛えた言であったはずだろう。そうとすれば、「邏卒」とのやり取りにうかがった神との関わり問い直しは、参拝者と金光大神との間での、人間としての確かめとその分かち合いに常に開かれていく、信心の営みの可能性に接続していくものと捉えられるのではない。そのことは、悪神と観念されてきた「金神」の破壊性、そして壊れゆく眼前の生活現実とも重なりつつ、しかしその壊れ自体は、新たな信心の起動へと促す神の立ち現れであったことをも意味するであろう。

⑤7 「同じく(新二月)十五日、同じく(旧一月)三日。鴨方、玉島両方たびたび来たと申し、三度四度まいり、こんこんして、やむこといえず、きょうは屯所へ連れのおうて行く、支度せいと申し。警察官吏。拝むことならん。／此方にはお上願い、ご指令下がり。お上へ忠義いたし、上ことそむ

かず。書付出して見せと申し。早々出し、お目につけ。この書付を戸長へ持って行って、絵解きしてもらえいと申しおき、帰られ。／三月二日（新暦）、十八日（旧一月）、雪降り。／一つ、金光秋雄、玉島、会議所、警察場、巡査所出、ご指令の届けいたし。人を拜むことすな、説諭でよしと申されたと、帰りに私に聞かせ候。戸長の使い、指図で三か所へ行つたと申し候。／同じく（新三月）三日、十九日（旧一月）より、／一つ、説諭だけいたし候。金神お廃しと申し。天地金乃神書付出されんと秋雄申し候。書付延引いたし。／明治十丁丑正月二十四日、／一つ、天地金乃神書付、せがれ二人へ、書きたためおき、とお知らせ」（「覚帳」二二—25、〱は改行）。

⑤⑧ その意味で、右の引用に浮かぶ「遷卒」と金光大神との問答が他の帳面類には見られず「年譜帳」のみに記されることとなっているのは、広前に訪れる人びととの関わりの実際と、そこに生起する「金神」との関わりの視界が、諸帳面での営みの起点であり、また帰趨として、金光大神において常に問われ続けていたことを明かしているのかもしれない。

⑤⑨ 前掲『人物誌』四〇〇頁。

⑥⑩ 村上晶「巫者の語りと実践の形成―津軽のカミサマを事例として―」（『宗教研究』三八八号、二〇一七年）は、東北地方の民間巫者「カミサマ」の営みをフィールドワーク

の手法によって考察する中で、巫者の語りと実践を、地域の神的発想群・実践群との交渉として捉えている。またここでは、「知識は人間の頭の中にあるのではなく、人と人、人とその周囲の世界との相互作用の中にある」という、知識の「配分論」ではなく「運用論」を有効とする議論を踏まえつつ、巫者の権威（存立要件）を、神的発想群の「運用」という動的な交渉から生じるものと定義している。

また、近世後期における日本社会の構造的特質との関わりを視野に如来教像の再構築を試みた神田秀雄「如来教の成立・展開と史的基盤―江戸後期の社会と宗教―」（吉川弘文館、二〇一七年）は、従来年代記的に扱われてきた『お経様』諸篇をはじめとする「教団史料」を、さらに年月日未詳のものや昭和以降の近代史料も含めて物語の記録として捉え直し、教祖喜之の語りに救いを求めた人々が生きた社会の構造とあわせて、その物語性の意義を描き出すことを試みている。ここでは、教祖喜之の側から語られた如来教の中核的教説とその「物語」性やコスモロジー、その一方、信者との応答を契機としてそれが深化・更新されていく様相を対比的に描きつつ、その全体的様相を「人々の生涯を導く筋道ないしは人々が生きた証としての宗教思想」と捉えている。

信仰における「物語」性の意義を、宗教者の内面や人格に収斂させるのではなく、人々の具体的な救済願望に応え

る実践的側面からも掘り起こしつづつ検討していくこれら近年の研究動向は、例えば「祈念祈祷から理解形式へ」というような二項対立を越えて、命題化した概念ではなく、その営みの動態の様相から本教信心を捉え直していく手がかりともなるのではないだろうか。

⑥1 前掲『人物誌』四五頁。

⑥2 大林浩治「聞き受けられる言葉の世界―交感の表出としての「理解」―」（紀要『金光教学』第五一号、二〇一一年）、高橋昌之「金光大神と参拝者の応答―取次という場の生成―」（『同』第五一号）。

⑥3 ここからはその逆に、参拝者との対話、またそれにとどまらず、諸帳面の執筆を通じた神との関わりへの模索も、金光大神の広前へと都度もたらされていた、その当時の生活世界における語彙や知見によつて彩られていたであろうこと、そしてさらに、広前への参拝者のみならず、世間の喧噪から漏れ聞こえてくる様々な人びとの「ことば」に、神のお知らせを聴いていた可能性さえ思わされる。あるいはここで、「これへおいでなされるお方が神様であります（参る人を指して、神と言われたり）。あなた方が神様のお子であります（生神ということは、ここに神が生まれるということでもあります）（理I徳永健次2―3）」とのよく知られた「理解」が想起されてもよいだろう。

そしてここからすると、従来であれば「変化」の相とし

て捉えられがちであった帳面の記述における神名の複数性や重層性が、それら全体として神の立ち現れを明かし続けてきたことに気付かされる。またそのことは、例えば金光教学研究所の調査（前掲岡成敏正「金神とその信仰の諸相について」参照）によつて確認されてきた、戦後に至つてもなお、いや、戦禍をはじめとする様々な災厄を経験してきたからこそありありと感知され続ける、人間の思慮を超えた「金神」の実在性をも、照らし出しているのではないだろうか。

⑥4 「覚帳」表紙

安政四丁巳年十月十三日

日天四 丑

鬼門金乃神大明神様

おかげ受け

月天四 寅

二上八小八正八金神のこらず金神

お知らせ事覚帳

【「年譜帳」冒頭紙面（六三丁裏）】

二上八小八八金神

日天四 丑

鬼門金乃神大明神

月天四 寅

不残金神

御陰を知り。

安政四丁巳十月十三日。

御信心仕り、御陰下され、

ありがたし、仕合わせに存じ奉り候。

今般、天地金乃神

信心はじめより当年で十五年に

相成り候、以上。何か古い事

改め申し、前後とも書き出しと

仰せ付けられ候。

明治四辛未十二月。

⑥5 こうした様相をめぐっては、竹部弘による、諸帳面の比較から浮かぶ「経験の相と層」としての論及（前掲竹部弘「人知の鏡」第三章）参照。そこで竹部も言及しているように、人間の受動性を浮かばせる「おかげ受け」に対する、人間の経験としての「知り」には、ここまで本稿で考察してきた「金神無礼」に関わる「知らず」という側面が同時にうかがわれるのであり、その意味で「人生の発見的創造」（同右竹部弘一三四頁）としての、救済に直通していく神との関わりの視界に深く関わる様相であると考えられる。

⑥6 ちなみに、金光大神との問答の末に松浦一太夫が神前に奉献した家相書の一つ、「方鑿精義大成」において、「金神」など曆神の遊行性について、「所座」という漢字表記に「め

ぐり」とのふりがなが付けられている。諸資料からは、金光大神と神との関わりが時間を追って変化する相に加えて、その変化全体（時空間や人、事柄）が「金神」という神の座所となっている可能性、またそのように「金神」を把握し直していく金光大神のありようを考えさせられるのであるが、それは奇しくも、遊行性・遍満性という本来的なありようとの整合性をも示していることが、ここに感取されるのではないだろうか。

資料（金光大神事蹟に関する研究資料）

「御金神様御さしむけ金銭出入帳」解説文

「御金神様御さしむけ金銭^{でいり}出入帳」は、平成二十七年（二〇一五）、教団に提供された金光大神に関する資料の一つである。

本資料は、これまで「金光大神直筆帳面2」という仮称で研究に供されてきたものである。本資料を用い、金銭に関する側面から金光大神の信心に注目した研究成果に、大林浩治「金銭遣い」の世における信心―金銭さしむけに関する帳面をもとにして―」（紀要『金光教学』第五七号、二〇一七年）がある。

昨年の「金乃神様金子御さしむけ覚帳」（紀要『金光教学』第六〇号掲載）に続き、本資料も、今後、多方面でのさらなる講読、活用に供するべく、この度、帳面全文を解説し、掲載することとなった。

なお、資料の概要については、後掲の「資料解説」を参照されたい。

凡例

1、本資料の原本は、横帳の体裁で綴られたものであり、で

解説文

できるだけ原文の姿をとどめ、閲読できるようにつとめた。

2、原文は、各紙面毎に文字の大きさや字間・行間の幅に違いがあるが、記事相互の区切りを考慮し、適宜、行間や余白をとつた。

3、原文には、句読点はないが、読みやすくするために編者が適宜つけた。

4、原文の当て字は、原則として相当する文字に置き換え、表記を統一した。

5、原文の仮名表記で、そのままでは意味を取りにくいと思われる語については、漢字表記に改めた。

6、誤字、脱字、余り字と思われるものは適宜整理した。なお、金光大神自身が誤字を訂正している箇所（二八丁裏）については、そのまま表記した。

7、人名や地名等のうち、特定できるものについては相当する字で表し、特定できていない場合は、原文の表記を用いた。なお、基本的に紀要『金光教学』所収の「小野家文書」に準じた。

- 8、人名、現在の地名、難読語の意味について、() の割り注で補足している場合がある。なお、意味の不明な語については網掛けで表示した。
- 9、繰り返しで「/」が用いられている場合は、解読文では「同」に改めた。
- 10、原文の表記で省略されている箇所については「」で文字を補っている場合がある。
- 11、原文の文字が判読できない箇所は「■」とした。
- 12、原文で時間を示す「伴」は、文脈から判断できるものは「ばん(午後二時から夕刻)」もしくは「晩(夕刻以降)」に改めた。なお、特定が難しい箇所(二丁裏、二五丁裏)は、ひとまず「ばん(晩カ)」と表記した。
- 13、割り注で挿入した年号については改元後を採用している。なお、原文で元号を誤っている箇所(一五表)もあるが、そのまま表記し、割り注に相当する元号を示した。
- 14、原文の記号や線などについては、適宜、形状を再現した。
- 15、貼紙箇所については線で囲った。なお、貼紙箇所の表記は以下の通り。

〈例〉 貼紙箇所 — 貼紙の下
 ・一七丁裏「御礼参」 — 「御禮参」

- 「せんぞ之いそいの事」
 — 「せんぞ之いそい之事」
 「子」 — 「家」
- ・一八丁表「祭」 — 「まつる」
 ・一九丁裏「両」 — 「壹両式分」
 ・二三丁裏「橋本右近儀」 — 「橋本右近」
 ・二七丁裏「二御寺社方」 — 「一御寺宮社方」
 ・二九丁表(一部紙面が切り取られた上で貼紙されている)
 「講札」 — 「品物」
- 16、本資料の原本には、前後の記事とは異質な表記箇所がある。
- ・六丁内側「御初穂 寅ノ男」
 ・一〇丁裏「上」
 ・二五丁裏「上」
 ・二六丁裏「久代辰ノ年」
 ・二八丁表「酉ノ年男」
 ・二八丁裏「御初穂」
- これらは、この料紙が参拝者によるお供えの包み紙等であったことをうかがわせるものである。本資料の記事とは関わりが薄いと見られるため、これらの解読文は掲載していない。

【表紙】

内は巳^(安政四年)の十月十三日夜に、亀山より隣家の人を寄こし、文治出。
安政五戊午の正月吉日朔日、亀山にて拍手御さしむけに相成り候。

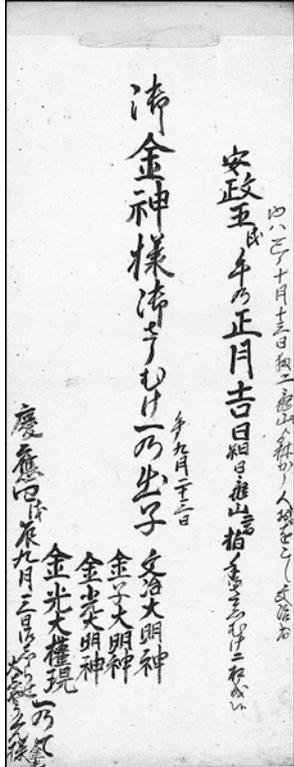
午の九月二十三日

御金神様御さしむけ一乃弟子

文治大明神
金子大明神
金光大明神
金光大権現

一乃て金光

慶応四戊辰九月三日御知らせ
大しようぐん様



【表紙裏】
白紙

【一丁表】

<p>金神様おかげのはじめは、 龜山弟繁右衛門、御乗り移り 付き、私ども呼びに出、参り。同人事 承りゆえ、御神様御伝え なされ。私文治、御頼みなされ候。 承知仕候ところ、宅替えの事、銀子なし ゆえ、私心配仕り。家一ヶ所調え、 どぶろく、手伝いにも出、諸入用とも いたし。</p> <p>巳^(安政四年)十月二十二日 一、八匁</p> <p>同二十八日 一、二十目</p> <p>同二十八日 一、八匁</p> <p>同 一、八匁</p> <p>十一月九日 一、八匁三分</p> <p>同二十七日 一、八匁三分</p> <p>十二月^(同)二十五日 一、八匁三分</p> <p>同 一、百目</p> <p>二十九日 一、百目</p> <p>大晦日 一、百五十目</p> <p>×四百十匁九分 巳の十二月大晦日まで</p> <p>午^(安政五年)正月二日 一、十一匁</p> <p>二十日 一、二十二匁</p> <p>金二朱 取りかえ</p> <p>金一歩 兎島許し金</p> <p>同</p> <p>未^(安政六年)の十月、占見産屋へ引き取り。 また普請入用、神様より頼 まれ、心配 いたし。</p>	<p>一朱二つ 同</p> <p>五分札 十八枚</p> <p>上酒 五升</p> <p>同一樽</p> <p>同×五樽四十匁九分</p> <p>金三歩六十六匁</p> <p>札三十四匁</p> <p>当札</p> <p>一匁取次 内うけ</p> <p>巳の十二月大晦日まで</p> <p>金二朱 取りかえ</p> <p>金一歩 兎島許し金</p> <p>同</p> <p>未^(安政六年)の十月、占見産屋へ引き取り。 また普請入用、神様より頼 まれ、心配 いたし。</p>
--	---



【一丁裏】

未^(安政六年)の十二月五日

一、四拾八匁 麦四斗 百二十かえ
 一、二十四匁 米一斗五升 百六十かえ
 総メ五百二十八匁二分九厘

申年^(万延元年)

一、二十目六分 山伏はじめむしん者、
 数々参り。

酉年^(文久元年)

一、二十目一分 同

戌年^(文久二年)

一、百五十兼匁九分 同
 戊年まで三年分
 同メ百九十六匁六分やり

戊年六月十九日

一、金三両三步 代三百三十三匁 御免許入用
 京都吉田、岡山松本手次、京願い、公文所許しもらい。
 一、同一両 八十八匁八分

京願い、御室御所^(稲垣寺)上げ。
 これ付き、二十目礼、松本氏へ上げ。

京分メ四百四十一匁八分

その後、御免許相返し、同人妻ことづけ。
 御礼金一両、同人御頼み上げ候、寅^(慶応二年)の十二月。

戌六月 十七本

児島の許し金一両二步二朱
 尊瀧院代百四十四匁三分 礼銀
 柏島平尾万蔵、手次もらい。
 礼参りまで入用 百三十三匁七分、同人渡し。
 同人御礼二十目、他に品物上げ。

児島分メ二百七十八匁

戊の十月四日、役所大仙院参り、上下泊まり。
 まかない入用五匁。



【二丁表】

亥(文久三年)の正月二十五日年頭礼参り、代参うえの(吉)八百蔵、谷のつるき 勸化帳まで心配 この方悴浅吉、いたし。二人出。

御殿 歳玉 金一歩二朱
上げ また同二朱 御役所大仙院
メ四十四匁四分

寅年(慶応三年)七月四日 児島御殿より代人高見 おく道り付 二十匁むしん 金子差しつかえ付き 加つ使い出。

御饂別二両持つて出。棟梁元右衛門願い、二朱大仙院御礼に寄り。石之丞、二人御断り参り。

同十二月朔日 同所役人使い、彦崎(原)乙吉 倉敷大らく院連れ 出二人 金五十両 むしん差しつかえ

十両で御断り申し上げ、聞き済みなし。免許取り、神広前品物取り。御使い御礼三両、備え上げ品々の物取つて帰り。他に兩人入用ねだり取り。

正銀メ一貫四十目六分五厘 御広前の取り物は別。数々座布団まで取つて、取り 帰り申し候。

児島上げ金七兩札直志六百二十一匁六分 品物は乙吉山伏両大にやり 正銀合メ一貫五百五十五匁七分 入用メ五厘 また五十六匁五分

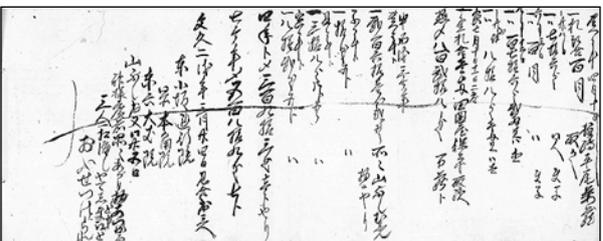
戊(文久三年)七月十三日 百目 石之丞せいほうい出持つてやり、取りかえ。この手続きで、柏島平尾万蔵、無理から銀子借られ。戌七月十八日 一、通用五十目 取りかえ頼みて使い浅吉

八月三日 この方の借り 一、同 五十目 氏神の神輿張り合だし 一、同 万蔵悴、直借りに出、取りかえ。



【二丁裏】

亥年 <small>(文久三年)</small> 四月十日	柏島平尾万蔵
一、札取合 百目	取りかえ
同二十八日	
一、同 七十六匁	同人 使い子
六月三日	
一、同 百目	同 使い子
八月十二日	
同二十日 <small>ばん(晩)</small>	同 二両足 同直
一、同 八十八匁	一両足 同直
寅 <small>(慶応二年)</small> 七月十日十二日二度	
一、金札合 一両	田岡屋 <small>〔川手〕</small> 保平取り次ぎ
総メ八百二十八匁	万蔵分
申酉戌三ヶ年 <small>(万延元年)</small>	
亥年 <small>(文久三年)</small>	
一、二百六十一匁二分五厘	品々山伏むしん者にやり
子年 <small>(元治元年)</small>	
一、十匁五分	同
丑年 <small>(慶応元年)</small>	
一、三十八匁八分五厘	同
寅年 <small>(慶応三年)</small>	
一、八十二匁五分	同
四年分メ三百九十三匁一分やり	
七ヶ年メ五百八十九匁七分	
文久二戌年三月二十四日見合出三人	
東小坂 蓮行院	
同所 本角院	
東六 大丈院	
山伏出 また同二十五日	
神様広前品々上がり物、預かると申し。	
三人に相渡し、やつてしまえと	
仰せ付けられ。	



【三丁表】

慶応四戊辰五月まで改め

諸入用付覚

一、五百八十九匁七分

山伏
むしん者やり

一、四百四十一匁八分

京都公文所
岡山松本 世話

一、二百七十八匁

児島林 尊瀧院
許し入用 柏島 平尾万蔵

世話人

一、一貫二百七十七匁七分五厘 許し取り上げ 二人出

礼金諸入用

メ一貫五百五十五匁七分五厘

林についての入用メ

一、八百二十八匁 許しについて 手次成り

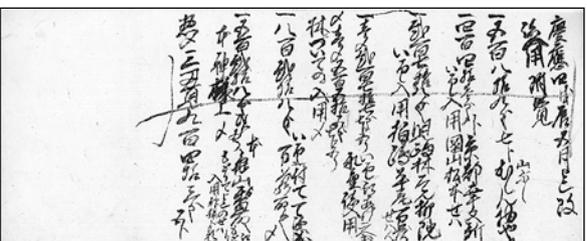
万蔵取りかえメ

一、五百二十八匁二分五厘 もと亀山より香取へ戻り。

もと神様上げメ

戻りてまでの世話、
入用、神様より頼み。

総メ三貫九百四十三匁五分



【三丁裏】

慶応二寅十一月二十一日御礼金納め。

内、子年(元前)より村役願い、三年ぶりがなひ。

一、御上金百両 献上仕り申し候、以上。

一、蒔田相模守様

世話人〔森〕八右衛門

〔手〕保平

兩人使い

庄屋小野慎一郎へ金納め

十二月十九日渡し

また浅尾役人中 礼金 同庄屋納め

一、金九両 御奉行様三軒 二階堂勇右衛門

一、同六両 御代官様三軒 池上金之丞

一、同二両 中島様寺社方 森川郷右衛門

一、同二両 大庄屋二軒 難波忠五郎

一、同五両 庄屋 小野氏御礼金

メ金百二十二両二歩

慶應二年十一月二十一日御礼金納め
 子年より村役願い三年ぶりがなひ
 御上金百両献上仕り申し候以上
 蒔田相模守様
 世話人八右衛門
 手保平
 兩人使い
 庄屋小野慎一郎へ金納め
 十二月十九日渡し
 また浅尾役人中 礼金 同庄屋納め
 金九両 御奉行様三軒 二階堂勇右衛門
 同六両 御代官様三軒 池上金之丞
 同二両 中島様寺社方 森川郷右衛門
 同二両 大庄屋二軒 難波忠五郎
 同五両 庄屋 小野氏御礼金
 メ金百二十二両二歩

御上様、御添簡御下げ下され候、ありがたし。

卯(慶応三年)の二月、御代官御三人様名前、京御頼み成り、早々上京仕り候。私代人 金光石之丞 上らせ。

並びに 棟梁 兩人頼み

同 橋本

同十三日安倉より船乗り十七日着き、

二十八日帰宅。

右三人参り

慶応三卯二月二十二日

京神祇伯王殿 御聞き済み

本宮所 官位を受け

金神社神主

金光河内

白川

神祇伯王殿家 蒔田相模守内

役人 村上出雲守 亀山幸右衛門

同 安部備前守 二階堂勇右衛門

御位金七両 三步役人御礼 林氏とも三人

舟入用 百五十匁 平田慎作

二百目 棟梁兄やり

メ三百五十匁

【四丁表】

京官相済み、二月二十八日宅帰り。

卯(慶応三年)の三月九日出

一、御役所御礼、石之丞出、十日礼済み。

早々御殿へお召し、十一日五つ半時、

名字帯刀 金光河内出、十二日引き取り。

御免 浅尾宿入用七十二匁 人足八右衛門連れ。

茶代百疋三十二匁

浅尾より駕籠人足

代四十六匁五分二万(現倉敷市真備町)の池尻まで

一匁給仕人使い 迎えに、二十五人出。

又串(現倉敷市船部本町)宿入用 上下八人 三十匁

茶代 十匁

一、名字帯刀御免

一、名字帯刀御免

駕籠迎え人足 うえ 「吉」参作

祝儀二十匁 同 忠三郎

うしろ 「大橋」孫兵衛

同 時五郎

メ八十目

合メ二百六十一匁

格式祝い仕り候。

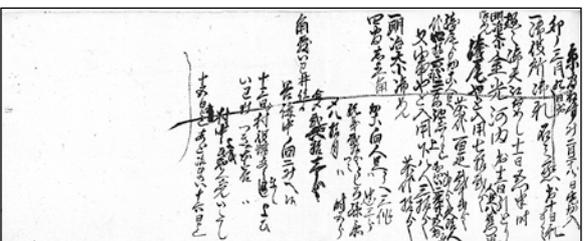
谷講中迎えに見え候。

十三日より、村役場あらし呼び、

祝い。次に本谷 同。

村中呼び、客人いたし、

十五日まで。あと終い十六日まで。



【四丁裏】
白紙

【五丁表】

同辰(明治元年)の年二月十三日 御上、京へ御着き相成り候。
一、御殿様三月朔日、岡山御入相成り候。

弟和吉様十一歳御連れ、御所様、岡山三日御立ち、
浅尾御殿御入り。 金光石之丞

御迎え出

三月三日雨降り、御婦りに相成り候。

同八日早朝の御沙汰あり、早々仕度仕り。 四つ時の

同九日五つ御用御召し、金光河内。 出立

出かけ八重田中氏へ寄り、人足五人とも酒出。

同所九つ時出、浅尾暮れ前に着き。 八日九日間違え。

十日四つ、私一人の御呼び出し、殿様御目見えに相成り候。

御殿へ参り御目見え、済みしだい御役人御礼出。

御奉行、御代官様、

御寺社様、夜分中島様内出。 金神様御知らせ。

御上様献金の事伺い、御聞き済み相成り。

金六十兩

同十一日書付差し上げ、御役所御受け取り相成り候。

早々引き取り、四つ半時、宿まで仕度いたし。

十一日九つ前に宿立ち。 石之丞は内七日稽古出、泊まり。

伴いたし。

上下七人、八日暮れより十一日長半まで

仕度いたし。

別入用あり

宿入用 合々三百七十一匁三分 人足世話方 八右衛門

同金百疋志 四十匁 うえ 参作

守に二匁 三十匁 同 忠三郎

丁稚に二匁 三十匁 うしろ 時五郎

二百目 胡麻屋 喜十郎

三月八日より

又申入用十三匁

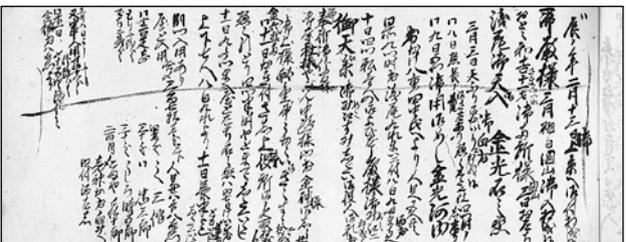
代二匁

十五匁渡し済み

同二十一日

金納め出 八右衛門より

信者が出迎え見え、
内へ着き酒出し。



【五丁裏】

慶応四辰三月 八日九日、御召し間違ひ、

神様より御さしむけ、十日呼び出し、御目見え済み。

十一日私引き取り。

御上献上金六十両の書付上げ。

金光河内

同二十一日、金子六十両掛屋方へ、

相納め候、以上。使い、世話人八右衛門。

同閏四月朔日

一、御上様、御紋付袴下され候。

同三日御礼参り、四日四つ宿立ち、

九つ時出。

小屋、梶谷氏礼寄り、暮れ六つに宅へ帰り。

中島氏
中島 堺和麻之進
角田甚太夫
同所内用人上田麿之進
二階堂民之丞
龜山幸右衛門
池上金之丞
森川郷右衛門
松浦十次郎
梶谷文治郎

メ十軒へ御礼出

中島金一両 染め地二反 羊羹二本

田町出社子明神（眞） 鯛二枚

田町木屋寿右衛門 鯛一枚

この鯛三枚中島様へ納め、浅吉。
懇意方へ吹聴いたされ、身上為。

堺和麻之進様へ
白上木綿備え上げ一反 人足 世話方八右衛門
一、六十三匁 仕度入用 同 参作

一、十三匁 酒肴代 須惠（陶） 出社 藏ば（藏場）

一、二十匁 志 同 要藏 藏ば（藏場）

一、四匁 同下女下男 同

メ百目 宿へ渡し 四十匁 須惠（陶） 兩人
こつち渡し 二十匁ずつ七月

船賃十四匁

又串茶屋三十二匁

合メ百四十五匁

閏四月四日引き取り



【六丁表】

辰(明治元年)四月朔日 悻浅吉

御上献上

金六十両書付上げ

四月朔日

内

金子十両 坪和忠平太様

より頼み差し上げ

同三日

一、金四十両納め 使い石之丞 四月十四日

浅吉へ渡し

また十両閏四月四日納め 同人渡し

合メ六十両納め 一、また十両納め 五月二十四日

使い浅吉献金分、

坪和氏偽り、

取りかえ成り。

閏四月朔日

一、御上様 徒士役仰せ付けられ

高五石下され候

金光浅吉

一、金神様御さしむけ。歳書神号帳、

書付持ちて参り、寺社御役所

松浦十次郎殿願い奉り候。内々庄屋

小野慎一郎殿願い書き上げ奉り候。

辰の八月二十六日届け、二十七日八つ半納め。

御寺社頭中島御内出、内願い御奉願仕り。

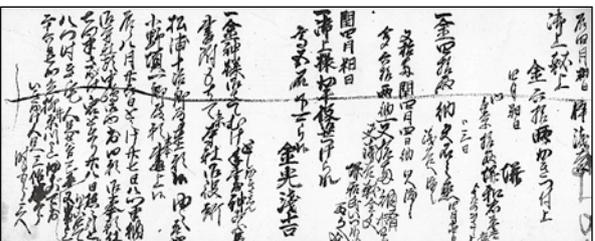
七つ半さがみ宿泊まり、二十八日早々引き取り、

八つ時帰宅。人足世話方巳年、駕籠にて又申まで

二十六日七つ立ち、柳井原川まで駕籠で出。

行きがけ人足 参作 忠三郎

時五郎 三人



【六丁裏】

二十六日四つ時着き

一、浅尾御寺社 中島御内仕度に呼ばれ、

上下二人。

〔子〕供 手土産 羊羹二本 柿ども

金百疋

庄屋受けに成り 十二月 二度の渡し

一、宿仕度 五六と(度) 入用 百八匁九分

人足七と(度)食べ

宿二十匁 志

〔子〕供に羊羹 煎餅やり

下男二人 四匁やり

駕籠入用人足二人 金一步

浅尾より又申まで 四匁酒で志やり

二匁駕籠代

又申宿入用酒肴十九匁

茶代十匁

船賃三匁二と(度)

十二月 くりこ(總)二百目代 二十七匁五分

うえ 新屋〔古〕忠三郎 志

同 二十八日 歳暮品々礼 三十匁 〔古〕参作 同

同 同 うしろ〔大〕時五郎 二十匁 同

一、蒔田相模守様、

同所御殿様、御巡見に相成り候。

辰(明治元年)九月四日、日帰りになされ。

上御供まわり、 金光河内出迎え参り、

馬にて馬給入金。 柳原まで。

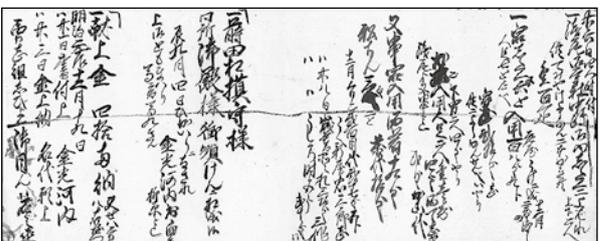
一、献上金 四十両納め 使い世話方

明治元辰十二月十九日 八右衛門

同 二十一日 書付上げ 金光河内

同 二十三日 金上納 名代願い上げ

有志組首尾よく御免 同石之丞



【七丁表】

父河内願いの思惑に付き、名字帯刀
そのまま許され。

辰(明治元年)十二月二十五日

郡奉行 亀山幸右衛門様より

申し渡され、書付「下がり、

金光石之丞へ。

金光河内

次男

近來弱しゆえ、御用の節御断り、
名代 仰せ付けられ候、以上。

社寺御奉行所

書付下がり

申し渡され

月番 武藤新吾
同 中島伝七郎
介役 二階堂民之丞
同 松浦十次郎

願書したため願い

書役 春田氏

明治元辰十二月二十五日

上納なし 父三五兵衛様一ヶ所内

一、白木綿一反

これは戻され

角田甚太夫 様

一、金二朱歳玉

坪和麻之進 同

一、同二百疋

中島伝七郎 同

一、同 百疋

武藤新吾 同

一、同 百疋

松浦十次郎 同

一、同 二朱

二階堂民之丞 同

一、同 二朱

書役 春田氏

巳(明治二年)の正月四日、名代金光石之丞、年始に出。



【七丁裏】

巳^(明治二年)正月四日

- 一、金百疋 郡会所 太六へ 歳玉
- 一、同一朱 又串 茶屋へ 歳玉
- 一、川辺 川船頭 同

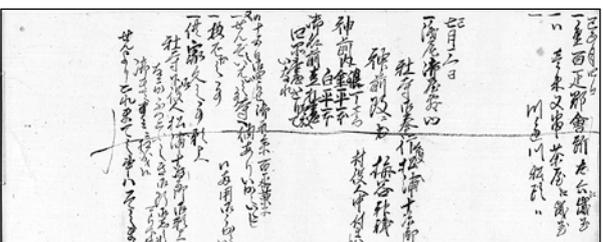
巳七月三日

- 一、浅尾御屋敷内 松浦十次郎
- 社寺御奉行介役 梅谿神職
- 神前改めに出 村役人中付きまわり

- 銀丁一つ
- 神前内 金幣一本
- 白幣一本
- 御名前表札書一枚
- 四品書き取りて いなれ

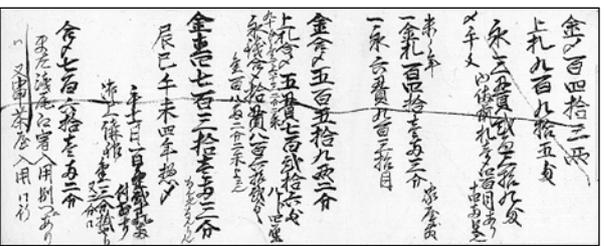
同十五日御知らせ 御札参り 百疋御菓子
また

- 一、先祖の位牌の事、寺へ納めあり、いかがいたし。
 - 一、総墓の事。 同両用御伺い
 - 一、「子」供家分の事、願い上げ。
 - 社寺下御役人 松浦十次郎、御願い上げ。
 - 何か不都合の儀、御断り、 御知らせ
 - 御聞き済みに相成り候。 下され候。
- 先よりこれまでの事はそのまま。



【八丁表】

金メ百四十三両
 上札 九百九十五匁
 永三貫二百三十九匁
 内備前札 一貫四百目あり
 メ午(明治)分 十四両足なり
 未(明治)の年 家屋敷
 一、金札 百四十一両三步
 一、永 六貫九百三十目
 金合メ五百五十九両二歩
 上札合メ五貫七百二十六匁八分四厘
 九十匁金で六十三^兩」二歩二朱
 永銭合メ十貫八百六十二匁
 金百八両二歩二朱余になり
 金直し 七百三十一両三步
 何分何厘
 辰巳午未四年総メ
 午(明治)十一月一日 金二十九両
 付け落ち
 御上講銀 金三步掛やり
 また二歩同
 合メ七百六十一両二歩
 また浅尾へ宿入用 別になり
 同 又串茶屋入用 同行



【八丁裏】

慶応四戊辰三月三日

江戸より帰国仕り候。

天地金乃神様御かけ

で、御上勤めに相成り候。

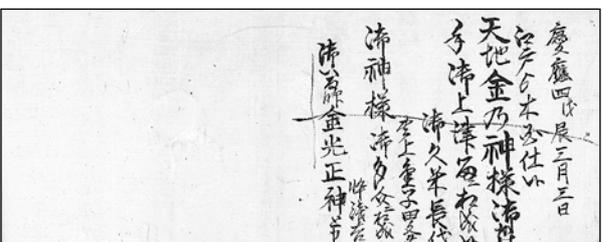
御給米頂戴。

その上金子多分使い。

御神様、御助けに相成り、

悴浅吉。

御許し、金光正神と申し。



【九丁表】

卯年(慶応三年)

一、金 百八十三兩一朱

一、札 二十四貫百九匁

一、百錢 百七十九枚

一、錢 百四十文さし(銭) 三百五十本

同七十文通用使い

寅卯二年ノ五百六十五本 二十二足と

十五本

通用一貫百三十目

辰年(明治元年)、錢二百文に改めさし(銭)、仰せ付けられ。

一、金 百四十二兩二歩一朱

兩が八十八匁八分使い

一、札 十九貫百十六匁

一、百錢 三百六十一枚

一、錢 二百文さし(銭) 百四十三本

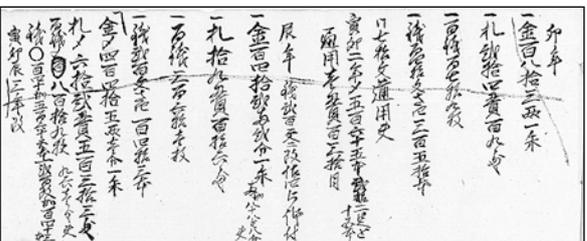
金ノ四百四十五兩一歩一朱

札ノ六十二貫五百三十三匁

百錢ノ〇八百十九枚 九六(九六銭カ)一匁使い

錢ノ百四十が五百六十五本 / 二百改めが百四十三本

寅卯辰三年改め



【九丁裏】

明治二己巳年改め仰せ付けられ候

二分金もあり

一、金 百二十八兩

一、金札 三十一兩二朱

一、札 二十二貫百二十八匁

一、百錢 六百三十一枚

一、錢 二百さし(銭) 二百四十六本

一、四文銭六十文 通用一文が一分六厘なり

九匁六分

午年(明治三年)

一、金 二十三兩二步二朱

一、金札 百二十四兩二朱

一、札 取合三十三貫五百三十五匁

一、百錢 三百九十枚

一、錢 同(三百) 二百二十九本 錢八十文使い

金札五十兩雁渡板倉内奥芳出年

開金庫七十二兩七朱 十兩十九兩参り札

未年(明治四年)

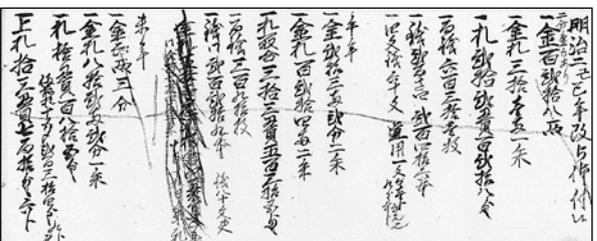
一、金 六兩五步

一、金札 八十二兩二步一朱

一、札 十貫百八十五匁

備前札 十五貫二百三十四匁九分使い

一、上札 十三貫七百十匁六分



【一〇丁表】

- 一、札合 二十三貫八百九十五匁六分
- 一、百錢 三百二十枚
- 一、錢 百五十三本
- 二匁五十円 ○五匁のが三つ
- 一、福山札 三百四十二匁三分

~~金合メ六百三兩二歩三朱~~

金札メ二百八十七兩三歩

札合メ百四十二貫九十一匁六分

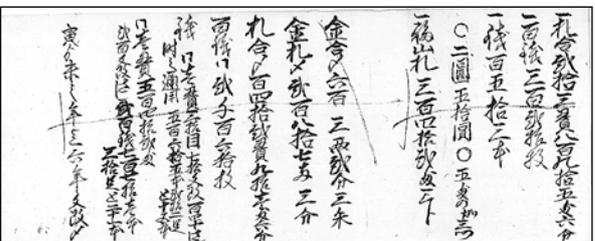
百錢同二千百六十枚

錢 同一貫三十目 七十文改百四十さし(銭)
 時々通用 五百六十五本 二十二足
 と十五本

同一貫五百四十二匁

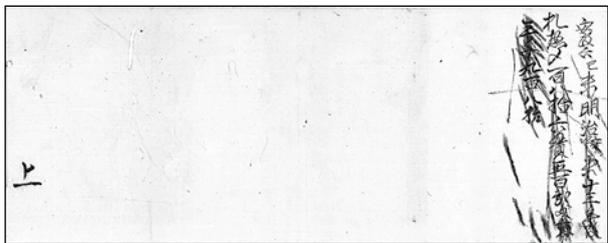
二百文改めさし(銭)二百錢七百七十一本
 三十足と二十一本

寅(慶応二年)より未(明治四年)の年まで六年分改め



【一〇丁裏】

宋政木也
取治即辛未
辛在改卯
札絲
五苗木
木兼五苗
木復木
非
九苗木



(11819)

【一丁表】

寅(慶応二年)より未(明治四年)まで六年

正金 六百 三兩二歩三朱

同

金札 二百八十七兩三步

同

札 百四十二貫九十一匁八分



【一丁裏】
白紙

【一二丁表】

未年(明治四年)

- 一、金 六兩三朱
- 一、金札 八十二兩二歩一朱
- 一、金〇二円五十円 同五匁のが三つ

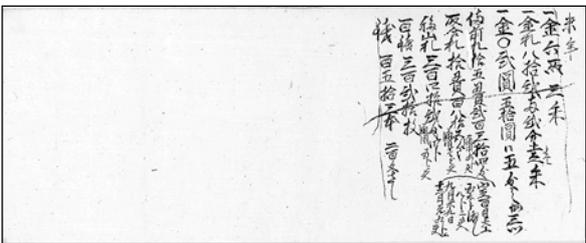
備前札 十五貫二百三十四匁
 通用九分使い
 内五百目大工
 国太郎渡し

取合札 十貫百八十五匁
 通用一匁使い
 八分に使い
 九月二十九日

福山札 三百四十二匁四分
 通用五分に使い
 十二月もと九分に使い

百錢 三百二十枚
 錢 百五十三本 二百文さし(銭 附)

未年
 一、金六兩三朱
 一、金八拾貳五匁全朱
 一、金〇貳圓五拾圓五匁
 備前札十五貫二百三十四匁
 取合札十貫百八十五匁
 福山札三百四十二匁四分
 百錢三百二十枚
 錢百五十三本
 二百文さし
 附



【一二丁裏】
白紙

【一三丁表】

曲未田册未田金九册様御水册

安政五戊午歳正月吉日

開末年(安政六年) 此十奉願小初穂乾

一、九十五匁

同申年(文久元年)

一、一貫四百八匁

同酉年(文久元年)

一、二貫三百八十三匁

文久二壬戌年

一、五貫五百四十目

同亥年(文久三年)

一、五貫七百八十八匁

同子年(元治元年)

一、九貫五百四十七匁

元治元乙丑年(慶応元年)

一、十九貫六百五十目

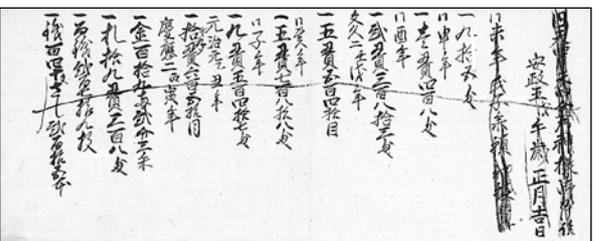
慶応二丙寅年

一、金 百十九兩二步三朱

一、札 十九貫三百八匁

一、百錢 二百七十九枚

一、錢百四十文きし(銭附)二百十五本



【一三丁裏】

卯年(慶応三年)

一、金 百八十三兩一朱

一、札 二十四貫百九匁

一、百錢 百七十九枚

一、錢 百四十文さし(銚) 三百五十本

七十文使い通用 寅卯錢 時の通用 一貫百三十目

二年のメ五百六十五本足二十二足と

十五本

が三十匁

辰年(明治元年)から錢二百文さし(銚)改め仰せ付けられ候。

一、金 百四十二兩二歩一朱

一、札 十九貫百十六匁

一、百錢 三百六十一枚

一、錢 二百改めさし(銚) 百四十三本

安政六己未正月より丑(慶応元年)まで七ヶ年分メ

合メ四十四貫四百十一匁

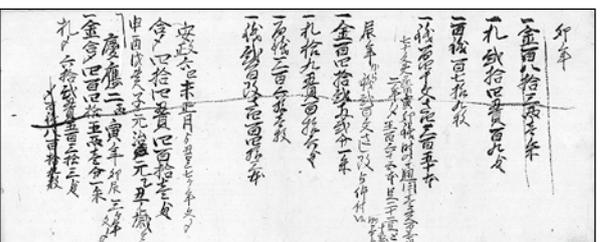
申酉戌亥子元治元乙丑の年(万延元年)まで

慶応二丙寅年卯辰三ヶ年分メ

一、金合メ四百四十五兩一步一朱

札メ六十二貫五百三十三匁

メ百錢 八百十九枚



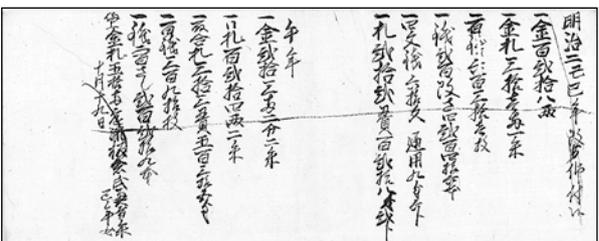
【一四丁表】

明治二己巳年改め仰せ付けられ候。

- 一、金 百二十八兩
- 一、金札 三十一兩一朱
- 一、百錢 六百三十一枚
- 一、錢二百改めさし(銚)二百四十六本
- 一、四文錢 六十文 通用九匁六分
- 一、札 二十二貫百二十八匁二分

午年(明治三年)

- 一、金 二十三兩二歩二朱
 - 一、同札 百二十四兩二朱
 - 一、取合札 三十三貫五百三十五匁
 - 一、百錢 三百九十枚
 - 一、錢二百さし(銚)二百二十九本
- 備上金札 五十兩 庭瀬板倉氏奥方参り
 十月十九日 巳年女



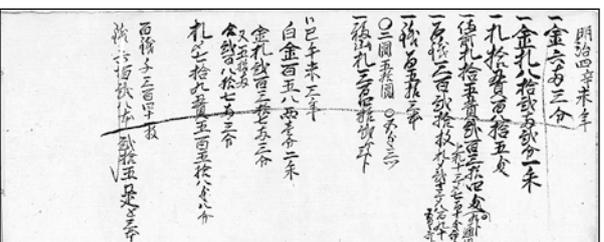
【一四丁裏】

明治四辛未年

- 一、金 六兩三歩
- 一、金札 八十二兩二歩一朱
- 一、札 十貫百八十五匁
- 一、備前札 十五貫二百三十四匁 (〇)九分通用
- 一、百錢 三百二十枚 札ノ二十三貫八百九十分
上札 十三貫七百十匁六分
五匁六分
- 一、錢 百五十三本
〇二匁五十円 〇五匁三つ
- 一、福山札 三百四十二匁三分

同巳午未 (明治二年) 三年

- 白金 百五匁八兩一歩二朱
- 金札 二百三十七兩三歩
また五十兩
- 合 二百八十七兩三歩
- 札ノ七十九貫五百五十八匁八分
- 百錢 千三百四十一枚
- 錢 六百二匁八本 二十五足と三本



(11825)

【一五丁表】

鼎末四庸末四金刃神様

御本御受附

安政五戊午正月

同未年(安政六年)氏子参り増し、

秋麦蒔き終い肥灰御とめに相成り。

願主初穂覚付

一、九十五匁 品物出来初穂上げ

申(万延元年)正月

御餅二斗六升餅上げ

目方十三貫一升の餅目方

五百目あり

一、一貫四百八匁

同酉年(文久元年)

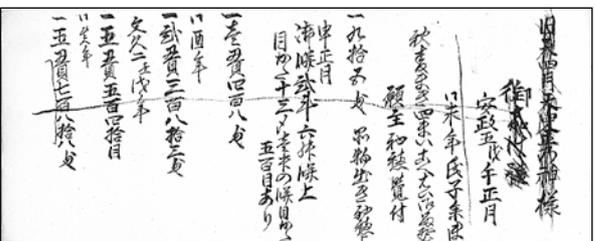
一、二貫三百八十三匁

文久二壬戌年

一、五貫五百四十目

同亥年(文久三年)

一、五貫七百八十八匁



【一五丁裏】

文久五子年(元治元年)

一、九貫五百四十七匁

元治元乙丑年(慶応元年)

一、十九貫六百五十目

慶応二丙寅

一、金 百十九兩二歩三朱

一、札 十九貫三百八匁

一、百錢 二百七十九枚

一、錢百四十文改めさし(辨 錢)二百十五本

卯年(慶応三年)

一、金 百八十三兩一朱

一、札 二十四貫百九匁

一、百錢 百七十九枚

一、錢百四十文さし(辨 錢)三百五十本

五百六十五本 二十二足

と十五本

寅卯(慶応二年 同三年)まで 錢 七十文通用使い

二年の 一貫百三十目

文久五子年
一、九貫五百四十七匁
元治元乙丑年
一、十九貫六百五十目
慶応二丙寅
一、金 百十九兩二歩三朱
一、札 十九貫三百八匁
一、百錢 二百七十九枚
卯年
一、金 百八十三兩一朱
一、札 二十四貫百九匁
一、百錢 百七十九枚
慶応三年
一、錢百四十文さし(辨 錢)三百五十本
五百六十五本 二十二足
と十五本
寅卯(慶応二年 同三年)まで 錢 七十文通用使い
二年の 一貫百三十目

【一六丁表】

同合二十三貫八百九十五匁六分

一、百錢 三百二十枚

二、錢 百五十三本

○二匁五十匁 ○五匁のが三つ

一、福山札 三百四十二匁三分

同巳午未(明治三年
同四年)

一、金 百五十八匁一步二朱

一、金札 二百八十七匁三歩

一、札 七十九貫五百五十八匁六分

百錢 千三百四十一枚

錢 六百二十八本 二十五足と三本

メ三年改め

金合メ 六百三匁二歩三朱

金札 同 二百八十七匁三歩

札 同 百四十二貫九十一匁六分

百錢 同 二千百六拾枚

錢 同 二百改めさし(鉄 辨) 七百七十一本

同 百四十同 同 五百六十五本

寅より未の年(慶応二年
明治四年)まで六年分改め

一、金合 六百三匁二歩三朱
 一、金札 同 二百八十七匁三歩
 一、札 七十九貫五百五十八匁六分
 百錢 千三百四十一枚
 錢 六百二十八本 二十五足と三本
 メ三年改め
 同巳午未
 一、金 百五十八匁一步二朱
 一、金札 二百八十七匁三歩
 一、札 七十九貫五百五十八匁六分
 百錢 千三百四十一枚
 錢 六百二十八本 二十五足と三本
 メ三年改め
 同巳午未
 一、金 百五十八匁一步二朱
 一、金札 二百八十七匁三歩
 一、札 七十九貫五百五十八匁六分
 百錢 千三百四十一枚
 錢 六百二十八本 二十五足と三本
 メ三年改め

【一六丁裏】

札の分

総合メ八百八十六貫五百

二匁六分

上札 八十八匁 金一両に変わり

八十八匁金定メ

また八十八匁八分に使い通用

銭七十文に使い

同行

慶応二丙寅卯辰(慶応二年 明治元年) 銭使うなど

仰せ付けられ候。

辰年(明治元年)より銭二百文改めさし(改 辨)

御知らせ

同本数改め

一、一貫百三十目七十銭 五百六十五本

時通用で今は下げ未年(明治四年) 二十二足と十五本

一、一貫五百四十 二百銭 七百七十一本

二匁なり 三十足と二十一本

金 金札合メ八百九十一兩一步三朱

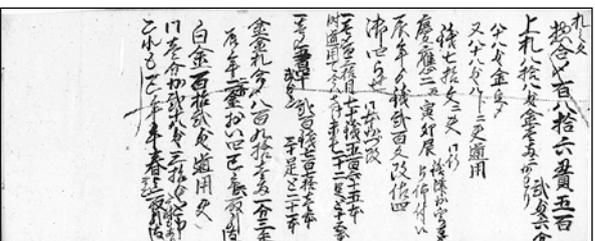
辰年(明治元年)二分金多し、巳年(明治二年)には取引なし。

白金百十二匁通用使い、

同一分が二十八匁、三十匁と申し

た時もあり。

これも巳年(明治二年)午(明治三年)春まで取引なし。



【一七丁表】

同内十九日金納め時使い八右衛門

一、くり綿 五百目 中島伝七郎 様

二、木綿品々上げ 同 様

同

一、くり綿五百目 堺和麻之進 同

献上

一、献金 二十五両 金光浅吉分

△一、白木綿一反 角田甚太夫 様

これは戻され

一、金 二朱 御歳玉 堺和麻之進 同

一、同 二百疋 同 中島伝七郎 同

一、同 百疋 同 武藤新吾 同

一、同 百疋 同 松浦十次郎 同

一、同 二朱 同 二階堂民之丞 同

一、同 二朱 同 書役春田氏 同

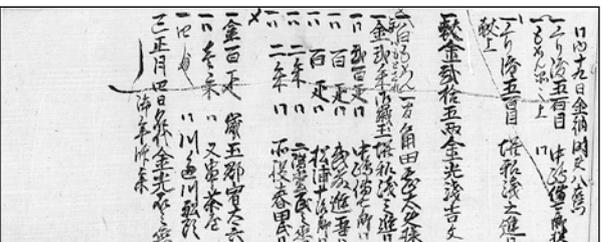
一、金 百疋 歳玉 郡宿 太六

一、同 一朱 同 又串 茶屋

一、四匁 同 川辺 川船頭

巳(明治二年)正月四日名代 金光石之丞

御年始参り



【一七丁裏】

一、浅尾御屋敷より

御社寺奉行

介役 松浦十次郎

神前改めに出 触頭 梅谿直衛

村役人中付きまわり

神前内 銀丁代付一枚

金乃神 白幣一本

金幣一本

御名前表札一枚

四品書き取りてお帰り

明治二巳七月三日

同十五日

一、神様御知らせ

一、金百疋菓子として松浦様へ

御礼参り。

また御願
い
申し上げ候。

先祖の位牌の事、

寺へ納めあり、この儀はいかがいたし。

総墓の事。

両用とも、御う
かがい申し上げ候。

一、「**供子**」の宗門の事、

御願い上げ。何か不都合の

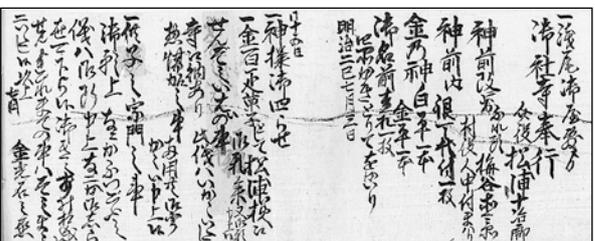
儀は、御断り申し上げ。何か御知ら

せ下さるべく候、御聞き済み相成り候。

先よりこれまでの事はそのまま

にいたし候、以上。

七月 金光石之丞



【一八丁表】

一、「供子にいたるまでも、以来

家内一同、神葬祭

仰せ付けられ候。

金光河内より

社寺司局

香車海老

使い、同石之丞 献上

明治二巳八月九日

介役 松浦十次郎様へ

悴石之丞儀、改名仕り。次男卯之丞儀、次に虎吉。

一、金光萩尾

次男宅吉

と改名。

改名願い上げ、聞き済み。九月

巳の年(明治二年)午年(明治三年)四月十五日改め金光萩尾 参り

社寺司局御役所

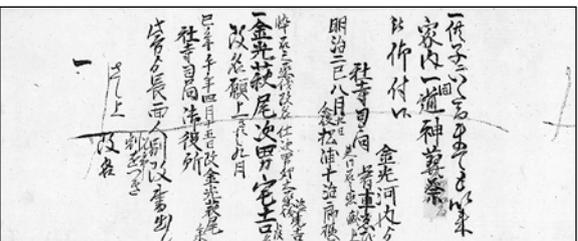
この方より帳面人別改め書き出し

印形

割をつき

差し上げ

改名



【一八丁裏】

一、改名願書

金光河内事

金光太陣

右の通り改名仕り度、この段
願い奉り候、以上。

金光河内

明治四辛未二月二十七日 同萩尾参り

松浦願い

御上御聞き済み

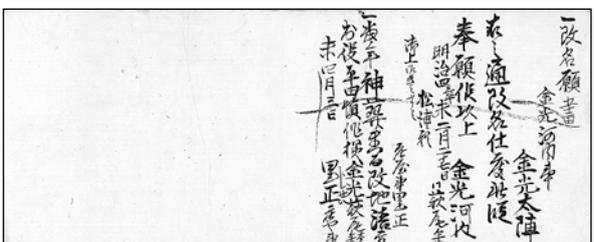
庄屋事 里正

一、当年神葬まつる改め 地清方

出役平田慎作様 金光萩尾 一人 参り

じせい(いせ)

未(明治四年)四月三日 里正 庄屋事



【一九丁表】

一、金二百八十五両なり

献上分メ

一、金二十五両二歩

品物御礼上げ

一、金六両 この分、悴浅吉事の入用

△一、酒切手十枚 同

中島弥平様

先へたし

役人中へ御礼、

メ金三十一両二歩、

すると仰せられ候。

御役人中へ御禮仕り候。

人足

一、二百六十二匁五分

郡宿

卯(慶応三年)三月十一日御召し、

入用

十二日引き取り。

一、七百十二匁五分

同行

辰(明治元年)三月九日五つ御召し 前八日より九日、十、十一日

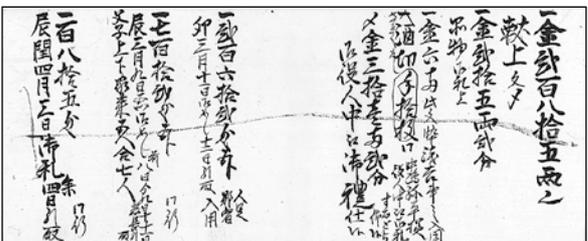
父子上下家来五人 合七人

早朝引き取り。

一、百八十五匁

同行

辰閏四月三日御礼参り、四日引き取り。



【一九丁裏】

一、二百七十目六分 人足 郡宿入用

辰(明治元年)八月二十六日、七、二十八日早朝引き取り。
四度分 一貫四百三十目六分

一、百三十七匁五分 くり綿代

一、百八十目 染め地白四間代

辰の三月八日より十一日引き取り。

一、百八匁九分 酒切手、紙、水引代

メ四百二十六匁四分 御役人御礼

辰八月七日 金光浅吉 甚病にて参り。

十四日までにて全快いたし、引き取り。

同人に帳面ことづけ願ひ
同所藩平田慎作郡奉行

一、御上為二万人講みくじ、浅尾
郡会所にてくじ開き。一口掛金一歩
ずつ二十口五両、十二ヶ月掛け、九月四日渡し。
十二ヶ月に六十両掛け、半方割り戻し。

一、金三十両 御上納めなり

巳(明治二年)八月十四日、万講いたし候。使い石之丞

一、御上為二万人講みくじ、浅尾郡会所にてくじ開き。一口掛金一歩ずつ二十口五両、十二ヶ月掛け、九月四日渡し。十二ヶ月に六十両掛け、半方割り戻し。
 一、金三十両 御上納めなり
 巳(明治二年)八月十四日、万講いたし候。使い石之丞
 辰八月七日 金光浅吉 甚病にて参り。十四日までにて全快いたし、引き取り。
 同人に帳面ことづけ願ひ 同所藩平田慎作郡奉行
 辰の三月八日より十一日引き取り。
 一、百八匁九分 酒切手、紙、水引代
 一、百八十目 染め地白四間代
 一、百三十七匁五分 くり綿代
 一、二百七十目六分 人足 郡宿入用

【二〇丁表】

金合ノ三百四十六両二歩
八十八定ノ

通用三十貫四百九十二匁

合ノ三十二貫三百四十九匁

丑年(慶応元年)

一、二匁二分

浅尾郡宿入用

寅年(慶応三年)

一、十匁九分八厘

同

卯(慶応三年)

一、三百八十三匁六分六厘 同

内七十二匁 私分

ノ三百一十一匁六分六厘

辰(明治元年)

一、三百七十一匁三分

また百八匁九分納め物代

これは別

巳(明治二年)

一、二百二匁一分

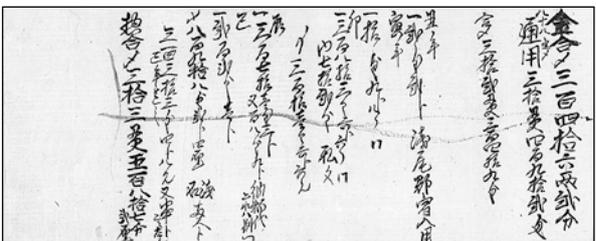
浅_古石_之 兩人分

ノ八百九十八匁二分四厘

三百三十三匁四分八厘 又串分

巳年までの ここたし

総合ノ三十三貫五百八十七分二厘



【二〇丁裏】

丑年(慶応元年)三月三日 浅尾御用御召し

一、七匁四分八厘 又串茶屋入用 浅吉

寅(慶応二年)

一、九十五匁二分四厘 同

同人入用
次男石之丞

卯(慶応三年)

一、百七匁三分一厘 同

同行

辰(明治元年)

一、百一十一匁一分七厘

同行

巳(明治二年)

一、十二匁二分八厘

同行

メ三百三十三匁四分八厘 兩人使い
本人書き出し

午(明治三年)十一月 十五人

郷宿

一、銀七十二匁五分

萩尾出 郡宿
この方直渡し

合メ一貫三百四匁二分二厘

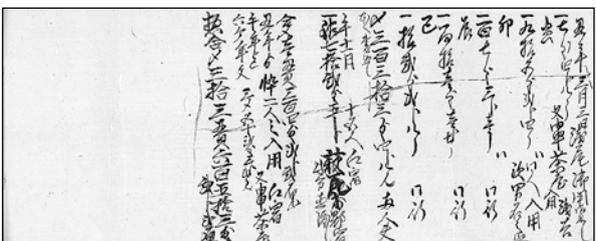
丑年(慶応元年)より 悴二人の入用 郷宿

午年(明治三年)まで 又串茶屋

六ヶ年分 三貫五十二匁三分二厘

総合メ三十三貫六百五十三匁

二分二厘



【二一丁表】

辰の年(明治元年)

一、金 百四十二兩二歩一朱

一、札 十九貫百十六匁

一、百錢 三百六十一枚

一、錢 二百文改めさし(銚子)仰せ付けられ

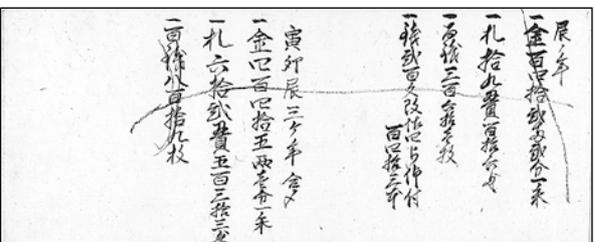
百四十三本

寅卯辰三ヶ年(慶応二年)合々

一、金 四百四十五兩一歩一朱

一、札 六十二貫五百三十三匁

一、百錢 八百十九枚



【二一丁裏】
白紙

【二二丁表】

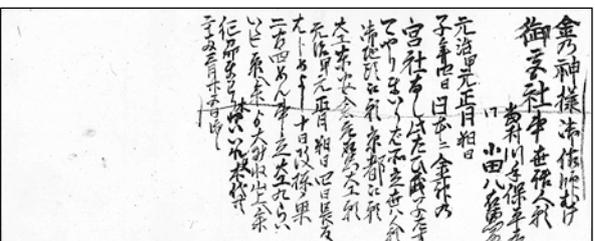
金乃神様御さしむけ、
御宮社事、世話人願い。

当村 川手保平 殿

同 小田 八右衛門 殿

元治甲元正月朔日、
子年(五箇)四日、日本に金神の
宮社なし。この度氏子たす口
てやり。参り場所建て、世話人願い、
御地頭へ願い、京都へ願い、
大工東安倉元右衛門口大工願い。

元治甲元正月朔日、四日手斧
はじめよし、十日改め、棟梁、
二間四面事建て。大工位
いたし、京へ参りより、大峰山上へ参り。
紀州まわり木買い入れ。使い木代とも
二十両、三月二十五日渡し。



【二二丁裏】

白紙

【二三丁表】

御上蒔田相模守内

奉行

龜山幸右衛門

三人名前

二階堂勇右衛門

御添簡下され。

平田慎作

京都白川伯王殿御願い

本宮所 慶応三年卯二月

十三日上京仕り候 代勤

金光石之丞

安倉船で参り

並びに棟梁

橋本二人願い

右三人参り

同神祇伯王殿内役人

御札

村上出雲守

金七両なり

安部備前守

他に林大和守

同三歩 役人三人御札

同二月二十二日 金神社神主

御殿間相済み

金光河内

一、百五十五^兩 舟入用

神様

一、二百目は舟頭棟梁兄志

より

御さしむけ

メ三百五^兩目

一、金十兩 京使い渡し、棟梁へ。

二月二十八日七つ時、三人無事帰宅。

一、金二兩

一兩、伯王殿様へ、我が用に
あと役人三軒納め。棟梁参り、
ことづけ。

残り同人使い

辰年(明治元年)十月二十日

御上蒔田相模守内
奉行 龜山幸右衛門
三人名前 二階堂勇右衛門
御添簡下され。 平田慎作
京都白川伯王殿御願い
本宮所 慶応三年卯二月
十三日上京仕り候 代勤
金光石之丞
安倉船で参り 並びに棟梁 橋本二人願い
右三人参り
同神祇伯王殿内役人 村上出雲守
御札 金七両なり 安部備前守
他に林大和守
同三歩 役人三人御札
同二月二十二日 金神社神主
御殿間相済み 金光河内
一、百五十五^兩 舟入用 神様
一、二百目は舟頭棟梁兄志 より
御さしむけ
メ三百五^兩目
一、金十兩 京使い渡し、棟梁へ。
二月二十八日七つ時、三人無事帰宅。
一、金二兩
一兩、伯王殿様へ、我が用に
あと役人三軒納め。棟梁参り、
ことづけ。
残り同人使い
辰年(明治元年)十月二十日

【二三丁裏】

巳(明治二年)三月二十七日、この方出、ことづけ。

一、金二両三歩 安倉橋本へ渡し。

一、京都伯王殿様へ二両納め 一歩ずつ

内役人三軒へ三歩納め。

二軒は出違え、一両は同人使い、

内村上出雲守へ納め。

御殿献納

一両一歩受取が参り候。

使い橋本 巳四月十七日 公文所

備中 金光河内儀

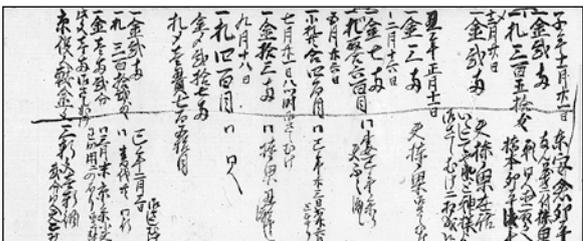
めで 一両二歩橋本右近儀

使いなり



【二四丁表】

子年 <small>(元祐)</small> 十一月二十一日 一、金二両	東安倉卯年 難儀につき、棟梁 願い、同人直取りかえ。 橋本卯平成年
同 一、札三百五十匁	使い棟梁、世話 いたしてやれい、と神様より 御さしむけに相成り候。
十二月二十日 一、金二両	使い棟梁、御さしむけ。
丑年 <small>(慶応)</small> 正月十一日 一、金三両	同妻巳年参り 使い夫婦渡し。
同二月十六日 一、金七両	同巳年二月十三日出二十六日 泊まり
同 一、札取合 六百目	同棟梁丑年渡し
五月二十六日 一、小札共合 四百目	同 同人
七月二十一日八つ時御さしむけ 一、金十三両	御さしむけ
九月十八日 一、札 四百目 金 二十七両 札 一貫七百五十目	同 同人
一、金二両	巳年二月三日 御さしむけ
一、札 三百十二匁	同妻代とも 同行
一、金一両二歩 この分一両御さしむけ	同三月末、京参り、 我が用にのほり。 小遣い 御さしむけ。
京役人献金分 三軒分	一軒納め 二歩同人使い込み



【二四丁裏】

元治元子三月二十五日出

- 一、安倉大工元右衛門丑年、橋本連れ、神様御さしむけに相成り候。
- 京都御願い、宮の事、位事。
- 同白川伯王殿様へ願い上げ候、御聞き済み。御礼金一両二歩、私分御位下され。内役人林氏へ百疋御礼。

同四月九日 同千疋 大工元右衛門分

同役人 林大和守へ御礼 百疋

- 大峰参り、婦り
- 紀州へ参り、木買いに由。
- 内金十兩、棟梁丑年へ相渡し。
- 京で親分を取り、御礼金いたし。
- 同人買物土産人用、みな
- 神様の銭。神様末の為、御さしむけ。

寅^(慶応二年)九月八日

一、金十兩

安倉金子明神渡し 使い棟梁

冠御位

御礼 但し金二千疋 金光文治分

同所向 金子^[藤]駒次郎

但一人分 金三疋

占見新田胡麻屋 同 ^[中務]坂助

同百疋は 六条院中村生石

下役人使い。

西浜村 金子^[平井]秀次郎 金子^[藤井]多蔵

メ金七両なり
この方金出し。
金子四人は
神様御さしむけ。

玉島地頭屋 同 山の房太郎
福知屋

他三人は橋本志付
寅の十月二日京都済み

元治元子三月二十五日
一、安倉大工元右衛門丑年、橋本連れ、神様御さしむけに相成り候。
京都御願い、宮の事、位事。
同白川伯王殿様へ願い上げ候、御聞き済み。御礼金一両二歩、私分御位下され。内役人林氏へ百疋御礼。
同四月九日 同千疋 大工元右衛門分
同役人 林大和守へ御礼 百疋
大峰参り、婦り
紀州へ参り、木買いに由。
内金十兩、棟梁丑年へ相渡し。
京で親分を取り、御礼金いたし。
同人買物土産人用、みな
神様の銭。神様末の為、御さしむけ。

【二五丁表】

慶応二丙寅正月十九日

京御上御用参り 金光浅吉

巳の年二十二歳

御知らせ

十九日雨天、四つ天気、四つ時出立浅尾まで。

庭瀬より

同御役所二十日四つ時立ち、船に乗り、二十一日くもり日

夜より降り。

二十二日五つ半、天気御知らせ。

二十三日七つ時大坂川口入り。二十四日七つ時京入り。

〔四月十三日、浅尾浪人入り、夜八つ時大筒撃ち込み、

棟数十三軒焼け、

人数十四人死に果て申し候。

同二十一日、京より御上御下り、浅吉御供出。

この方宅へ当二十九日出、日帰り

引き取り。

五月四日

一、御役所 浅吉用 石之丞使いやり

七日夜 ばば(か)相果て

九月八日明け方八日 九日まで病氣 九日八つから

仮葬りにいたし 披露いたし

十月八日

一、京出、朔日立ち、七日七つ時御役所着き。

当八日に帰宅仕り候、早々休息仕り候。

当十三日ばば本葬式、七日回向。

同十九日、七日成り、中陰成り弔いいたし。

同二十一日、御役所出。金光浅吉、同石之丞

人足連れ。

御用相済み、日帰りいたし、宅まで。

同二十三日、京へ帰り、二十三日夜五つごろ内より

出立。

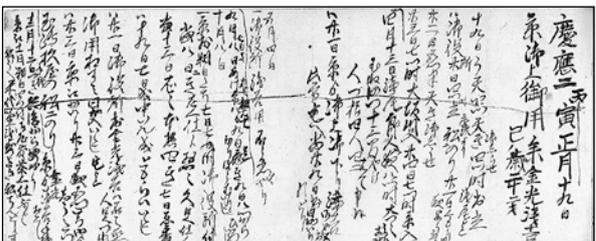
玉島杉屋の船に乗り

十二月十二日手紙着き。京より金光浅吉手紙寄こし。

兵庫から上がり、

京へ十一月朔日四つ着き。御屋敷着仕り、無事。

船の上、米代 金二歩だけ、船賃取らず。



【二五丁裏】

寅年^(慶応二年)十月十一日

一、金光石之丞

御役所御召し。十一日五つ半時参り、

有志役御せ付けられ、名字帯刀御免。

卯^(慶応三年)の二月十三日四つ時より、金光石之丞、安倉へ出。

安倉より船にて 石之丞

棟梁、橋本三人京へ上り。

同十七日着き、二十二日まで白川御殿御用相済み。

同二十八日八つ時、安倉着き、早々届け。 使人 志

ばん^(慶応)七日帰宅、三人御広前御礼申し候。 安倉文作

同三月九日、浅尾御役所御礼、石之丞出。

早々御上御殿へ、十一日五つ半御召し、七つの仕度にて出。

金光河内、郡会所出、四つ半ごろ。

名字帯刀御免 人足小田世話方八右衛門

八つまで御用相済み、宿引き泊まり。 十二日早々、

郡会所駕籠にて帰り、二万^(現倉敷市)の池尻まで

駕籠を持って迎えに出。 同所より、乗り換え。

金光虎吉

人足酉年^(古川)、亥年^(古川)、

うしろ戌年^(大備)、寅年^(大備)、

以上五人。

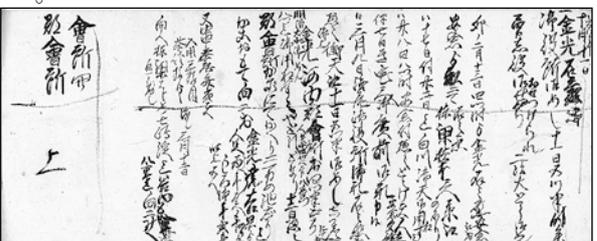
又串茶屋弁当使い

入用三十目

茶代十匁 渡し 三月十二日

迎え人棟梁はじめ七島浜まで、谷内も

迎え一乃弟子 八重まで迎えに見え。



会所開
郡会所

【二六丁表】

辰年(明治元年)二月十三日 江戸より

二夜御泊まり

一、御上、京へ御入り。三月朔日岡山御入り、御滞留

二夜。

浅尾御殿三日御着き 殿様 弟御

和吉様

十一歳

御供いたし、浅吉帰り。

殿様、弟、御二人御入り、

お帰り着き。金光河内、

御目見えに御用御召し、三月九日五つ着き。

八日九つ前出、

暮れ六つ郡会所着き。

九日手違いに成り、延び。

十日四つお呼び、御殿出。

殿様御目見え相済み、役人御礼まわり。

中島伝七郎様 寺社方

坪和麻之進様 御家老

酒切手二枚 二階堂小一郎様

ずつ三軒礼 同 悴 二階堂民之丞

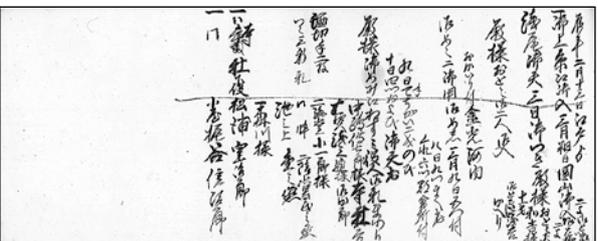
池上金之丞

一、森川様

一、同 寺社下役

松浦十次郎

一、同 小屋 梶谷信次郎



【二六丁裏】

辰(明治元年)四月四日まで

一、御殿様 田明講社

金六十両職上仕人俵備

志願取り次ぎ申し。

閏四月朔日

一、御上より徒士役御仰せ付けられ。

高五石下され。

三月十六日

一、これに付き御礼、その他に入用酒切手。

役人使、金札浅吉入用。

同二十日

一、亀山札二百目 同 中島弥平殿取りかえ

直

四月六日

一、金十二両 同人 二分金八両取りかえ直

用事出下州(茨州カ) 行きがけ参り 取合四両
入用 世話人八右衛門

閏四月十三日出、十七日引き取り。

一、金四両 金光浅吉渡し

一、札三百目

胡麻屋喜十郎、人足連れ、日帰り

ふとん上下着替えやり。

十七日ばん七つ時

喜十郎帰り。

五月十五日

一、二両 札一足

一両引 金一両

使い石之丞

袴 羽織代

同十五日出、十八日戻り。

また二十一日出、浅吉、二十四日引き取り。

同 永銭三十三匁 十五日分

上直し二十九匁四分

五月二十四日分

一、五匁 小遣い

合三十目四分



【二七丁表】

〔一、御上様〕

(※点線部分は綴じ込まれている)

一、蒔田相模守様

御家老様

一 角田三五兵衛

二 堺和麻之進

三 平田耕之進

四 角田甚太夫

五 堺和貞藏

御用人

小倉弥太夫

仙石弥五兵衛

高田筑母

上田麿之進

矢吹善之進

秋山岩尾

見野尾(義福)介太夫

寺社

大目付

相馬弥学

亀山伊藏

物頭

中島音之進

春田内藏太

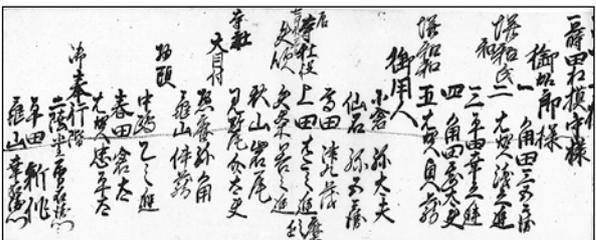
堺和忠平太

御奉行

二階堂勇右衛門

平田慎作

亀山幸右衛門



【二七丁裏】

一、御寺社方

巳(明治二年) 居隠(原)いたされ

中島伝七郎

下役 二階堂小一郎

同 民之丞

御代官

同人 民之丞

御勘定奉行

池上金之丞

郡奉行 同 誼三

社寺 松浦十次郎

介役 △梶谷信次郎

両人 役変わり

社寺 と変わり
御奉行所

辰(明治元年) 九月二十五日

隠居願いかない巳(明治二年)

中島伝七郎

同七月二十日仰せ付けられ 上田麿之進

同八月二十八日 京都勤番留守中 介役

巳(明治三年) 三月所 上田氏帰宅の知らせ

武藤新吾

八月二十八日 仰せられに付き

先より 松浦十次郎

九月二十五日 △川手源吉 介役

十二月二十一日 同 源吉たい役(代役)付

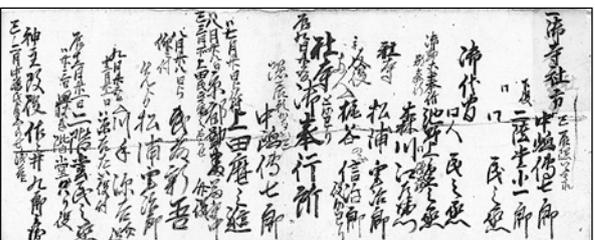
辰(明治元年) 十二月二十一日

二階堂民之丞

同二十三日 回状来 変わり役

神主改役 佐々井九郎兵衛

巳(明治二年) の二月中島氏より知らせ 浅吉に



【二八丁裏】

巳年(安政四年)

午年(安政五年)より正月拍手打ち、日本神々大社小社なし、一礼申し上げ。この内段々難受け、祈れい、葉れい、いたしてもかなわず。以来、医師法人願い飲まんように願い。

三月十五日より、手、御知らせ。七月十三日 同行(口に御知らせ)

稲、浮塵子の湧き。裏毛(地)「任付け、肥事。」

未年(安政六年)悴浅吉十五歳成り、

世渡すように御知らせ。私病氣、御上村役場、隠居願い。

疱瘡事。麦肥せず事。

米早稲、中稲、晩稲事。

麦、つえをかわず、先雨風事。

刈りよし

夏物その畑、畑で植え物。

麦刈りよし、天氣指図、

日を入れず

雨降り、麦やわしいの俵いたし。

先で明春まで虫が出ず。

大新田稲、年、大浮塵子湧き。

午未二ヶ年(安政五年、同六年)に作徳、仕付け、刈り上げ事。

加地子、米九斗二升取り。

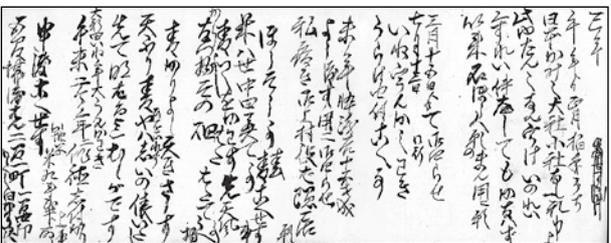
申し渡し、肥せず。

五反場 綿はん二反一町 一反仕切

いたし 白かす一代

【二八丁裏】

白紙



【二九丁表】

一、金	六十三兩	講札
合ノ金	三百四十八兩	



(11851)

【二九丁裏】

白紙

「御金神様御さしむけ金銭出入帳」について

解説・岩崎繁之

金光大神直筆帳面の一つである本資料は、この度、「御金神様御さしむけ金銭出入帳」（以下「出入帳」と略記）と呼称し、ここに公開することとなった。詳細は後述するとして、この名称となった概略についてあらかじめ述べておく。

そもそも本資料の表紙（後掲）には、表紙のある他の金光大神直筆帳面（例えば、「願主歳書覚帳」や「お知らせ事覚帳」、「金乃神様金子御さしむけ覚帳」）のように、「〴〵帳」といったような帳面の名称を指す表記は見当たらない。そこで、表紙や内容を手がかりに名称を定めることとした。まず表紙中央部にあり、本資料の主題と目される「御金神様御さしむけ」の文言を採用した。そして、本文の内容が、安政四年から明治四年までの「御金神様」に関わる金銭の支出と、安政六年から明治四年までの金銭での初穂（収入）に関する記録であることから、今日における出納簿のような意味合いである「金銭出入帳」を付して、「御金神様御さしむけ金銭出入帳」^①と

した。なお、略称については、「出入帳」が妥当と考えている。

《注》

- ① ちなみに、「出入帳（でいりちよう）」とは、「金銭の収支、または物品の出し入れを記入する帳簿」（『日本国語大辞典』第二版、小学館）のことであり、近世期の文書には多く見られる名称の一つである。

この「出入帳」の記録の一部は、昨年公開された「金乃神様金子御さしむけ覚帳」と共通する内容も見受けられ、両帳を交えた金光大神の事蹟究明が期待される。

ところで、この「出入帳」の特徴の一つとして、同一の出来事の内容が複数箇所に記載されていることが言える。とはいえ、全く同じかというところでもなく、前後の文脈から同一の出来事が異なる観点で書き表されていると判断される。しかも、一部は順序だった内容のようでもあり、それらが前

後したりするなど、全体的には入り組んだ内容が綴られている。

また「出入帳」では、二八丁表を除き、総ての記録に確認済み、あるいは用済みを表す横線が引かれている。このことから、どの紙面が最終的な事案に相当するのかが判別しがたい。場合によっては、そもそもそれを想定しないままに、支出や金銭初穂の確認作業が進められ、結果的に複数の観点での記録となり、関連するものとあわせて暫定的にひとまとめにされたとも推測できる。このような様子は、「出入帳」の作成意図を捉えがたくするものとなっている。

ひとまず本稿では、この「出入帳」の概略を述べることを通じて、今後の研究活用への一助としたい。

なお、本稿では、「お知らせ事覚帳」を「覚帳」、「金光大神御覚書」を「覚書」、「金乃神様金子御さしむけ覚帳」を「金子覚帳」、「金光大神年譜帳」を「年譜帳」と、それぞれ略記する。

一、体裁

「出入帳」は、当時一般的な楮こうぞを原料とした美濃判の紙を二つ折りにした横帳、紙数は表紙と本文二九丁で全三〇枚である。表紙のサイズは横三七・六cm、縦一四・四cmであり、

続く本文部分も概ね同様のサイズの料紙が綴られている。なお、紙面の一部には初穂（お供え物）を包んでいた紙が流用されたと見られ、横が1cmほど短い紙面も含まれているが、全体的にはサイズの近い紙面を揃えた上で綴ったものである。このサイズは、「覚帳」と同等であり、半紙判の紙を二つ折りにした横帳である「金子覚帳」より一回り大きい。

綴じ方は、二ツ穴の仮綴じである。ただし、金銭初穂記録が所収された九〜一六丁の八枚は、その前後の紙面の綴じ穴から数mmズレた箇所別の綴じ穴の跡がある。このことから、何時かの時点で整理合本されたと推察される。

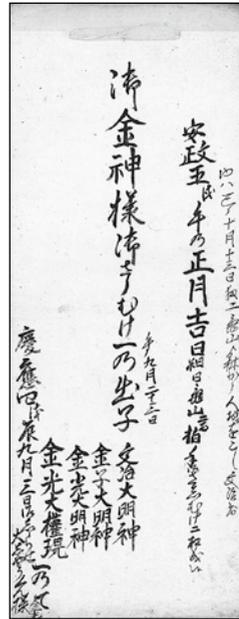
また紙面のうち、表紙裏を除く、四丁裏、一一丁裏、一二丁裏、二二丁裏、二二丁裏、二八丁裏、二九丁裏の計七頁分は白紙である。このうち、二九丁裏については、裏表紙の意味合いで、あえて白紙とした可能性も考えられる。

二、表紙

通常、帳面の表紙にあたる紙面には、「く帳」というような帳面全体の内容を示す表題が記されていると想定される。しかしながら、前述したように、「出入帳」の表紙にはそのような文言は見当たらない。

そこで、まずは表紙にどのような内容が記されているのか、

表記の形態から書かれた順序を推測しつつつかがってみよう。「出入帳」の表紙は次のとおり。



中央部に「御金神様御さしむけ」と書かれ、神より許された称号である「一乃出子（一乃弟子）」の語が続く。そのすぐ右脇には「一乃弟子が許された日付である「午（安政五年）ノ九月二十三日」が添えられている。

さらにその下部には神号が、神より授かった順に、「文治大明神」「金子大明神」「金光大明神」「金光大権現」とある。

神号の左側には、「慶應四戊辰九月三日御志らせ（御知らせ）」とあることから、「出入帳」作成のきっかけがこの日の神の知らせであったと解される。「大志やうくん（大しようくん）」は、三日が大しようくん（大將軍）の縁日であることを補足しているのであろう。「一乃て」や「金光」については関連性は不明である。なお、この日の神の知らせは「覚帳」や

「覚書」には記載が無く、「出入帳」表紙のみで確認されるものである。「金光大神」あるいは「生神金光大神」という神号が記載されていないのは、「覚帳」によると、同月二四日が初見であることから、この時点では神より授かっていないことが考えられる。

一方右部には、「安政五戊午乃正月吉日朔日」に、当時、亀山村に居住していた実弟繁右衛門に憑依した神を通じて「拍手」がさしむけられたと記されている。先の神号の記述ともあいまって、ここでの「御さしむけ」という語は、神の許しという意を含んでいると解される。この一文の右には、さらに遡って、繁右衛門を通じて金神と初めて邂逅した、安政四年一〇月一三日の出来事が書き添えられている。

以上のように表紙のこうした表記から「出入帳」は、慶應四年（明治元年）九月三日の神の知らせを契機として作成が始まったこと。その際に「御金神様御さしむけ」により神号を授かったことが記されている。このことから、神との関わり深化が、本文記録の動因や意味になっていると思われる。そうとして、このような表紙から想起される印象を持って一丁からの本文記録を読み進めると、金銭に関わる内容に終始しているため、読み手には戸惑いが生じるかもしれない。

三、本文記録の傾向

「出入帳」では、似たような内容の記録が複数の紙面にあり、さらに順序が前後して入り組んで綴られているため、帳面作成の意図やなぜこのように綴っているのか捉えたい側面がある。

そうとして、概ね神の祭祀に関わる支出と神に供えられた金銭での初穂の集計が記録されていることから、ひとまず収支という観点で大らかに傾向を分類することは可能なように思われる。そこで、このような観点で紙面を分類し、一覧にしたのが、後掲の対照表1〜3である。

対照表では、紙面間の関係をうかがうべく、元号と年、干支、日付、およその内容を示した上で、上下で比較できるように配置した。ただし、そもそも紙面毎に記録の内容に異同があるため、あくまで参考程度のもので断っておく。

さて、対照表1及び2は、神の祭祀に関する支出記録を所収した紙面についてのものである。対照表1は、主に神主職補任までの神の祭祀の許認可等に関わる支出である。内訳として、安政四年一〇月一三日の事蹟である実弟繁右衛門に憑依した金神との関わりでの支出に始まり、山伏や無心者への志(寸志)、五流尊瀧院や神道の吉田家よりの許状取得関係、神道の白川家への入門等に関するものである。

対照表2は、神主職補任以降の金光河内(金光大神の別称)として浅尾藩等に関わる支出である。内訳は、関わりが深まる浅尾藩関係者等への献金や謝礼の記録、さらには藩役所への出仕に関わる宿泊旅費等の支出についての記録であり、全体としては、神の祭祀やその宮の建築を成就するために生じることになった支出ということができる。

そして対照表3は、初穂のうち金銭で供えられたもの(金銭初穂)の年次別集計や、複数年での合計額に関する記録である。

また、金銭に関わるものではない記録や、支出と収入の両方が記載された紙面については、ひとまず「その他」に分類した。

なお、対照表で複数の紙面をつなげて表示した箇所は、内容や形態の様子から、ひとつながりとなっていると考えられるものである。

1、神の祭祀に関する支出記録

i 神主職補任までの神の祭祀の許認可等に関わる支出

対照表1

一丁表から二丁裏までの四頁分には、実弟に憑依した金神に関わる支出、山伏や無心者に関する支出、許状取得(吉田

家及び五流尊瀧院)に関する支出、その他五流尊瀧院関係の支出が年次毎に集計されている。それらをさらに総計したものが三丁表にあり、同裏及び四丁表には、白川家神主職補任に関わる経緯や支出についての記録があり、一連の流れのこととして記載されている。興味深いのは、元治元年に行われた白川家入門に関する支出がすっぽりと抜け落ちていることである。

白川家入門に関わっては、別途、二四丁表裏に記録がある。内容のまとまりで紙面を分けたのだろうか。

また二三丁表裏には、神主職補任の記録に続いて、その後白川家に献金が行われた記録があることから、ひとまず許認可に関わるものとしてここに含めた。

山伏や無心者への支出、吉田家や五流尊瀧院関係の支出については、「金子覚帳」に日次の詳細な記録が収録されている。「出入帳」の記録は、それらを集計したものとなる。

ii 神主職補任以降の浅尾藩等に関わる支出

対照表2

ここには、主に浅尾藩関係者への支出記録をまとめた。金光大神は、金神の宮を建築するべく白川家に神主職の補任を申し出るに際して、大谷村の領主である浅尾藩に添簡を依頼

することになる。同時期には、長男浅吉は、浅尾藩の武士として、幕府より京都見回り役を任命された藩主に従い京勤めをしていた。また、次男石之丞は、藩の有志役となり、名字帯刀を許されている。そして、ちょうどその時期に、養母いわが死去し葬儀が執り行われることになる。「覚書」では、これらが相互に関係し合うこととして記載されているが、「出入帳」二五丁表裏にも同様の内容が記されている。なお、出来事の経緯が中心に記されており、金銭の支出記録自体はわずかである。

浅尾藩への献金や関係者への謝礼、また藩役所への宿泊旅費は、五〜七丁、二六丁、一七〜一八丁、一九〜二〇丁に記載されている。対照表で示したように同一の出来事の記録が複数箇所があり、全体の流れをうかがわせるもの(五〜七丁)や具体的個人名を交えての謝礼記録、また、歳暮や歳玉等の贈り物に関する記録というように具体的な支出をうかがわせるもの(以上、一七、一八、一九、二六丁)、さらには、年次毎の宿泊旅費の集計(二〇丁)のようなものまで記されている。

記録の精粗は別として、これらの出来事については、「覚書」や「覚帳」、「年譜帳」に記載されているものもある。そこからすれば、これらの記録に金銭支出という観点を加えて作成

したのが、「出入帳」の紙面ということになるか。紙面からは、藩や藩関係者との関わりを、金銭の支出の面から具体的に把握しようとする金光大神の様子がうかがえよう。

支出に関わって、明治四年までの記録がある。「出入帳」の作成が、表紙にあったとおり慶応四年（明治元年）九月三日を起点とするならば、それ以前の支出にとどまらず、以降にも意識を向けていたと推察される。

2、金銭初穂の年次別集計

対照表3

参拝者達が神前に供えた初穂のうち、金銭について年次毎に集計した記録と見られるものが、九一六丁及び、二二丁の九枚である。

金銭による初穂の記録がうかがえるのは安政六年からであり、明治四年までの内容が所収されている。なお、一三丁表と一五丁表には安政五年の記述があるが、金銭初穂の記録ではないため、網掛けを施した。また、一五丁裏から一六丁表にかけての内容から、明治元年〜同四年途中までの内容を所収した紙面のあったことが可能性として推察されるため、その部分については破線で表示した。

慶応元年までは銀換算での集計、同二年以降は金・札（明

治元年まで銀換算、同二年から金換算）・銭というように、貨幣毎に集計されている。

江戸時代では、金貨（両）や銀貨（匁）、銅貨（文）、そして、各藩の藩札が貨幣として流通していた。このうち、銅貨については、銭緋（銭を通す細い繩のこと）に通した銭九六文を百文として通用させていた。そのような状態の銭は、緋銭と呼ばれており、「一本、二本…」というように「本」で数えられていた。「出入帳」では、慶応二年（一三丁表及び一五丁裏）にある「銭百四十文さし」や「銭百四十文改めさし」、明治元年（一三丁裏）にある「二百改めさし」という記録等がある。これらは、幕末期のインフレーションにより、物価が上がって（貨幣価値が下がって）いることにより、緋銭一本あたりの銭の枚数が増加したことを表していると考えられる。

さて、慶応二年から、なぜ複数貨幣毎による記録となっているのだろうか。このことに関わって、同年は、一〇〇両献金に始まり、藩との関係が深まっていく時期でもある。藩や藩役人への献金や謝礼は、記録から主に金貨が用いられていたようであり、そのことも関わって集計が金貨を中心として貨幣毎に行われた可能性が考えられる。また、参拝者の増加に伴い、武士や海運業などの商人の参拝が増加していたこと

から、複数の貨幣が初穂として神前に供えられることになっていった実際を表しているとも考えられよう。

3、その他

【八丁、二二丁、二七丁、二八丁、二九丁】
ここでは対照表1〜3では収まりがたい紙面について述べておく。

八丁表には、内容が不明であるものの明治三年及び同四年付で金銭の合計が記されている。また、「万人講」であろうか、講の掛け金に関する記録、続いて藩役所への宿泊旅費に関する記録、裏面には、浅吉の動静が記されており、複数の要素が混在した紙面となっている。内容から他にも関係する記事が存在していたように推察されるが、「出入帳」には見当たらない。

二二丁表には、元治元年の宮建築の神伝とその後の動きが記されており、最終行には木代を含めて棟梁に「二十両」を渡したと記されている。

二七丁は、浅尾藩の役人名簿のような記録である。明治元年七月二三日時点のものだと推察されるが、それ以降の異動についても記されている。金光大神が神主職となり、広前が藩の祈願所にも加えられたこと、また藩の下級役人としての

役割も担うことになり、浅尾藩の家老を初め、寺社方など関係役人の把握を行ったものと捉えられる。「出入帳」の性格をうかがわせる紙面の一つであろう。

二八丁には、「巳年」（安政四年）という干支の表記に続き、安政五年の拍手お許しから、手や口への神の知らせ、農業に関わつての神の加護（おかげ）について、安政六年までの内容が記載されている。なお、金銭支出に関する内容は含まれていない。

二九丁には、講札の合計金額が記されている。金銭初穂とは性格が異なると目されるため、その他に加えた。

以上、本稿では「出入帳」の記述内容について、おおよその性格、傾向を述べてきた。

「出入帳」の内容が明治四年までであることは、同年の神職廃止や廃藩置県との関連が予測されよう。

そうとして、表紙にあるように、慶応四年（明治元年）九月三日の神の促しがそもそもその契機であったとして、ではなぜ金光大神が金銭の収支に関する記録を書き出し、綴ることになったのか。このような営みから金光大神はどのような経験をするようになったのか。

また、「出入帳」が単独で何かを意味するにとどまらず、「金

子覚帳」や他の資料との関係から、神を祭祀する広前がどのように営まれていたのか。さらにはそこから金光大神の信心のどのような特徴がうかがえるのか等、様々な問題究明がなされることを期待させる。

なお本稿は、対照表を用いながらあくまで現時点における一つの見方を提示するにとどまっている。今後、本資料を活用した研究に期待したい。

(教学研究所所員)

《参考文献》

- 金光和道「幕末から明治十年代にかけての貨幣制度及び物価について」紀要『金光教学』第二三号、一九八三年。
- 大林浩治「金銭遣い」の世における信心―金銭さしむけに関する帳面をもとにして―」紀要『金光教学』第五七号、二〇一七年。
- 堀江道広「金乃神様金子御さしむけ覚帳」について」紀要『金光教学』第六〇号、二〇二〇年。
- 鈴木浩三『江戸のお金の物語』日本経済新聞出版社、二〇一一年。

対照表 1 「出入帳」 「神主職補任までの神の祭祀の許認可等に関わる支出の記録」 関係箇所一覽表

裏	表	裏	表
<ul style="list-style-type: none"> ● 文久3亥 進行院他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 山伏、無心者 ● 文久3亥分 ● 元治元子分 ● 慶応元丑分 ● 同2寅分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 五流尊瀧院関係 ● 文久2戌分 ● 慶応2寅分 ● 文久3亥分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金神(実弟憑依) 関係 ● 安政4巳 縁起 ● 同年分 ● 安政5午分 ● 同6未分 ● 同6未分 ● 山伏、無心者 ● 万延元申分 ● 文久元酉分 ● 同2戌分 ● 文久2戌 許状取得 ● 吉田家許状 ● 五流尊瀧院許状

裏	表	裏	表
<ul style="list-style-type: none"> ● 白紙 ● 村にて祝宴 	<ul style="list-style-type: none"> ● 神主職補任につき藩へ報告 ● 金光河内呼出、苗字帯刀 	<ul style="list-style-type: none"> ● 項目別合計 ● 山伏、無心者分 ● 吉田家関係分 ● 五流尊瀧院関係分 ● 金神(実弟憑依) 分 ● 合計 ● 慶応2寅 藩関係 ● 慶応3卯 神主職補任関係 ● 藩役人礼金 ● 百両献金 ● 慶応3卯 神主職補任関係 ● 白川家役人礼金 ● 船代 	<ul style="list-style-type: none"> ● 神主職補任につき藩へ報告

裏	表
<ul style="list-style-type: none"> ● 明治2巳 3/27 出発、4/17 献納 	<ul style="list-style-type: none"> ● 慶応3卯 白川家神主職補任 ● 2/13 石之丞他上京 ● 白川家謝礼金、船賃 ● 明治元辰 白川家関係(橋本) ● 10/20 献納 ● 明治元辰 白川家関係(橋本)

裏	表
<ul style="list-style-type: none"> ● 慶応2寅 10/2 文治、弟子7人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 棟梁川崎関係 ● 元治元子 11/21、12/20 ● 慶応元丑正 11/11、16、 ● 5/26、7/21、9/18 ● 合計 ● 棟梁上京支出 ● 明治2巳 2/3、3/末 ● 元治元子 白川家関係 ● 3/25 入門 ● 4/9 棟梁役代 ● 紀州木代 ● 京都諸費用

対照表2 「出入帳」 「神主職補任以降の浅尾藩等に関わる支出の記録」 関係箇所一覽表

<p>裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明治元辰 藩主お目見え ・ 2 / 藩主他、浅尾へ ・ 3 / 手違い、10お目見え ・ 献金六十兩申し出 ・ 人足代、宿代他 ●明治元辰 藩主お目見え ・ 3 / 9手違い、10お目見え ・ 献金六十兩申し出 ・ 閏4 / 紋付き袴下付 	<p>5</p> <p>表</p>	<p>裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ●慶応2寅 浅吉 ・ 正 / 19 / 24上京 ●同年 浅尾騒動 ・ 4 / 13動静 ●同年 養母いわ死去 ●同年 5 / 4 浅吉へ用事、使い石之丞 ●同年 9 / 8 死去、10 / 8 浅吉帰宅 ●同年 10 / 13 本葬式、19初七日 ●同年 10 / 21 浅吉浅尾へ、23上京出立 ●同年 11 / 12 浅吉より手紙 ●同年 11 / 朔日に京へ到着 ●慶応2寅 石之丞 ●10 / 11 有志役、名字帯刀 ●慶応3卯 金光河内神主職補任 ・ 2 / 白川家神主職補任 ・ 3 / 9 浅尾藩へ報告 ・ 3 / 11 金光河内、名字帯刀 ・ 3 / 12 帰宅、村内で祝宴 	<p>25</p> <p>表</p>
<p>裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明治元辰 藩主お目見え ・ 2 / 藩主他、浅尾へ ・ 3 / 9手違い、10お目見え ・ 関係者に謝礼 ●明治元辰 浅尾藩関係 ・ 4 / 4 六十兩献金 ・ 閏4 / 1 浅吉徒士役 ・ 3 / 16 中島弥平、浅吉入用 ・ 3 / 20 中島弥平取りかえ 	<p>26</p> <p>表</p>	<p>裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ●慶応3卯 3 / 11 名字帯刀 ●人足、郡宿代 ●慶応3卯 3 / 11 名字帯刀 ●明治元辰 3 / 9 お目見え ●明治元辰 閏4 / 3 棒拝領、浅吉徒士役 	<p>19</p> <p>表</p>
<p>裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明治元辰 8 / 26 歳書神号帳提出 ・ 四回分合計 ●明治元辰 3 / 役人謝礼合計 ●同年 8 / 7 	<p>19</p> <p>表</p>	<p>裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明治元辰 閏4 / 3 棒拝領、浅吉徒士役 ●明治元辰 閏4 / 3 棒拝領、浅吉徒士役 	<p>裏</p>

<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明治2巳正 / 郡会所他へ歳玉 ● 同年7 / 神前改め ● 松浦、梅谿訪れ神前改め ● 神葬祭等につき伺い 	7	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>〔続き〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石之丞、引き続き名字帯刀お許し ● 藩役人へ謝礼 ● 同年12 / 四十兩献金 ● 同年12 / 石之丞名代お許し ● 同年12 / 歳暮 ● 同年 藩主巡見 ● 9 / 4 出迎え ● 中島伝七郎宅へ挨拶 ● 宿 人足代 ● 人足代
<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明治元辰 六十兩献金 ● 4 / 献納 ● 閏4 / 浅吉、徒士役 ● 同年 社寺改め ● 8 / 26歳書神号帳を用意し駕籠で浅尾役所へ 	6	<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係者に謝礼 ● 人足代、宿代他

<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明治2巳8 / 9 贈り物 ● 松浦へ、肴車海老 ● 明治2巳9 / 改名 ● 石之丞 萩尾 ● 卯之丞 虎吉 宅吉 ● 明治3午4 / 15 帳面人別改め提出 ● 明治4未2 / 27 改名 ● 金光河内 金光太陣 ● 同年4 / 3 神葬祭手続き 	18	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>〔続き〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明治元辰12 / 19 贈り物 ● 繰綿、木綿 中島、埤和 ● 献金二十五兩 浅吉 ● 木綿、歳玉、角田、他6名 ● 歳玉 郡宿、茶屋、船頭 ● 明治2巳 年始挨拶 ● 正 / 4名代石之丞 ● 同年7 / 神前改め ● 松浦、梅谿訪れ神前改め ● 神葬祭等につき伺い
<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 / 6 中島弥平取りかえ 閏4 / 13 浅吉関係支出 5 / 15 石之丞羽織袴代 5 / 浅吉関係支出 	17	<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浅吉病にて帰宅 ● 平田慎作宛帳面提出依頼 ● 同年9 / 4 ● 「講みくじ」 ● 金三十兩、お上へ献金 ● 明治2巳8 / 14 「万講」

<p style="text-align: center;">裏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浅吉、石之丞、茶屋代合計 ● 二つの合計金額の総計金額 ● 慶応元丑分 ● 慶応2寅分 ● 慶応3卯分 ● 明治元辰分 ● 明治2巳分 ● 合計金額 ● 萩雄 明治3午分 郷宿代 ● 丑 午迄、六年分の浅吉、石之丞の茶屋支出 ● 総合計 	20	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>〔続きカ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合計金額 ● 三百四十六兩二歩、銀換算 ● 合計金額 ● 郡宿支出 ● 慶応元丑分 ● 慶応2寅分 ● 慶応3卯分 ● 明治元辰分 ● 明治2巳分 ● 合計金額
---	----	---

対照表3 「出入帳」 「金銭初穂の年次別集計」 関係箇所一覽表

裏	表
・計三年分 (明治2~4)	14 ・同 4未分 ・同 3午分 ・明治2巳分 (慶応2~明治元) (安政6~慶応元) ・計七年分 ・計三年分

裏	表
(慶応2~明治4) 札の計三年分 (安政6~明治4) ・通用貨幣の交換 比率等	15 裏 ・同 3卯分 ・同 2寅分 ・慶応元丑分 ・元治元子分 ・同 3亥分 ・同 2戌分 ・文久元酉分 ・万延元申分 ・安政5午分 16 明 ・同 3午分 ・同 2巳分 ・明治元辰分 不 ・同 4未途中迄 ・明治4未 続き

裏	表
(安政6~明治4) 札合計 ・計三年分	10 ・同 4未 続き ・同 4未分 ・同 3午分 ・明治2巳分 (慶応2~明治元) ・計三年分 ・明治元辰分 (慶応2~3)

裏	表
白紙	11 ・計六年分 (慶応2~明治4)

裏	表
白紙	12 ・明治4未分

裏	表
白紙	21 ・計三年分 (慶応2~明治元)

令和二年度研究論文概要

二年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要を、ここに掲げる。

第一部

神勤を見返させる「明治四年」

—主に神職に関する記録に注目して—

岩崎 繁 之(所員)

「覚帳」明治四年二月三日の条には、安政六年一〇月二日の「肥灰おさしとめ」の事蹟を振り返る記事がある。このような、明治四年から同事蹟を振り返る記事は「覚帳」の他にも複数あることから、金光大神において信仰活動の見返しが明治四年を特徴付ける行為となつていると考えられる。

本稿では、「明治四年」になぜこのような見返しが繰り返されることになったのかを究明するべく、新たに加わつた神職に関わる資料や、白川家や藩への支出など公的な金銭支出の記録が収録された「金光大神直筆帳面2」(以下「帳面2」と略記)に注目し、様々な利害関係者との社会的関係性から、金光大神を中核とした信仰集団の実態の様相を窺つた。

なお、本年度は安政六年から明治四年までの一三年間について、

①神勤に従事した後発生した問題に対して集団的に対処する時期(元治元年辺りまで)、②信仰集団が村や藩との折衝を通じて公的な組織へと転換していく時期(慶応三年辺りまで)、③明治政府へと政権交代し社会制度が根本的に変更されることで信仰集団の公的資格や存立根拠が消失していく時期の三期に区分し、通史的観点から全体の輪郭を素描するべく考察を行った。

このことを通じて、文久二年に起こつた金神祭祀に関わる問題への対処から、信仰する者達が、組織的、集団的活動を始めるようになったこと。そして、金神祭祀の宮という施設建設をめぐることで、村落、白川家、藩等と、関わりの対象が広がり、結びつきが深まっていく様相が確かめられた。また、その際に、文書を通じた対応が求められることになり、そのことで活動の組織化が進んでいった実態が浮かんだ。

今後、慶応三年以降における金神社をめぐる活動実態の究明を通じて、信仰組織の態勢に関わる明治四年の影響とともに、「帳面2」や「年譜帳」作成というような金光大神自身への信仰確認に及ぶ問題とその意味に迫っていく。

明治以前の広前の諸相

—「金乃神様金子御さしむけ覚帳」の

修験に関する記事に注目して—

堀江 道 広(所員)

金光大神直筆の一つである「金乃神様金子御さしむけ覚帳」(以下「金子覚帳」と略記)には、安政六年(一八五九)から明治元年(一八六八)にかけて、金光大神広前における金銭融通の記事が記載されている。その融通の相手は、「願主歳書覚帳」にも見られる信仰的関係を築いた者、大谷村をはじめとした近隣の住民、金光大神の兄弟等の親類、修験者や修験を騙る無心者と見られる者等である。これらの記事からは、明治以前の広前の様子がより一層明らかになる可能性が浮かぶ。そこで本稿では、広前の歴史実態の様相の究明に向けた端緒として、「金子覚帳」の修験に関する記事に注目し、金光大神と修験者との関わりの実態の様相を窺った。

まず、先行研究を通じて、金光大神と修験者との関わりを概観した。これまで、このような関わりについては、布教合法化という観点から考察した早川公明の研究がある。特に、文久二年(一八六二)三月二五日の蓮行院との折衝、同年七月二一日の矢掛智教院との折衝は、「小野四右衛門日記」を典拠に、既存宗教との対立の出来事として把握されている。そして、そこでの金光大神は修験者へ対抗的な処置をせず、忍従を余儀なくされたこととさええられている。また、金光大神が五流尊灌院から許状を入手したことについては、布教資格獲得への積極的な動きとして捉えられている。なお、この許状は後に返却され、修験者との関係が断たれたものとされている。また、許状の返却時期は、文久三年(一八六三)末から元治元年(一八六四)の間、あるいは伝承を

踏まえ慶応年間と推測されていることも確認した。

次に、先の知見との関わりから「金子覚帳」の修験に関する記事に注目した。記事からは、蓮行院との折衝があった文久二年(一八六二)以前の万延元年(一八六〇)には、既に修験者が金光大神のもとを訪れ、金銭のやりとりが行われていたことが窺える。また、この修験者の中には、備中を霞(支配地)とする修験寺院の使いが含まれていることが確かめられた。このことから、金光大神が神勤専念後の早い段階で、金光大神の広前は修験者に知られていたことが窺える。さらには、金光大神における五流尊灌院の許状入手から、後慶応二年(一八六六)まで、修験者との金銭のやりとりが継続していることを確認した。

一方で、同年七月以降、修験者による「むしん」を断っている表記が見受けられることから、この時期に金光大神と修験者との関係に変化が生じていたものと推察した。このことに関わって、同年一二月には許状の返却を窺わせる記事があることから、今後の究明の必要性を述べた。以上のように、「金子覚帳」からは、金光大神と修験者との対立的な関係だけではない、金銭を介するやりとりが窺えることを指摘した。

今後は、修験者を含め金光大神の広前を訪れた者の動向にも視野を広げ、課題の明確化に努めていく。

第二部

「家内和合」への憧れ

—明治期の山下鏡影の言説に見る—

塩 飽 望(助手)

筆者はこれまで、教内刊行物に見られる言説を対象としながら、「性」や「障害」など自他を規定し、他者との関係形成に深く関わる領域をめぐる信心の働きについて、一般諸学によるジェンダー論の視点にも学びつつ課題を探ってきた。

具体的には、『令徳』（明治三二年刊行）や『大教新報』（明治三九年刊行）上の結婚、出産、家事、育児、介護など人生に伴う営みに関する記事を中心に見てきた。ここでは「家庭」を築き営むことの社会的／信仰的意義と、その営みが「家族」、特に「母」「妻」の心掛けにより十全になるとする記事が多く見られる。しかしそこでの言説は普遍的な人間像を想定したものであり、その言説のなかで生きていた人間の実際がいかなるものだったのかとの関心が浮かぶ。

ところで、こうした記事を執筆していた者の一人である山下鏡影に注目すると、他の記者と同様に「信心は家内に不和のなきが元なり」などの「教え」をもとに、信心に結び付けつつ「家庭」における生活環境、人間関係を良好に保つことの大切さを述べている。その一方で、鏡影は『大教新報』で実母山下カン（黒忠初代教会長）の帰幽に関わる数本の記事の中で彼女と信仰的／感情

的に十分向き合えなかった、との悔いを述べている。ここからは、「家庭」を営む社会的／信仰的意義を把握していることと、その実際を生きることとの間に生じた落差について考えさせられる。この落差には「家庭」や「家族」という親密で自明とされがちな関係上に生じるからこそその向き合い難さがある一方で、どうにかして関係を結び直そうと模索していたことが想像される。

このことを踏まえて、改めて本教信仰における家族観や親子観が鏡影に与えた影響を考えるべく、当時の「信心は家内に不和のなきが元なり」という教えの語られ方に着目すると、『令徳』では夫婦／親子などの情愛による結びつき、忠孝を重んじた関係性の遵守、それぞれの役割（父、母、子などの身分）への従事などを要に、一家が「和合」することの大切さが説かれていることがわかる。そこには、「不和」を信心上の課題として捉えさせ、「家内」のあり様を見返させる教えの作用が窺われる一方で、「和合」を目指し「不和」の払拭のみが目ざされている印象も否めない。

次にカンと鏡影の関係性を考えるとともに鏡影が振り返る「家庭」の姿を知るべく、黒忠教会の教会誌などを用いて鏡影の生い立ちの整理を試みた。それによって鏡影の「家庭」における「父」「母」などの役割が一樣ではない様相が浮かんだ。例えば病の快復をきっかけに生涯を神と御道に捧げると決めたカンは、山下家の「妻」「母」「娘」ではなく「前立」として扱われ、カンの担う家業・家政はほぼ彼女の両親（特に鏡影の祖母）が引き受けていたことがわかる。また鏡影にとって祖母は「母」のような親しみ

を持つ存在であると述べられており、鏡影とカンの間にいわゆる「母」と「子」とは異なる関係性があつた可能性が浮かんだ。

以上から、教えをもとに「家庭」を「和合」に向けて営む信仰的意義が把握されようとする一方で、そこで提示される「和合」は「家庭」における人間の諸事情に対して規範的な作用をもつものであると指摘した。このことから、多様な関係性が生じ得る「家庭」という場に、「教え」はどのように向かい、またどのように引き受けられようとしたのが改めての問題となった。

教典と呼ぶ行為、そこに生起する信仰者と教典との関係性について

橋 本 雄 二(助手)

本稿では、『金光教教典』（以下、『教典』）が信仰者の信心に及ぼす影響関係について究明するべく、本教史において教典がどのように登場したのか、また『教典』がどのように編纂されたのか、歴史実態の様相を窺った。

一章では、明治末大正初期における文書・教内紙誌類を手がかりに、本教に教典という言葉が登場する様相を探った。初出は明治三年の神道金光教会別派独立請願時であり、ここでは教典を掲げることによって本教信仰の独自性を積極的に示すとともに、信仰的権威として組織統率の役割を教典に担わせたことが考えられる。また、独立後には、佐藤範雄著作の教義書を教典と呼ぶ信

仰者も見られた。そこには、対外的に金光教を表明する意欲が強く窺われ、組織的な布教活動を推進する姿として捉えられる。

二章では、そのような信仰者の姿勢に対する批判的言説が同時期に見られ出した点に注目した。特に自然主義・生命主義の時代思潮に影響を受けた当時の青年層は、教典を権威として携える布教者の姿勢を厳しく問い、「教え」への絶対視に疑義を唱えている。こうした青年層の言説は、個人の信仰が教団として表明する信仰と同次元で扱われることに抵抗した姿として捉えられる。

三章では、主に現行の『教典』が編纂されるに至る昭和五〇年代の議論に注目した。当時、教典という言葉が信仰者に觀念させる性格・役割は一樣ではないことが、種々の会議を経て浮き彫りとなっていた。ここでは、本教典籍の性格を「原典的」、「教義書的」、「布教教書的」なものに分けて捉えていく見解が示され、「本教信仰の基本となる典籍」の編修を目的とする金光教典籍編修委員会が発足する。同委員会では、編修してきた書物の名称が議論され、「原典的」に捉えられる性格や機能について様々な意見が出されていた。ここでは、教祖の信心に照らされて各々に信心が耕される環境を整えることを、教典の意義として見ようとした委員達の姿が窺われた。

以上のことから、教典は、対外的に本教を表明する場面で実用的に捉えられる一方で、信仰の道を求める者にとっては、信心を規範的に受け止めさせもし、隘路へと向かわせかねない様相も浮かんだ。そうした様相の中で、『教典』編纂時には、『教典』との

多様な向き合い方が確保されるべきものとして議論されていたことが窺われた。今後は、そこで議論された内容が『教典』刊行後の教内にどう影響したかなど、具体的な信仰実践の場面から『教典』に浮かぶ課題や可能性を捉えていきたい。

第三部

明治・大正期の教内紙誌類に見る諸団体結成 動向の諸相

山田 光徳(所員)

教団独立前後から、「○○会」等の名称を冠する諸団体が教内各地に幾つも結成されていく。筆者は昨年度から、本教信仰における共同・協働的営みを捉える視座に培うべく、このような各団体の結成及びその動向を生む要因の究明を試みてきている。本年度研究報告では、独立前後から大正期を対象とし、当該期の教内紙誌類から抽出した三〇〇近くの団体について、その性格把握及び結成を促す背景の考察を試みた。

具体的には、一・二章で、構成員を手がかりに、抽出した諸団体を時系列で整理しつつ、それらの性格把握を試みた。一章では婦人会、子供会、青年会、二章ではそれら以外の各教会、また手続きや地域で組織された団体の動向を取り上げた。それによって、以下の点を確認した。

例えば、婦人会の初発の様相には、難波教会の「大明講」(明

治二二年結成)や、「横浜教会婦人会」(明治三五年時点で存在)等がある。その活動を報じる記事から、「婦徳の涵養」や信念修養といった目的を有したことがわかる。同様の目的をもつ婦人会は、それ以降、各地に幾つも見られるようになる。他にも、団体参拝や教勢発展への寄与を目的とするものもあるなど、性質はそれぞれである。こうしたことは、その他の青年会等のカテゴリーでも同様である。このように、構成員を手がかりとした類別を通じて、諸団体の目的の多様性が浮き彫りになった。

団体の目的について、既述以外では、教義研究や親睦・和合が多くの団体に共通してみられるが、例えば布教財源の確保(至誠会)明治四一年結成、など)や、「理解」の実践(おこらぬ会)出石教会、同四五年)、慰霊(慰霊会)伏見教会、大正二年)といった固有の内容も見られる。また目的を複数掲げる団体が多いが、単一目的の団体もある。このような目的の固有性や多様性から、主導する教師、信奉者の当面する課題が諸団体の結成に影響した様相に言及した。

加えて、団体結成を報じる記事には、社会不安や他宗教の活発な活動に触れ、本教としての団体結成の意義を述べるものが散見することも確認した。このことから、三章において、教内紙誌から当時の人々の問題意識の抽出を試み、団体結成との関連性を考察した。その中で、例えば、明治末期に、宗教への関心の高まりから青年の参拝者が増加したとする記事(明治四二年)や、教会内での信奉者の関係性の稀薄さが布教の停滞を生んでいるとする

記事（大正六年）等を紹介した。また、他宗教合同の「宗教大会」（長野県・明治四一年）へ参加した斎藤誠逸郎（飯田教会信奉者）が、その活動に感銘を受け、その経験が団体結成に結びつく様相を示した。こうしたことから、この当時の社会状況、思潮の変化が、教師、信奉者個々に、例えば右の記事に見られるような新たな問題や関心を誘発させ、その応答の一つが、諸団体結成の動向として現れている可能性に言及した。

今後は、改めて諸団体の動向を手がかりにしつつ、当該期の人びとが「社会」を強く意識化している様相に着目し、そこでの「社会」の経験の実相により焦点を当ててみたいと考えている。

明治二〇年代の岡山市域における布教の諸相

―新市教会資料「祈念簿」を手がかりに―

須 壽 真 治（所員）

明治二〇年代の岡山市域における布教の様相については、例えば神道金光教会時代の支所設置の経緯やそれに関わる人物らについての断片的な伝えが残されているが、そこに近年、新たな知見を加えうる資料の提供があった。それは、表紙に「祈念簿」や「御祈念帳」と記された明治二二―二八年までの横帳八冊である（資料の提供元から新市教会資料として登録。以下、「祈念簿」と略称）。同資料は、その記載内容の性格から、神道金光教会中島支所（岡山市西中島町）の広前に関わる御祈念帳と考えられる。

「祈念簿」には、中島支所の関係者や、遊廓関係者など同支所の場所柄に関わる人物に加え、大阪や京都など遠方との行き来があった商売人や芸能関係者と見られる人物の存在も確認できる。また、近隣の支所や講社との関わりがうかがえる、同支所以外の広前にも参っていたであろう人物も見られる。

以上から、「祈念簿」に浮かぶ願主の様相を手がかりに、中島支所という一拠点への注目を通じて当該期岡山市域における布教実態を動態的・多角的に捉えていく可能性が考えられる。そこで本年度研究報告では、今後へ向けた基礎的作業として、「祈念簿」（八冊分。全三九七丁）の解説・データ化とその整理を通じた記載内容の把握に努めた。

具体的には、まず、各帳面ごとの体裁をはじめ、筆記形態や記載分量、記載期間を確認した。書式と字体からは、筆記者が複数存在する可能性を指摘し、明治二六年（六冊目）を境に変化する書式の様相にも言及した。

次に、記載内容を項目ごと（日付、地名、祈願内容、人物名、年齢・干支・性別）に分類した。その上で、記載された地名の特定作業とその整理をもとに、願主の出身分布をうかがった（総記事数四九四〇のうち地名の記載がある三三七八記事を対象）。その結果、府県（国）別では、岡山県（備前国）が七割以上と最も多く、広島県（備後国）、大阪府と続くこと。そして市郡別では、上道郡が四割超と最も多いことを確認した。

また、各帳面毎の記載地域では、七冊目（明治二七年）を境に

岡山から広島へ中心が変わっていることを確認した。加えて、広前所在の場所については、それがうかがえる「当町」や「当村」という記述への注目から、一〜六冊目（明治二二〜二六年）は岡山（西中島町）、七〜八冊目（明治二七〜二八年）は広島（戸田村）と捉えられると指摘した。それと共に、岡山・広島の時時代を通して大阪からの願主が一定数確認できることや、両時代に共通して記載された願主の存在にも言及した。

今後は、「祈念簿」に浮かぶ願主の様相を手がかりに、時代性や地域性、また他資料との関係も視野に入れ、当該地域の布教の歴史をより包括的に捉えていく方途を探る。

昭和初期の一修行生の関心をめぐって

―松鷹長一のノート類を手がかりに―

森 川 育 子（所員）

新潟市出身の松鷹長一（後の新潟県万代教会初代教会長）が、青年期に京都で修行していた（昭和六年から九年頃）と伝えられている昭和初期は、社会的には昭和恐慌や満州事変などによる変動が見られ、本教においては教勢拡大が見られる時期である。本研究では、松鷹が青年期に記したノート類を手がかりに、昭和初期の一修行生の意識のあり方から、当該期における生活実感を踏まえた信仰思念の様相を浮かべさせていきたいと考えている。そこで本年度は、今後の研究展開に向けた基礎的作業として、松鷹が

記すノート類の内容把握に取り組んだ。

まず、ノート類六本の執筆量や記載内容、日付の把握を試みた。それによって、執筆時期を京都修行時代から教義研究所卒業前後と推定した。また、御理解や処世訓、講話記録や教内紙誌類の筆写など多種多様な記載から、執筆者本人の関心はもとより、修行先の教導内容、当時の信心状況をうかがうことも期待される内容であることを確認した。

次に、松鷹自身による講話の記録に注目し、松鷹が商業学校を卒業してから教義研究所入学に至る足跡を読み取り、整理した。講話記録内で、松鷹は商業学校卒業後に就職するも事情により離職し、数年の「放蕩」生活を送ったと回顧している。その時期に、芸事への関心から芸能関係者との交友を持つようとした様子もうかがえる。その後、働き口を求めて京都に赴くものの就職活動が上手く進まず、行き詰まっていた最中に偶然訪れた三条教会で修行生として世話になることになったと記している。また、「放蕩」生活中の経験から、社会構造への問題意識や教師を志す身としての信念のありようがうかがえる記述もある。

最後に、以上の内容を踏まえ、松鷹が万代布教所を開設するまでの期間に修行等を行ったと伝えられている関係教会・教師について、松鷹の講話内容との関連性を探るべく、その信仰経歴等を教会記念誌などを用いて確認した。

今後は当該期の教団動向を学習するとともに、関連語学の成果を視野に入れ、課題の明確化を図っていく。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。本年度は、令和二年一月二六日に、第五二回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第六〇号に掲載された児山真生「戦後布教における戦災教会復興対策とのその経験―「戦災復興対策要綱」の策定・具体化過程を中心に―」の論文一編と、森川育子「教制審議会特設部門における「拝詞」の審議の諸相」、岩崎繁之「金光大神年譜帳」と類似資料との関わりについて―作成の順序とそこに浮かぶ諸相への注目―」以上二編の研究ノートである。またこの検討会では、同号掲載の「金乃神様金子御さしむけ覚帳」の解読文及び解説や、紀要全般・研究動向をめぐっての意見交換を行った。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、長崎誠人（姫路大学准教授）、竹部真幸（姫路）、水野照雄（評議員・松阪新町）、松岡光一（研究員・墨染）、服部貴子（研究員・牧野）、佐藤光貴（学院講師・仁方）の各氏、所内からは、児山真生、岩崎繁之、森川育子、堀江道広（以上、執筆者及び資料解説担当者）、大林浩治、高橋昌之、白石淳平、山田光徳（司会）であった。

〈児山真生論文〉

○本論文では、空襲等による戦災教会の復興が、布教方途を優先的な課題とした終戦直後の教団の様相において明らかにされている。当該期の教団動向について、これまでの先行研究は、議会との関係から、教政運営の不安定さを主として論じてきたが、この論文は、教会個々と教務との相互主体的、協働的な様相に着目している。このことは、当該期の教団動向、さらには今日の教会、教団状況を幅広く捉え返す上にも示唆を与えるものである。

○また本論文は、そうした教会個々と教務との関係への着目を通じて、本部が戦災教会に対し柔軟に対応しようとした様相を明らかにしている。そこでは同時に、教会や教師、教信徒一人一人がもつ体験や問題の個別・固有性の提示があり、そうした容易に一括りにできない多種多様な個々の実態がもつ歴史的意義を、教務教政との関わりの方へ向けて問いかけてもいる。こうした個々への眼差しは、既存の価値観が様々に問い直される現代においても重要な意味をもつと思われる。今後もそうした教団各方面の人びとの様相をより具体化する視座を錬磨してもらいたい。

○ところで、本論文では、御用材下付の取り運びが問題化した状況を描く中で、教監堀尾保治の「大失敗」との発言に着目しているように、当局者自身の意識の側からの、教務教政の問題への論及に留まっている感が否めない。このことは、教内一般の

教政史の評価と同じく当局やその施策の一つのまとまりとして評価してきたような問題をうかがわせるのであり、そのことが知らず識らず研究者の立ち位置にも影響を与えているように思われる。こうした当局や施策をめぐっての教務教政の評価は、改めて慎重に吟味されなければならないのではないか。

〈森川育子研究ノート〉

○本研究ノートは、教制審議会特設部門（昭和二五―二八年）での「拝詞」をめぐる審議経過とその委員らの経験を問い、同部門の審議がもつ歴史的意義を浮かべせる試みとなっている。その中で、委員らが実体験を踏まえた意見を述べることで全体化や共通化が困難となり、翻って自身の信仰が問われるという経験が示されたことは興味深い。こうした、審議において生まれ、たジレンマともいえるような心性、情念と、いった領域に光を当てたことは、同部門に留まらず種々の会合を対象化し得る可能性を看取させ、そうした領域を方法・視点として先鋭化することで描かれる「教団史」に興味をもたせるものとなっている。

○そうとして本論では、同部門の帰結の様相が不透明であり、その点が後の儀式服制等審議会の初発の状況においてどう押さえられていたのか疑問となる。また戦後の動向から論究されており、戦前からの経験との関係性も考慮されたい。その意味で、同部門の議論をより理解するために、その前後の教内の言説や社会状況との関係性の検討も必要だったのではないか。

○また、本論を通じては、改定で得たもの／失ったものの内実や、「信教の自由」といった時代背景と重なるような、「独自性」の希求が今日どういう意味をもつのかといった点からの言及も欲しい。それは、コロナ禍にあつて儀式の形態も試行錯誤される、昨今の状況があり、「拝詞」等の可変性という様相に関わつて、そうした点々が改めて時代状況の変化と共に問われていることを思わせられるからである。この度の取り組みからさらに視野を広げた議論の展開に期待したい。

〈岩崎繁之研究ノート〉

○本研究ノートは、「金光大神年譜帳」と、その形式・内容の類似する二点の資料（「金光大神暦注略年譜」略年譜部分及び「金光大神手控え綴」中一四丁分の記録）を取り上げ、それら資料相互の関係性を追究したものである。共通する事柄についての記事を対照し、文章表現や表記形態の変化から、資料の作成順序に論究したことは、「金光大神事蹟に関する研究資料」の刊行（令和元年）もなされた今日にあつて、各帳面の性格把握に寄与するものであり、また既知の「覚書」や「覚帳」などの成り立ちや、帳面を執筆・作成する金光大神の有り様への関心を喚起させるものとなっている。

○そうとして、資料論という点から言えば、「金光大神年譜帳」が金光宅吉の筆写本である以上、その記述内容に基づく金光大神の筆記行為への言及や、それに連なる金光大神像の構築には、

より慎重である必要がある。今後、例えば「覚帳」の原本と宅吉筆写部分との対照を踏まえた緻密な筆写傾向の把握といった、更なる資料批判も同時に求められてくるのではないか。

○また一方で、「金光大神年譜帳」などの新出の各帳面と、「覚書」「覚帳」といった既知の帳面及びその内容との関係性の検討によって、金光大神の記す行為、綴る行為の意味、あるいはより広やかに、信心の営みや、それが物語られていくプロセスなど、様々な面から、我々の認識が如何に見返されるのかも課題となる。その上でも、資料論と並行して、事蹟解釈をも基盤に組み込むような、力の入った研究の展開に期待したい。

〈紀要全般、近年の研究動向等について〉

○本号に「金乃神様金子御さしむけ覚帳」解説文及び解説が掲載されたことは、教内外に新たな知見を提示するものとして意義深い。「金光大神事蹟に関する研究資料」同様、読み下し文は、地名や人名など、帳面そのままを読むだけでは分かり難い内容に補足を加える工夫もされている。改めて、こうした取り組みを可能にする研究的蓄積の重要性が思われる。引き続き、その他の帳面類の解説、公開、それに伴う研究の展開に期待したい。

○「戦後」も七五年をこえ、今後は昭和の終わりから平成年代も研究対象となつてこよう。教学研究としての対象領域を拡げるのみならず、全教的な課題としての継続的な資料収集、また各教会や機関からの資料提供といった働きかけが生まれてくるこ

とも期待したい。そのためにも、諸事の記録化、その保管・管理といった資料への意識の高まりを全教に促す方途を講じてもらいたい。

○コロナ禍が一つの契機となり、オンラインを活用した会合が多く見られるようになってきている。第五九回教学研究会も対面参加とオンライン参加を併用し開催された。そうした会合に來場し、参加することでこそ得られるものがあることは勿論だが、教学への更なる関心の高まり、広がりに向けて、今後、他の行事も視野に入れたオンラインのさらなる活用を模索して欲しい。

彙報

— 令和二・四・一〜令和三・三・三一 —

令和二年度の業務概要

令和二年度の業務概要	189頁
研究題目の認定	190頁
研究講座	191頁
研究発表会	191頁
教典に関する基礎資料の編集	191頁
資料の管理	191頁
教学研究会	193頁
教学に関する交流集会	194頁
教学講演会	194頁
紀要論文講読セミナー	194頁
教団付置研究所懇話会	195頁
研究交流・各種会合への出席	195頁
嘱託・研究員	195頁
評議員	196頁
研究生	196頁
通信の発行	196頁
ホームページの運営・管理	196頁
人事関係	196頁
学院・図書館との関係、その他	197頁

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究態勢の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておくが、本年度の各業務は、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて日程や開催形態を変更するなど、随時対応を協議して進めた。

(1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学講演会、紀要論文講読セミナーについては、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話等を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、開催してきた。

本年度の教学研究会は、当初の予定（六月一九〜二〇日）を更し、十一月一〇日に半日で開催した。また、会場参加とオンライン参加を併用する形をとった。

教学に関する交流集会は、教学研究会と併せて開催した。

また教学講演会は、従来、布教功労者報徳祭に併せ、講演形式で開催してきたが、この度は、講演動画のオンライン公開を以て開催とした。

紀要論文講読セミナーは、当初四回の開催を予定していたが、三回に変更した。

以上のように、所外からの来場を伴う各会合は、マスク着用や衝立の設置など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて行った。

(2)教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参加してきているが、本年度は次年度に延期となった。

その他、一般諸学問の研究者との交流を通じて、広く現代の問題関心との連関を深めるべく、諸学会・研究会にいずれもオンラインにて参加した。

(3)資料の管理については、「教団の資料センター」として、公開基準に基づいた資料照会の態勢を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

研究題目の認定

四月二二日、七名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○神勤を見返させる明治四年

― 神職に関する記録に注目して―

岩崎繁之

○明治期における金神

― 「金光大神曆注略年譜」の様相を手がかりに―

白石淳平

〈第二部〉

○「めぐり」の位相とその意味

― 本教における人間観、救済観への問い―

高橋昌之

〈第三部〉

○「昭和二九年教規」施行後に浮かぶ「教会布教」とその背景

― 「教会機能の拡充強化」をめぐる議論に注目して―

児山真生

○明治・大正期における諸団体の結成及び活動実態の諸相

山田光徳

○明治二〇年代の岡山市域における布教の諸相

― 新市教会資料「祈念簿」を手がかりに―

須崎真治

○昭和初期の一修行生の関心をめぐって

― 松鷹長一の西賀茂小教会所修行時代のノートを中心に―

森川育子

また、第一部助手堀江道広の研究題目が一〇月二二日、以下の通り認定された。

○明治以前の広前の諸相

― 「金乃神様金子御さしむけ覚帳」の修験に関する記事に

注目して―

堀江道広

研究講座

五月八日、本年度の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ①―高橋、岩崎、白石、須寄、堀江、塩飽、橋本、

中西

紀要六〇号への「金乃神様金子御さしむけ覚帳」解説文掲載へ向けた検討作業のため一―回実施した。

原典ゼミ②―岩崎、白石、堀江

研究課題の検討を中心に三回実施した。

原典ゼミ③―岩崎、白石、須寄、堀江、毛利、金子

金光大神事蹟に関係する諸資料の全体的把握と管理及び研究活用に向けた方途を探るべく二回実施した。

二、教義ゼミ―高橋、塩飽、橋本

研究課題・方法に関するゼミを七回実施した。

三、教団史資料ゼミ―児山、山田、須寄、森川

教団史研究の方法論検討のために二回実施した。

四、文献・資料講読会―堀江、塩飽、橋本

助手相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○婦人向け雑誌『令徳』を読んで 塩飽 望(2・6・18)

○「教典」という語の使用から浮かぶ信心の様相について 橋本雄二(2・6・20)

○「女性」に対する言説が生じることについて

―「令徳」を手がかりに― 塩飽 望(2・11・21)

○本教に見る「教典」という考え方について

―「新光」の記事を中心に― 橋本雄二(2・11・21)

教典に関する基礎資料の編集

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料の照合及び、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を五回実施した。

資料の管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料の収集

(1) 戦災復興関係資料二点の借用(2・4・8)／総務部教会室より

(2) 三代金光様関係資料五点の借用(2・5・9)／本部在籍藤井喜代秀氏より

(3) 布教史資料六点の收受(2・6・25)／東中国教区布教史資料室長相賀正実氏より

(4) 戦災復興関係資料一点の借用(2・9・2)／総務部教会室より

(5) 布教史資料六六六の借用(2・9・24)／豊原教会長小林光氏より

(6) 電子データの收受(2・12・16)／金光図書館より

二、資料の整理・保管

(1) 資料の複写

(イ) 教団史関係資料 七二四九枚 二〇点

(ロ) 布教史資料 一九八一枚 九点

(ハ) 資料(複数化) 九八四枚 九点

(ニ) 図書 七五八枚 五点

(ホ) 教団史資料各期 二五四枚 二点

(ヘ) 諸会合記録資料 二五四枚 一点

(ト) 信心生活記録資料 二二四枚 一点

(チ) 金光大神関係資料 一二枚 六點

(リ) 教内刊行物等の電子データ化 五三七頁

(2) 資料の整理

(イ) 教団史資料

○ 教団史各期の所在場所確定へ向け、資料の再編及び複数化等の整理作業を行った。

(ロ) 教団史関係資料

○ 新規収集並びに未整理資料を整理し、目録を作成した。

○ 既存資料について、細分化目録を作成した。

(ハ) 管長家資料

○ 既存資料について、タイトル修正作業を行った。

(ニ) 布教史資料

○ 新規収集並びに未整理資料を整理し、目録を作成した。

○ 既存資料(未複数化分)について、複数化作業を行った。

(ホ) 金光大神関係資料

○ 新規収集資料を整理した。

(ヘ) 信心生活記録資料

○ 未整理資料を整理し、目録を作成した。

(ト) 諸会合記録資料

○ 未整理資料を整理し、目録を作成した。

(チ) 視聴覚資料

○ 收受したCDの登録作業を行った。

(リ) その他

○ 紀要『金光教学』第六〇号のPDFデータ化及び正誤の修正作業を行った。

(3) 資料の登録

教団史関係資料目録(八八三点)、高橋正雄関係資料目録(二五三点)、小野家資料目録(六八八点)、布教史資料目録(三七七点)、その他新規登録資料目録(二〇〇点)、新取図書(二九八八点)、教団書庫目録紀要(七九点)、同学会誌(二二六六六)をコンピュータへ登録した。

(4) 図書の整理・保管

新取図書二九八八点の受入、破損図書の補修等を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、令和二年のものについて廃棄処分した。

三、資料の運用

(1) 検索システムの構築

資料検索の内容充実を図るため、新規及び未入力目録の入力作業を行い、統一検索目録を更新した。

教 学 研 究 会

第五九回教学研究会(2・11・10)

今回は、紀要「金光教学」第六〇号の内容も手がかりとしながら、研究者が何に出会い、信心にとつての課題をどう見出しているのか、個々の研究の手前でそれぞれの経験を語り合うことを願いと、テーマ「教学研究への経験を語る―信心の現在へ向けて

―」のもと発題及び全体懇談を行った。概要及び参加者は以下の通り。

一、会場 本部教庁 大会議室

二、日程

(1) 発題「歴史からの問いかけをめぐる」 須寄真治

広島県福山市の新市教会から見つかった、明治二〇年代の中島支所(岡山市西中島町)の御祈念帳とみられる帳面「祈念簿」を取りあげ、複数の広前を訪れる願主の様相などが紹介された。このことを通じて、御祈念帳の帰属先(どこか/誰か)をはじめ、資料から「金光教というもの」をめぐる意識を問い直す研究の可能性が展望された。

(2) 全体懇談

司会 白石淳平

○人やものの往来の玄関口であったという当時の西中島の地域性からすると、「祈念簿」に複数回、定期的に名が記された事例は、職業など生活スタイルに関係した「ついで」の参拝であった可能性も考えられる。また、願主が複数の広前を移動するという様相からは、地域的な「越境」ばかりでなく、信仰的な「越境」ということも考えられる。こうした様相は、教会単位で捉える傾向にあった布教観を問い直す視点となるのではないか。

○「御祈念帳とは何か」との資料論的な問いに対応して、「御祈念帳」と呼ぶ我々の意識の歴史性が、同時に問われる必要がある。またその意味では、時間を経て代を重ねていくうちに

信仰的な意味合いが認められ、神聖視されていくものは御祈念帳に限らないだろう。様々なところ（祭典や行事含む）に存在するそうした「聖なるもの」が、「いつも通り」でない事態に直面している今だからこそ、聖なるものの現出を捉えようとする人間の行為や経験をより豊かに捉えていく方法、視点の練磨が求められる。

二、参加者

会場…古瀬真一（阪急塚口）、光本真一（落合・東中国教務センター）、児山陽子（金光図書館）、佐藤光貴（学院）、渡辺順一（嘱託）、西村明正、向井道江（以上、研究員）、本所職員。
オンライン…河井信吉、土居浩（以上、嘱託）、松岡光一、高阪有人、服部貴子（以上、研究員）。

教学に関する交流集会

本年度は、教学研究会と併せて開催した。

教学講演会

本所では、全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話をはかり教学研究の問題意識に培うべく、教学講演会を開催している。

本年度の第二回教学講演会としてオンライン公開した内容

は、以下の通り。

第二回教学講演会（公開期間…2・12・20～3・3・30）

講演1

「戦災をめぐる教会と布教

―戦後教団史の始まりを尋ねて―

児山真生

講演2

「教制審議会特設部門における

「拝詞」の審議から気付かされたこと」

森川育子

紀要論文講読セミナー

本教信仰に対する基礎的理解に培ってきたこれまでの研究成果の内容と、その今日における意義を全教の信奉者と共に学ぶ機会として、左記の通り実施した。

一、会場 金光北ウイング 光風館研修室

二、各回担当及び論文

○第一回（2・7・22）担当…高橋昌之

・竹部弘「金光大神における「超越」の視座」（第四六号）

○第二回（2・9・10）担当…山田光徳

・鈴木義雄「広前歳書帳」に記された「講」について」（第二九号）

○第三回（2・11・15）担当…塩飽望

・高阪有人「震災体験と「おかげ」―「聞く」ことを起点と

した語りの体験―

(第四九号)

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参画してきている。

現在、本所は同懇話会を運営する実行委員の任にあることから教団付置研究所懇話会・第一九回年次大会の第二回実行委員会(2・5・19)に、所員白石淳平がオンラインで出席した。同実行委員会において、本年度開催予定であった年次大会の延期が決定した。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

本年度はいずれもオンライン開催であった。

- 日本宗教学会(2・9・18～20)四名
- 日本社会学会(2・10・31～11・1)一名
- 人文地理学会(2・11・14～23)一名
- 社会経済史学会(2・11・28～29)一名
- 歴史学研究会(2・12・5～6)三名

二、教内会合

- 東近畿教区教会長教師集会(2・12・4、主催：東近畿教務センター)
・大林浩治(所長)が「コロナがくつつく日々のなかで考えさせられたことまた、そこから見る教祖様のありようについて」と題して講話を行った。

三、その他

- 以下の研究会等(いずれもオンライン開催)に参加した。
- 日本思想史学会主催第六回「思想史の対話」研究会(2・11・8)一名
- 國學院大学研究開発推進機構日本文化研究所主催令和二年度国際研究フォーラム「見えざるものたちと日本人」(2・12・19)二名
- 南山宗教学文化研究所・龍谷大学センターと宗教研究センター共催「宗教とジェンダーの最前線Ⅲ」(3・3・2)一名
- 令和二年度浄土宗総合研究所公開講座「仏教の智慧を開く」(3・3・8)一名

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第五九回教学研究会、第五二回紀要掲載論文検討会への参加を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第一一〇回（2・9・7）

令和三年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は高橋寛志、阪井澄雄、水野照雄、浅野弓の各評議員と所長以下六名の職員であった。

○第一一一回（3・3・16～17）

令和二年度研究報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成・確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は高橋寛志、阪井澄雄、森山恵美子、水野照雄の各評議員と所長以下六名の職員であった。

研究生

本年度は、研究生の採用がなかった。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第四二号を左記の通り発行した。

一、期日 令和二年六月一四日

二、内容 巻頭言、年度計画、提言、研究報告所感、彙報、他
三、部数 三三〇部（A4判、八頁）

ホームページの運営・管理

ホームページの内容を適宜更新した（<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>）。

人事関係

一、異動

(1)職員（教団職員）

○部長児山真生、四月一日付で再任、第三部長に指名。○助手森川育子、四月一日付で所員に任命。○資料室長中西教幸、四月三〇日付で指名を解く。○主事中西教幸、五月一日付で学院に異動。○主事毛利義幸、五月一日付で資料室長に指名。○臨時御用奉仕金子信栄、五月一日付で資料室に配属。○臨時御用奉仕金子信栄、八月一日付で書記に任命、同日付で資

一、学院

(1) 学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

学院・図書館との関係、その他

- 料室員に指名。○部長高橋昌之、一月三二日で任期満了。翌一月一日付で再任、第二部長に指名。○助手堀江道広、一月一日付で所員に任命。○部長児山真生、二月三十一日付で部長辞任により第三部長の指名を解く。○所員児山真生、一月一日付で図書館へ異動。○幹事白石淳平、二月三十一日付で幹事を辞任。○所員白石淳平、一月一日付で部長に任命、第三部長に指名。○所員山田光徳、一月一日付で幹事に任命。
- (2) 嘱託
○嘱託竹部弘、六月三〇日付で委嘱を解く。
- (3) 研究員
○研究員高阪有人、同八坂恒徳、一月一九日で委嘱期間満了、翌一月二〇日付で再度委嘱。
- (4) 評議員
○評議員岩崎道興、六月三〇日付で辞任(三期一〇年)。
○教師浅野弓、七月二日付で評議員に任命。
- 二、本所職員並びに本所関係者数(3・3・31現在)
職員一四名(所長・部長3・幹事・所員3・助手2・事務長・主事2・書記1)、嘱託六名、研究員八名、評議員五名。

- ① 教祖特別講義(所員岩崎繁之、同白石淳平、助手堀江道広)(2・10・15)
- ② 教義特別講義(所員高橋昌之)(2・10・27)
- ③ 教団史特別講義(所員山田光徳、同須寄真治、同森川育子)(2・11・20)
- (2) 学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。「教学について」講義(所長大林浩治)(3・3・15)
- (3) 学院と研究所との懇談を実施した。(3・3・22)
- 二、図書館
図書館と研究所との懇談は、次年度に実施することとなった。
- 三、その他
○
- 松岡悠和(京都府立大学大学院博士後期課程)(2・6・29)
30・7・29
- 真鍋賢治(総社市地域史『然』編集長)(2・7・7、3・3・3)
- 村田陽平(近畿大学文学部准教授)(3・3・26)

47	47	37	29	頁
	下段△5	下段△6	上段6	行
	四條「中略」七本松	三條	いかに掴まえ	誤
	四條教会「中略」七本松教会	三條教会	※傍線部トル	正
			教団の資産と管理	
			△1	

「△」は後ろからの印

金光教学第 61 号

令和 3 年 9 月 20 日印刷
令和 3 年 9 月 25 日発行

編 集・金 光 教 教 学 研 究 所
印 刷・昭 和 印 刷 株 式 有 限 公 司
発 行・金 光 教 教 学 研 究 所

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究
所までお送り下さい。

発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまっして実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえない難いが、こんにちはこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学的研究と信仰の實踐とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的實踐が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合う信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことであること、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 千 例)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2021
No.61

CONTENTS

TAKAHASHI, MASAYUKI

Faith expressed by the word, "meguri" 1

SHIRAISHI, JUNPEI

Konjin belief after the revision of the calendar during the Meiji period
– Focusing on Konkō Daijin's Faith to Kami – 54

Collected Materials:

Facts of Konkō Daijin's Life and Events

An expository writing of the *Accounting Ledgers sent by Konjin* 112

An expository essay

IWASAKI, SHIGEYUKI

An expository essay of the *Accounting Ledgers sent by Konjin* 166

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2020 179

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 186

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2020 189